

約款番号：S

更新のしおり

(旧スター生命契約用)

各種ご請求、お問い合わせはお気軽に

ジブラルタ生命 コールセンター
(旧スター生命専用ダイヤル)

0120-160-414 (通話料無料)

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00(日・祝・12/31~1/3を除く)

※お電話の際には、保険証券をご準備ください。個人情報保護のため、契約者(保険金などの請求の場合は受取人)ご本人様からお電話をお願いします。

はじめに

- ・この冊子（「更新のしおり」（旧スター生命契約用））は更新にともなう大切な事柄を記載したものです。約款の中で特に大切な事項（更新、保障内容、保険金等をお支払できない場合、諸手続等）をわかりやすくご説明していますので、ご一読のうえ、内容を十分にご確認ください。
- ・「約款」は、ご契約についてのとりきめなどを記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。「更新のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。
- ・ご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

● 「更新のしおり」、 「約款」 について

◎更新のしおり

「更新のしおり」は、保険種類・特約に関わらず共通です。

◎約款

「約款」は、更新した保険種類・特約から選択してください。

約款の主な変更内容について

2012年4月以降の約款の主な変更内容を記載しています。

2012年4月 約款の主な変更内容について

○「重大事由による解除」条項を改定しました。

・2012年4月1日以降の更新契約から、解除の対象となる重大事由に以下の項目を追加し、当社が反社会的勢力との保険取引を解消する根拠の更なる明確化を図りました。

<追加項目>

ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき

（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

* 重大事由によりご契約が解除された場合、重大事由が生じた以後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。（上記追加項目の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）すでに保険金・給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

2013年4月 約款の主な変更内容について

○視力矯正を目的とした手術（レーシック手術等）を支払対象外としました。

視力矯正を直接の目的とする手術（レーシック手術等）を支払対象としている手術給付を含む主契約・特約を2013年4月1日以降に更新した場合、更新日以降、同手術を支払対象外といたします。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクックIOL等が含まれます。

○骨髄ドナー給付を導入しました。

2013年4月1日より、旧スター生命のご契約のうち、会社が定める手術給付がある主契約・特約について「骨髄幹細胞採取手術（骨髄ドナー給付）」を支払事由に新設いたします。ご契約日・更新日にかかわらず2013年4月1日より対象の主契約・特約に適用されます。

○責任開始時期前の発病について、規定を明確化しました。

2013年4月1日以降に更新した場合、保障の責任開始時期前に生じた疾病について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」は、責任開始時期以後の発病とみなして、保険金等をお支払いする場合があります（ガンの診断確定を要件とするお支払事由はこの取扱の対象となりません）。

○約款で規定されている疾病等の分類を最新のものと変更しました。

2013年4月1日以降に更新した場合、約款で規定されている疾病等の分類を最新の「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に基づく分類に変更します。最新の分類を使用することで、疾病等の参照が容易になります。

2014年10月2日 約款の主な変更内容について

○骨髄ドナー給付の給付範囲を拡大しました。

骨髄ドナー給付について、骨髄幹細胞採取手術だけでなく、末梢血幹細胞採取手術も支払事由に追加いたします。ただし、骨髄ドナー給付の支払限度は1回のみで変更はありません。

○約款で規定されている疾病等の分類を最新のものに変更しました。

2014年10月2日以降に更新した場合、約款で規定されている疾病等の分類を最新の「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に基づく分類に変更します。最新の分類を使用することで、疾病等の参照が容易になります。

（注）2013年4月1日に変更されなかった一部特約についての変更です。

2017年4月1日 約款の主な変更内容について

○悪性新生物（がん）に関する約款の規定を明確にしました。

悪性新生物の定義に関し、その該当基準を明確にするとともに、対象となる悪性新生物の一覧に現在は悪性として評価されている疾病を追加しました。

○「病院または診療所」には、介護老人保健施設や介護老人福祉施設等は含まない旨を明記する等、医療保険で使用されている医学的で難解な用語を分かりやすい記載に変更しました。

2019年6月1日 約款の主な変更内容について

○特定疾病のうち、急性心筋梗塞、脳卒中によるお支払事由や保険料の払込免除事由に、所定の手術を加えました。

特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障している商品について、急性心筋梗塞または脳卒中の治療のために、所定の手術を被保険者が受けた場合の保障を追加しました。

2020年4月1日 約款の主な変更内容について

○民法（債権関係）改正（2020年4月1日施行）により、一部記載を変更しました。

○自動更新の取扱のある保険契約について、保険契約を更新しない旨のお申し出をいただく期限を変更しました。

2020年4月27日 約款の主な変更内容について

○感染症に関する内容について、新型コロナウイルス感染症も対象となる感染症に含めるものとする記載を追加しました。

2021年4月1日 約款の主な変更内容について

○情報端末を用いて書類の提出に代える場合の取扱について

当社に対する請求手続きについて、書面に代えて情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがある記載を追加しました。

2021年5月1日 約款の主な変更内容について

○感染症に関する内容について、新型コロナウイルス感染症に関する特別の規定を変更しました。

2022年4月1日 約款の主な変更内容について

○失効取消制度を導入しました。

失効取消可能期間（猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日まで）に失効取消にかかる延滞保険料（失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料）のお払込があったときは、保険契約が失効しなかったものとして取扱う制度を導入しました。この場合、診査や告知はありません。

2022年8月1日 約款の主な変更内容について

○指定代理請求人の範囲を拡大しました。

●更新のしおりをお読みいただく前に

◎更新のしおりの各項目に約款番号を掲示しています。当約款番号の約款をあわせてご確認ください。

例 新医療保険の場合

1 新医療保険とその特約の更新について

約款番号：S-1

(必ずご確認ください)

「新医療保険」とその特約を更新すると自動的に「新型医療保険」に変更されます。「新医療保険」のまま更新することはできません。

この例では、「**約款番号：S-1** 新型医療保険・特定疾病保障定期保険 約款と付加できる特約」が該当約款になります。

◎更新のしおりに記載されている各主契約と特約のお支払事由をより詳細にご理解いただくために、約款の主なお支払事由に関連する参照先の別表等を掲示しています。別表等は約款に掲載しています。

例 無配当長期傷害保険の場合

●無配当長期傷害保険の保険金・給付金のお支払はつぎのとおりです。

支払内容	支払事由	支払額		受取人
災害死亡保険金 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した感染症を直接の原因として死亡されたとき 	災害死亡保険金額		死亡保険金受取人
障害給付金 ^{*2}	被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険期間中に所定の身体障害状態に該当されたとき	第1級	災害死亡保険金額×100%	被保険者 ^{*3}
		第2級	災害死亡保険金額×70%	
		第3級	災害死亡保険金額×50%	

(注) 不慮の事故とは、無配当長期傷害保険普通保険約款別表1の「対象となる不慮の事故」に記載の事故をいいます。所定の感染症とは、無配当長期傷害保険普通保険約款別表4の「対象となる感染症」に記載の感染症をいいます。所定の身体障害状態とは、無配当長期傷害保険普通保険約款別表2の「給付割合表」に記載の身体障害状態をいいます。

ご契約が「無配当長期傷害保険」の場合、約款番号「S-6」の約款をご覧ください。



約款について

下記約款がこの更新のしおりに対応しています。更新のしおりとあわせてお読みください。

約款番号：S-1 新型医療保険^{*1}・特定疾病保障定期保険 約款と付加できる特約

約款

新型医療保険普通保険約款／5年ごと利差配当付新型医療保険普通保険約款／
無配当新型医療保険普通保険約款／5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険普通保険約款／
無配当無事故給付金付新型医療保険普通保険約款／特定疾病保障定期保険普通保険約款

特約・特則

新型入院初期給付特約／新型がん特約／新型女性疾病特約／新型成人病給付特約／新型家族がん特約／
新型家族医療給付特約／新型通院特約／新型家族通院特約／入院初期給付特約(O8)／特定臓器治療特約／
特定損傷特約／在宅療養給付特約／長期入院特約／介護給付特約／指定代理請求特約／リビング・ニーズ特約／
月払集団扱特約／集団扱特約(月払)／集団扱特約(年払・半年払)／集団扱特約(新医療保険・新型医療保険用)／
集団扱特約(5年ごと利差配当付新医療保険・5年ごと利差配当付新型医療保険・5年ごと利差配当付無事故
給付金付新型医療保険用)／集団扱特約(無配当医療・がん保険用)／集団扱特約(特定疾病保障定期保険用)／
特別集団扱特約／保険料口座振替特約／保険料クレジットカード払特約／特定障害状態不担保特約／
特別取扱特約条項／保険金等の支払時期変更特則／保険契約の失効取消に関する特則(Ⅲ)

※1 新型医療保険とは、新型医療保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、無配当新型医療保険、5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険、無配当無事故給付金付新型医療保険のことを指します。

約款番号：S-2 定期保険^{*2} 約款と付加できる特約

約款

定期保険普通保険約款／5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款／無配当定期保険普通保険約款／
無配当定期保険(無解約返戻金型)

特約・特則

総合障害保障定期保険特約／特定疾病保障定期保険特約／特定臓器治療特約／特定損傷特約／
家族定期保険特約／家族生活保障特約／災害割増特約／災害割増特約(2011)／傷害特約／
傷害特約(2011)／災害入院特約／総合入院特約／成人病特約／手術給付特約／家族総合保障特約／
家族災害保障特約／指定代理請求特約／リビング・ニーズ特約／月払集団扱特約／集団扱特約(月払)／
集団扱特約(年払・半年払)／集団扱特約(定期保険用)／集団扱特約(5年ごと利差配当付定期保険用)／
集団扱特約(無配当定期保険用)／特別集団扱特約／保険料口座振替特約／保険料クレジットカード払特約／
特定障害状態不担保特約／特別取扱特約条項／特定疾病による保険料払込免除特約／
保険金等の支払時期変更特則／保険契約の失効取消に関する特則(Ⅲ)

※2 定期保険とは、定期保険、5年ごと利差配当付定期保険、無配当定期保険、無配当定期保険(無解約返戻金型)のことを指します。

約款番号：S-3 特約^{*3}

特約・特則

定期保険特約／生存給付金付定期保険特約／総合障害保障定期保険特約／特定疾病保障定期保険特約／
特定臓器治療特約／家族定期保険特約／家族生活保障特約／終身特約／養老特約／傷病一時給付特約／
5大疾病保障特約／指定代理請求特約／リビング・ニーズ特約／月払集団扱特約／集団扱特約(月払)／
集団扱特約(年払・半年払)／特別集団扱特約／保険料口座振替特約／保険料クレジットカード払特約／
特定障害状態不担保特約／特別取扱特約条項／保険金等の支払時期変更特則

※3 更新する特約が記載されています。

約款番号：S-4 無配当一時金給付型医療保険・無配当一時金給付型医療保険(2010)約款と付加できる特約

約款

無配当一時金給付型医療保険普通保険約款
無配当一時金給付型医療保険(2010)普通保険約款

特約・特則

特定臓器治療特約／特定損傷特約／特定損傷特約(2011)／入院一時給付特約／入院一時給付特約(2010)／
一時金給付型医療保険用手術特約／一時金給付型医療保険用手術特約(2010)／
一時金給付型医療保険用総合治療特約／定期支払型入院特約／定期支払型入院特約(2010)／
一時金給付型医療保険用長期入院特約／一時金給付型家族医療特約／一時金給付型医療保険用家族手術特約／
5大疾病保障特約／先進医療給付特約／指定代理請求特約／月払集団扱特約／集団扱特約(月払)／
集団扱特約(年払・半年払)／集団扱特約(無配当医療・がん保険用)／特別集団扱特約／保険料口座振替特約／
保険料クレジットカード払特約／保険金等の支払時期変更特則／保険契約の失効取消に関する特則(Ⅲ)

約款番号：S-5 無配当がん保険 約款と付加できる特約

約款

無配当がん保険普通保険約款

特約・特則

がん診断給付金複数回支払特約／がん手術特約／がん退院特約／がん通院特約／がん長期入院特約／
がん死亡特約／家族がん診断給付特約／家族がん入院特約／家族がん手術特約／家族がん退院特約／
家族がん通院特約／家族がん長期入院特約／指定代理請求特約／月払集団扱特約／集団扱特約(月払)／
集団扱特約(年払・半年払)／集団扱特約(無配当医療・がん保険用)／特別集団扱特約／
保険料口座振替特約／保険料クレジットカード払特約／保険金等の支払時期変更特則／
保険契約の失効取消に関する特則(Ⅲ)

約款番号：S-6 無配当長期傷害保険 約款と付加できる特約

約款

無配当長期傷害保険普通保険約款

特約・特則

傷害保険用災害入院特約／傷害保険用災害通院特約／追加障害年金特約／指定代理請求特約／
月払集団扱特約／集団扱特約(月払)／集団扱特約(年払・半年払)／保険料口座振替特約／
保険料クレジットカード払特約／保険金等の支払時期変更特則／保険契約の失効取消に関する特則(Ⅲ)

約款番号：S-7 無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型) 約款と付加できる特約

約款

無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型)

特約・特則

入院初期サポート特約(2011)／がん入院特約／生活習慣病入院特約／女性疾病入院特約／
退院給付特約／先進医療給付特約／特定損傷特約(2011)／5大疾病保障特約／指定代理請求特約／
月払集団扱特約／集団扱特約(月払)／集団扱特約(年払・半年払)／集団扱特約(無配当医療・がん保険用)／
保険料口座振替特約／保険料クレジットカード払特約／特定障害状態不担保特約／
保険金等の支払時期変更特則／保険契約の失効取消に関する特則(Ⅲ)

目次



更新のしおり

主な保険用語のご説明 ————— しおり - 8



ジブラルタ生命からのお願いとお知らせ ————— しおり - 10



主商品の更新について

1. 新医療保険とその特約の更新について ————— しおり - 18
2. 新型医療保険、無事故給付金付新型医療保険とその特約の更新について ————— しおり - 25
3. 定期保険とその特約の更新について ————— しおり - 28
4. 特定疾病保障定期保険とその特約の更新について ————— しおり - 29
5. 無配当一時金給付型医療保険とその特約の更新について ————— しおり - 31
6. 無配当がん保険とその特約の更新について ————— しおり - 33
7. 無配当長期傷害保険とその特約の更新について ————— しおり - 35
8. 無配当一時金給付型医療保険(2010)とその特約の更新について ————— しおり - 37
9. 無配当通減定期保険とその特約の更新について ————— しおり - 39
10. 無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）とその特約の更新について ————— しおり - 40
11. 高度障害保険金のお支払について ————— しおり - 43



特約の更新について

12. 定期保険特約、特定損傷特約、家族生活保障特約などの特約の更新について ————— しおり - 44
13. 定期保険特約更新時の他の特約への変更について ————— しおり - 46
14. 定期保険特約の保険金額の減額について ————— しおり - 48
15. 定期保険特約、特定損傷特約、家族生活保障特約などの特約の更新中止について ————— しおり - 49
16. 特約高度障害保険金のお支払について ————— しおり - 50
17. 特約の保険金・給付金等のお支払について ————— しおり - 52
18. 特定疾病による保険料払込免除特約について ————— しおり - 70



更新後について

19. 更新後の保険料のお払込について ————— しおり - 72
20. 更新手続完了のお知らせについて ————— しおり - 73
21. 契約者配当金について ————— しおり - 73



保険金や給付金等をお支払いできない場合について

22. 保険金や給付金等をお支払いできない場合 ————— しおり - 74
23. 責任開始時期前に保険給付の原因となる傷病や不慮の事故などが生じていた場合 ————— しおり - 85



更新の際の留意点について ————— しおり - 86



その他

- 指定代理請求特約について ————— しおり - 88
- 「死亡保険金即日支払サービス」について ————— しおり - 90
- 被保険者による契約者への解約の請求について ————— しおり - 91



参考

解約返戻金 例表

主契約

新型医療保険	参考 - 1
5年ごと利差配当付新型医療保険	参考 - 1
無配当新型医療保険	参考 - 2
5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険	参考 - 5
無配当無事故給付金付新型医療保険	参考 - 5
定期保険	参考 - 9
5年ごと利差配当付定期保険	参考 - 10
無配当定期保険	参考 - 10
特定疾病保障定期保険	参考 - 12

特約

新型入院初期給付特約	参考 - 13
新型がん特約	参考 - 14
新型女性疾病特約	参考 - 15
新型成人病給付特約	参考 - 16
新型家族がん特約	参考 - 18
新型家族医療給付特約	参考 - 19
新型通院特約	参考 - 20
新型家族通院特約	参考 - 21
定期保険特約	参考 - 22
生存給付金付定期保険特約	参考 - 22
総合障害保障定期保険特約	参考 - 23
特定疾病保障定期保険特約	参考 - 25
特定臓器治療特約	参考 - 26
家族定期保険特約	参考 - 27
家族生活保障特約	参考 - 28
終身特約	参考 - 33
養老特約	参考 - 34
総合入院特約	参考 - 35
成人病特約	参考 - 36
手術給付特約	参考 - 37
家族総合保障特約	参考 - 39
在宅療養給付特約	参考 - 40
長期入院特約	参考 - 41
介護給付特約	参考 - 42

更新のしおり



主な保険用語のご説明

更新のしおりをお読みいただく上でこの「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

か

かいやくへんれいきん
解約返戻金

ご契約が解約された場合などに、契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

き

きゅう ふ きん
給付金

災害または疾病により身体に障害が生じたとき、入院されたときまたは手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。

け

けいやくおうとうび
契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える責任開始日の毎年の応当日のことです。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの責任開始日に相当する日をさします。

けい やく しゃ
契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。

けいやくしゃはいとうきん
契約者配当金

当社の毎年の決算により生じた剰余金から、契約者にお支払いするものを契約者配当金といいます。

けい やく ねん れい
契約年齢

被保険者の年齢は、契約内容により、つぎのとおり計算します。

1. 主契約に「年齢の計算に関する特則」がない商品

①無配当一時金給付型医療保険、無配当がん保険の場合

1年未満の端数は切り捨てます。(例) 24歳7ヵ月の方の契約年齢は24歳となります。

②上記①以外の場合

1年未満の端数については6ヵ月以下のものは切り捨てますが、6ヵ月を超えるものは切り上げます。(例) 24歳7ヵ月の方の契約年齢は25歳となります。

2. 主契約に「年齢の計算に関する特則」がある商品

①年齢の計算に関する特則を付加した場合

1年未満の端数は切り捨てます。(例) 24歳7ヵ月の方の契約年齢は24歳となります。

②年齢の計算に関する特則を付加しない場合

1年未満の端数については6ヵ月以下のものは切り捨てますが、6ヵ月を超えるものは切り上げます。(例) 24歳7ヵ月の方の契約年齢は25歳となります。

こ

こくちぎむ こくちぎむいはん
告知義務と告知義務違反

契約者と被保険者の方には、ご契約の申込をされる時（および復活のとき）に現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことからついてありのままを報告していただきます。これを「告知義務」といいます。その際に事実が告げられなかったときは、当社が告知義務違反として契約を解除することができます。

し

しつ こう 失効 猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

しゅけいやく とくやく 主契約と特約 約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

しん さ 診査 診査扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また職場の健康管理を利用し診断書等の写しにもとづく方法、生命保険面接士による観察報告による方法もあります。

せ

せきにかいしじき せきにかいしび 責任開始時期と責任開始日 申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始時期といい、その責任開始時期の属する日を責任開始日といいます。

せきにんじゆんびきん 責任準備金 将来の保険金・給付金等をお支払いするために、契約者が払い込む保険料のなかから積み立てられるものをいいます。

は

はらい こみ き げつ 払込期月 契約応当日（月払は月単位の契約応当日、半年払は半年単位の契約応当日、年払は年単位の契約応当日）の属する月の初日から末日までをいいます。

ひ

ひ ほ けん しゃ 被保険者 その人の生死などが保険の対象とされる人をいいます。

ふ

ふっ かつ 復活 失効した契約を当社の承諾を得て有効な状態に戻すことをいいます。

ほ

ほ けん きん 保険金 被保険者の死亡、高度障害のときなどに当社からお支払いするお金のことです。

ほ けん きん きゅうふ きんうけとり にん 保険金・給付金受取人 保険金または給付金をお受け取りになる人のことをいいます。

ほ けん しょう けん 保険証券 ご契約の保険金額、給付日額や保険料払込期間など、ご契約内容を具体的に記載したものです。

ほ けん ねん ど 保険年度 責任開始日から起算して、満1カ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

ほ けん りょう 保険料 契約者から当社にお払い込みいただくお金のことです。

や

やっ かん 約款 ご契約についてのとりきめなどを記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。更新のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。



ジブラルタ生命からのお願いとお知らせ

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容の変更等のお手続の例）

・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 等

それぞれのお手続の内容について、詳しくは「ご契約のしおり」または約款をご覧ください。

更新の申込の撤回（クーリング・オフ）について

更新のお申込には、クーリング・オフ制度は適用されません。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名



ジブ
ンラ
イタ
生命
から
の
願
い
と
お
知
ら
せ

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※ 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込があった場合、お申込の対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ※ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ※ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.gib-life.co.jp/>) をご確認ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適切な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読みかえます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※ 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.gib-life.co.jp/>) をご確認ください。



ジブラルタ生命からのお知らせ

生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構について

●当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

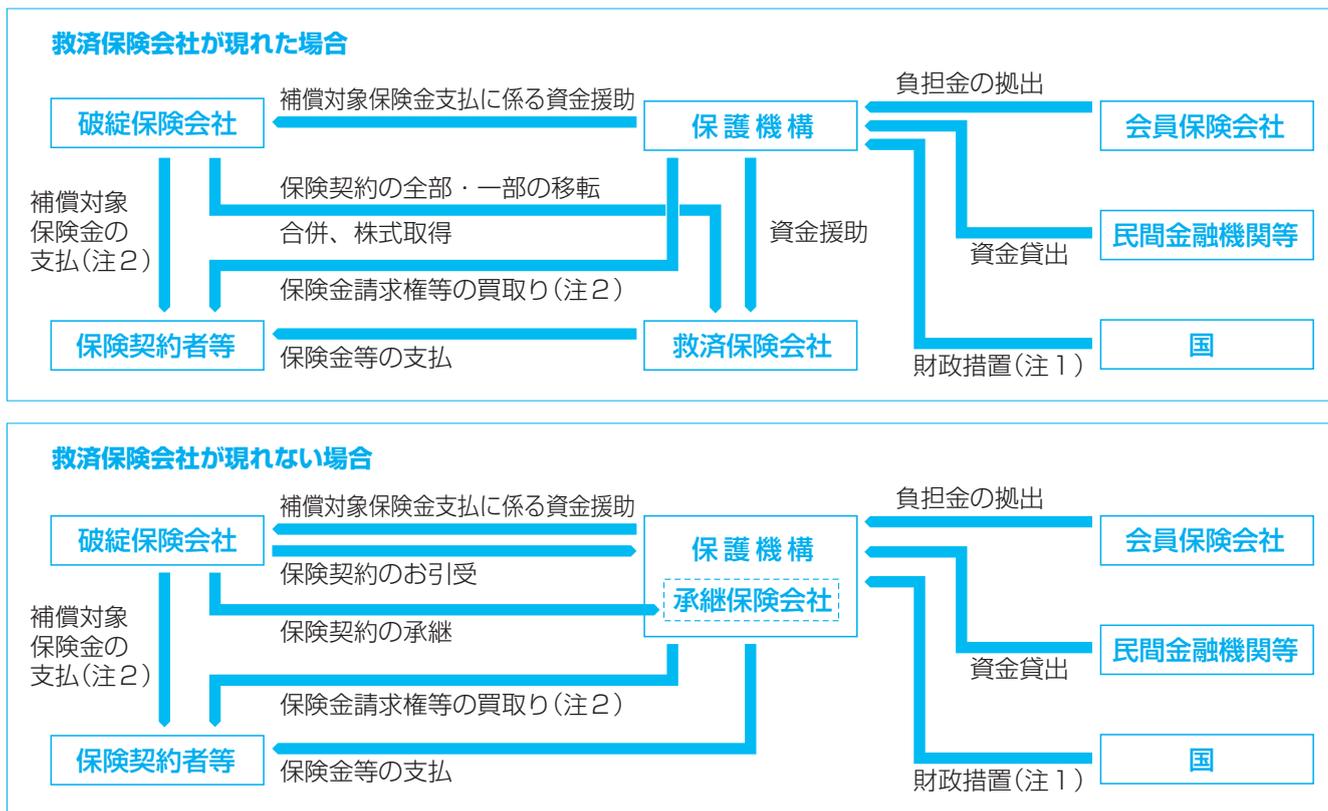
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

・生命保険契約者保護機構（概略図）



ジブラルタ生命からのお知らせ

(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2022年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

株式会社について

<株式会社について>

「当社の組織形態」

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報の取扱について

■個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。

なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法の定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

■個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

■保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者をご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

■個人情報に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

- ジブラルタ生命 コールセンター TEL 0120-160-414

受付時間：平日 9：00～18：00 土曜 9：00～17：00（日・祝・12/31～1/3を除く）

【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

- ・お問い合わせ先

（一社）生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03（3286）2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9：00～17：00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）

- ・ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。

<https://www.gib-life.co.jp/>



ジブラルタ生命からのお知らせ



● Memo SPACE

A large grid of dots for writing, consisting of 20 columns and 25 rows of small black dots.



主商品の更新について

1 新医療保険とその特約の更新について

約款番号：S-1

(必ずご確認ください)

「新医療保険」とその特約を更新すると自動的に「新型医療保険」に変更されます。「新医療保険」のまま更新することはできません。

新医療保険とその特約は、契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。

◎新医療保険の自動更新について

①更新前にご契約いただいた「新医療保険」は、「新型医療保険」に変更して更新します。

②更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳をこえるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

③更新後の日額

更新後の「新型医療保険」の入院給付日額は、更新前の「新医療保険」の入院給付日額と同一とします。

④更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

⑤更新後の支払限度

すでに入院給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に支払日数を通算して限度計算をします。

⑥特別条件が付加されている場合

特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に給付金削減支払の方法による削減期間が満了する場合、および特定疾病・部位不担保の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

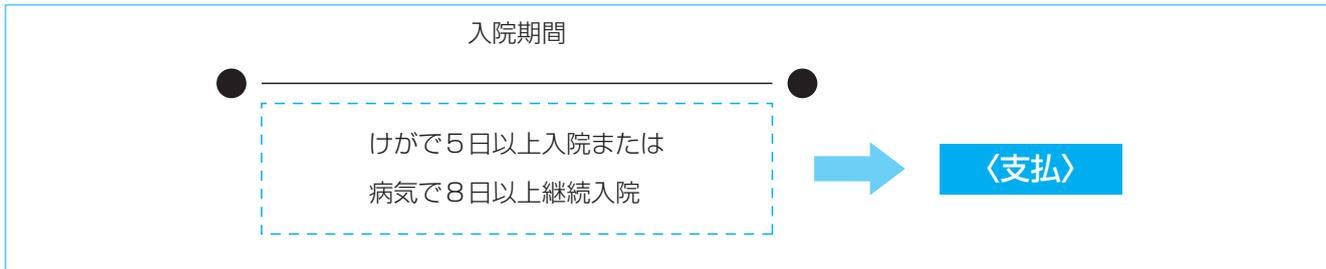
更新をご希望にならない場合、新型医療保険とその特約の入院給付日額を変更される場合、保険期間・保険料払込期間を終身へ変更される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。

◎主契約内容の変更について

●「新医療保険」と「新型医療保険」の主な相違はつぎのとおりです。

更新前

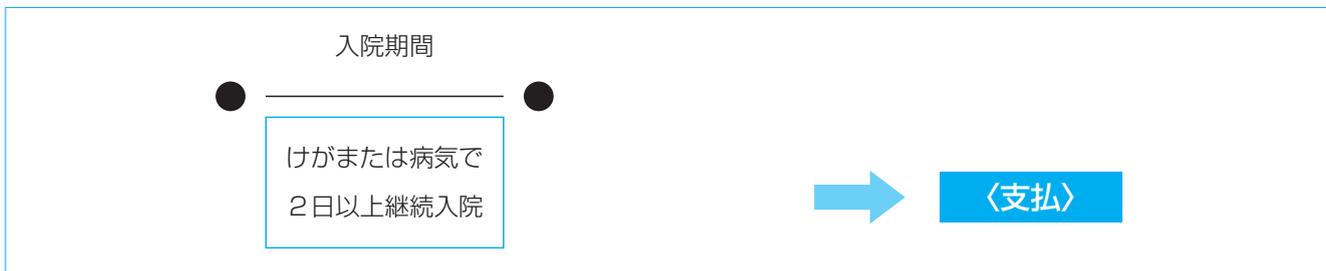
・「新医療保険」



更新後

・「新型医療保険」

入院給付金の支払事由が、「けがまたは病気で2日以上継続入院」となります。



更新後

●新型医療保険の保険金・給付金のお支払はつぎのとおりです。

	保険金・給付金の名称	支払事由	支払額	受取人
新 型 医 療 保 険	入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故 ^{*1} による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に治療を直接の目的に入院を開始し、2日以上継続入院されたとき	入院給付日額×入院日数 (1入院120日分、通算700日分限度)	被保険者 ^{*2}
		被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、治療を直接の目的に2日以上継続入院されたとき	入院給付日額×入院日数 (1入院120日分、通算700日分限度)	
	手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故^{*1}による傷害を直接の原因とし、その治療を直接の目的とする所定の手術^{*3}を受けられたとき 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とし、その疾病の治療を直接の目的とする所定の手術を受けられたとき 被保険者が、保険期間中に、骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始日から起算して1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術^{*4}を受けられたとき 	種類により 入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$ <small>*5*6</small>	被保険者 ^{*2}
	死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡されたとき	入院給付日額 × 100 ^{*7}	死亡保険金受取人
	高度障害保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に生じた傷害または疾病を原因として、高度障害状態になられたとき	入院給付日額 × 100 ^{*7}	被保険者 ^{*2}



主商品の更新について

- ※1 不慮の事故とは、新型医療保険普通保険約款別表2「対象となる不慮の事故」に記載の事故をいいます。
- ※2 給付金・高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。また、契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人のときは、被保険者の同意を得て、契約者を給付金・高度障害保険金の受取人とします。
- ※3 所定の手術とは、新型医療保険普通保険約款別表4「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※4 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※5 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象にはなりません。
「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。
- ※6 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。
- ※7 死亡保険金（高度障害保険金）をお支払いする場合、支払事由に該当したときの主契約の解約返戻金が保険金額を上回るときは、その上回る部分の金額を保険金額に加算してお支払いします。保険料の精算を要する場合は別途に計算します。

◎特約内容の変更について

- 更新前に付加されていた「入院初期給付特約」は「新型入院初期給付特約」、「がん特約」は「新型がん特約」、「女性疾病特約」は「新型女性疾病特約」、「成人病給付特約」は「新型成人病給付特約」、「家族がん特約」は「新型家族がん特約」、「家族医療給付特約」は「新型家族医療給付特約」、「通院給付特約」「新通院特約」は「新型通院特約」、「家族通院給付特約」「新家族通院特約」は「新型家族通院特約」にそれぞれ変更して更新します。

- 「入院初期給付特約」と「新型入院初期給付特約」の主な相違はつぎのとおりです。

更新前

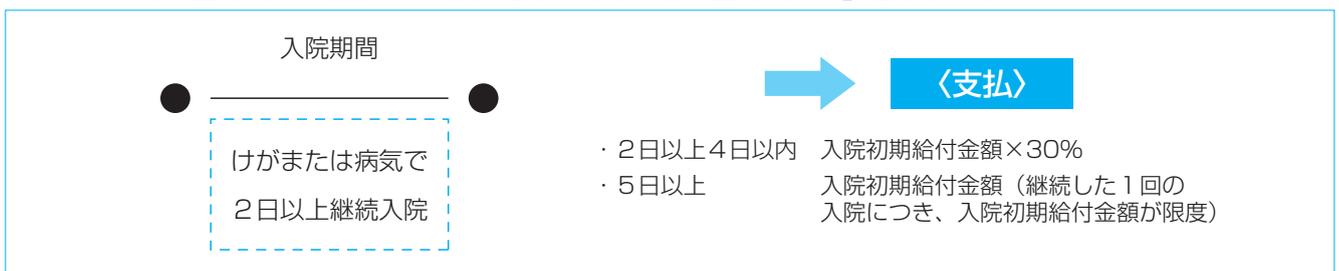
・「入院初期給付特約」



更新後

・「新型入院初期給付特約」

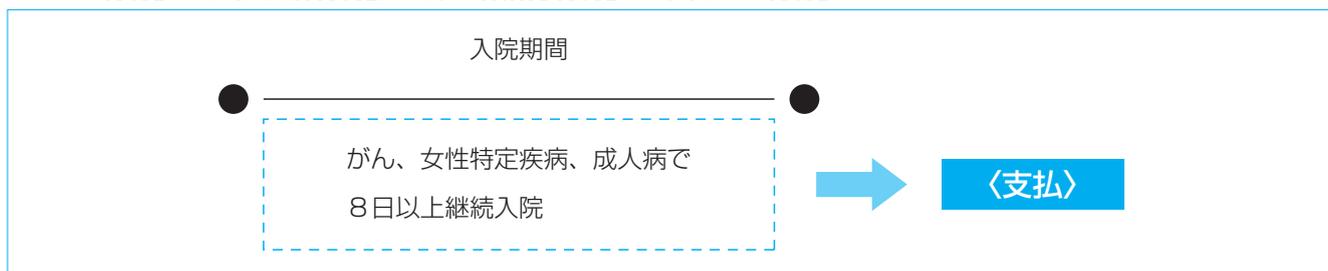
入院初期給付金の支払事由が、「けがまたは病気で2日以上継続入院」となります。



- 「がん特約」と「新型がん特約」、「女性疾病特約」と「新型女性疾病特約」、「成人病給付特約」と「新型成人病給付特約」、「家族がん特約」と「新型家族がん特約」の主な相違はつぎのとおりです。

更新前

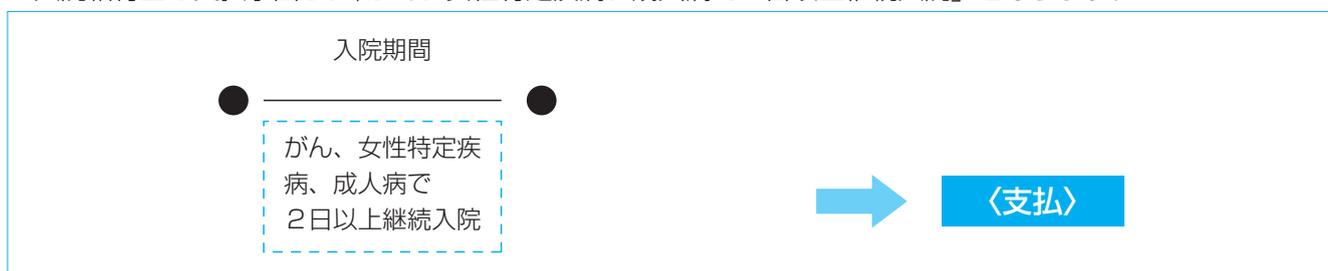
- 「がん特約」、「女性疾病特約」、「成人病給付特約」、「家族がん特約」



更新後

- 「新型がん特約」、「新型女性疾病特約」、「新型成人病給付特約」、「新型家族がん特約」

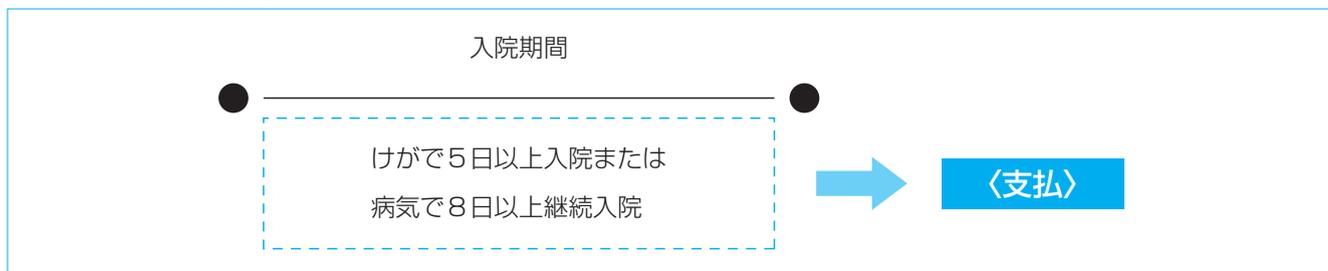
入院給付金の支払事由が、「がん、女性特定疾病、成人病で2日以上継続入院」となります。



- 「家族医療給付特約」と「新型家族医療給付特約」の主な相違はつぎのとおりです。

更新前

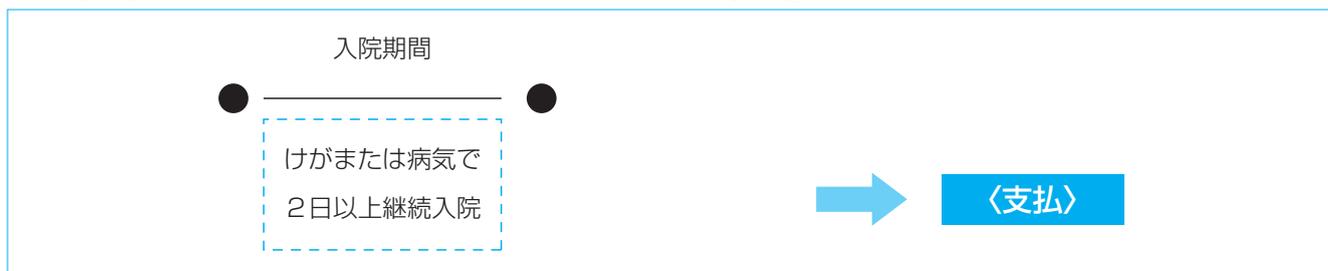
- 「家族医療給付特約」



更新後

- 「新型家族医療給付特約」

入院給付金の支払事由が、「けがまたは病気で2日以上継続入院」となります。

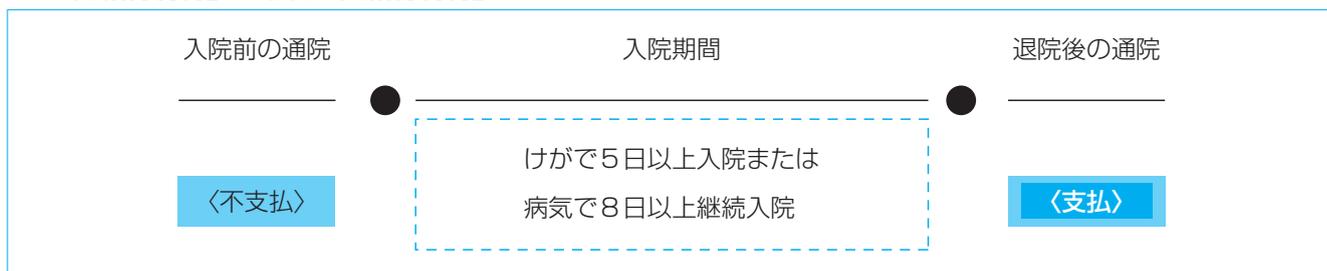


主商品の更新について

- 「通院給付特約」・「新通院特約」と「新型通院特約」、「家族通院給付特約」・「新家族通院特約」と「新型家族通院特約」の主な相違はつぎのとおりです。

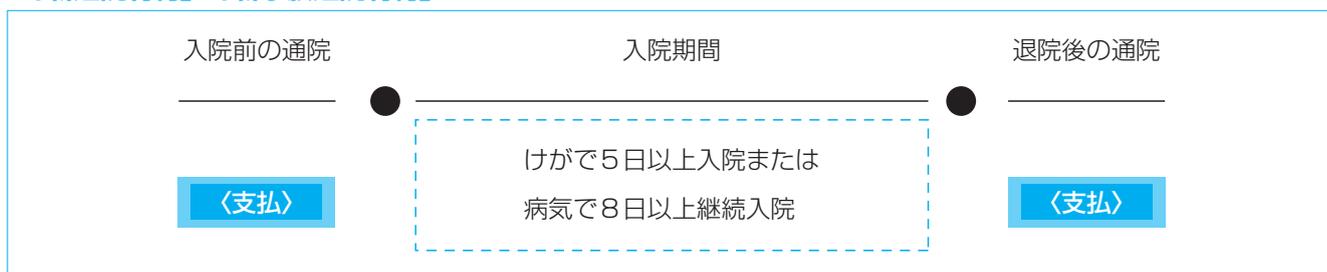
更新前

・「通院給付特約」、「家族通院給付特約」



更新前

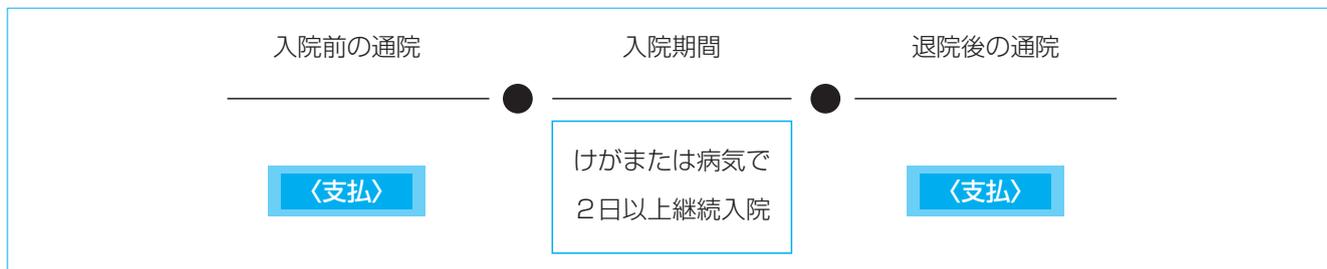
・「新通院特約」、「新家族通院特約」



更新後

・「新型通院特約」、「新型家族通院特約」

支払事由の「所定の入院」が、「けがまたは病気で2日以上継続入院」となります。また、「通院給付特約」、「家族通院給付特約」にご加入の場合は、更新後は「入院前の通院」もお支払の対象となります。



更新後

●各特約の給付金のお支払はつぎのとおりです。

	特約の名称	給付金の名称	支払事由	支払額
新型医療保険	新型入院初期給付特約	入院初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に、その治療を目的として右の期間継続入院されたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として右の期間継続入院されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 2日以上4日以内 入院初期給付金額×30% 5日以上 入院初期給付金額（継続した1回の入院につき、入院初期給付金額が限度）
			新型がん特約	がん入院給付金
	がん手術給付金	責任開始日前にがん ^{*1} と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがん ^{*1} の治療を直接の目的として所定の手術 ^{*2} を受けられたとき		種類により がん入院 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$ 給付日額
	新型成人病給付特約	成人病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した成人病 ^{*3} を直接の原因として治療のため2日以上継続入院されたとき	成人病入院給付日額×入院日数（1入院120日分、通算700日分限度）
		成人病手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した成人病 ^{*3} を直接の原因として、所定の手術 ^{*4} を受けられたとき	種類により 成人病入院 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$ 給付日額
	新型女性疾病特約	女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した女性特定疾病 ^{*5} を直接の原因として、その治療を目的に2日以上継続入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数（1入院120日分、通算700日分限度）
		女性疾病手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した女性特定疾病 ^{*5} を直接の原因として、その治療を目的に所定の手術 ^{*6} を受けられたとき	種類により 女性疾病入院 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$ 給付日額
		女性疾病療養給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を右のいずれかの期間継続の後、生存して退院されたとき	入院1回につき <ul style="list-style-type: none"> 15日以上30日未満 女性疾病入院給付日額×5 30日以上60日未満 女性疾病入院給付日額×10 60日以上 女性疾病入院給付日額×15
	新型通院特約	通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約の入院給付金の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として、入院前60日以内、退院後120日以内に通院されたとき	通院給付日額×通院日数（1入院にかかわる通院につき45日分、通算700日分限度）



主商品の更新について

	特約の名称	給付金の名称	支払事由	支払額
新 型 医 療 保 険	新型家族医療給付特約	家族入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> この特約の被保険者が、保険期間中に責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、治療を目的に2日以上の継続入院をされたとき この特約の被保険者が、保険期間中に責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、治療を目的に2日以上の継続入院をされたとき 	家族入院給付日額×入院日数（1入院120日分限度、各被保険者について、不慮の事故による入院通算700日分、疾病による入院通算700日分限度）
		家族手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> この特約の被保険者が、保険期間中に責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を直接の目的に所定の手術^{*7}を受けられたとき この特約の被保険者が、保険期間中に責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を直接の目的に所定の手術^{*7}を受けられたとき この特約の被保険者が、責任開始日から起算して1年を経過した日以後に骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞採取手術^{*8}を受けられたとき 	種類により 家族入院 給付日額 $\times \begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$ <small>*9※10</small>
	新型家族がん特約	家族がん入院給付金	責任開始日前にがん ^{*11} と診断確定されることがないこの特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがん ^{*11} を直接の原因としてその治療を目的に2日以上の継続入院をされたとき	家族がん入院給付日額×入院日数（1入院120日分限度、各被保険者について通算700日分限度）
		家族がん手術給付金	責任開始日前にがん ^{*11} と診断確定されることがないこの特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがん ^{*11} の治療を直接の目的として、所定の手術 ^{*12} を受けられたとき	種類により 家族がん入 院給付日額 $\times \begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$
	新型家族通院特約	家族通院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、新型家族医療給付特約の家族入院給付金の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として、入院前60日以内、退院後120日以内に通院されたとき	家族通院給付日額×通院日数（1入院にかかわる通院につき45日分限度、各被保険者について通算700日分限度）

※1 がんとは、新型がん特約別表2「対象となる悪性新生物およびその診断確定」に記載の悪性新生物をいいます。

※2 所定の手術とは、新型がん特約別表3「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。

※3 成人病とは、新型成人病給付特約別表2「対象となる成人病」に記載の成人病をいいます。

※4 所定の手術とは、新型成人病給付特約別表3「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。

※5 女性特定疾病とは、新型女性疾病特約別表1「対象となる女性特定疾病」に記載の疾病をいいます。

※6 所定の手術とは、新型女性疾病特約別表2「対象となる手術および給付倍率表」に記載の手術をいいます。

※7 所定の手術とは、主契約（新型医療保険）別表4「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。

※8 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。

※9 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象になりません。

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。

※10 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受益者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。

※11 がんとは、新型家族がん特約別表1「対象となる悪性新生物およびその診断確定」に記載の悪性新生物をいいます。

※12 所定の手術とは、新型家族がん特約別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。

新型医療保険、無事故給付金付新型医療保険と その特約の更新について

約款番号：S-1

新型医療保険^{*1}、無事故給付金付新型医療保険^{*2}とその特約は、契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。

※1 配当方式により「新型医療保険」「5年ごと利差配当付新型医療保険」[※]「無配当新型医療保険」があります。

※2 配当方式により「5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険」[※]「無配当無事故給付金付新型医療保険」があります。

(注)「保険契約条件の変更に関する特則」により、「5年ごと利差配当付新型医療保険」「5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険」の配当方式は毎年配当方式に変更されています。

◎新型医療保険、無事故給付金付新型医療保険の自動更新について

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳をこえるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

②更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

③更新後の支払限度

すでに入院給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に支払日数を通算して限度計算をします。

④特別条件が付加されている場合

特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に給付金削減支払の方法による削減期間が満了する場合、および特定疾病・部位不担保の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合、入院給付日額を変更して更新される場合、保険期間・保険料払込期間を終身へ変更される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。



● 新型医療保険および無事故給付金付新型医療保険の保険金・給付金のお支払はつぎのとおりです。

主契約名	保険金・給付金の名称	支払事由	支払額	受取人		
◎ 5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険 ◎ 無配当無事故給付金付新型医療保険 ◎ 新型医療保険 ◎ 5年ごと利差配当付新型医療保険 ◎ 無配当新型医療保険	入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故 ^{※1} による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に治療を直接の目的に入院を開始し、2日以上継続入院されたとき	入院給付日額×入院日数 (1入院120日分、通算700日分限度)	被保険者 ^{※2}		
		被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、治療を直接の目的に2日以上継続入院されたとき	入院給付日額×入院日数 (1入院120日分、通算700日分限度)			
	手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故^{※1}による傷害を直接の原因とし、その治療を直接の目的とする所定の手術^{※3}を受けられたとき 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とし、その疾病の治療を直接の目的とする所定の手術を受けられたとき 被保険者が、保険期間中に、骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始日から起算して1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術^{※4}を受けられたとき 	種類により 入院給付日額× $\left\{ \begin{array}{l} 10 \\ 20 \\ 40 \end{array} \right\}$ <small>※5※6</small>	被保険者 ^{※2}		
		死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡されたとき		入院給付日額×100 ^{※7}	死亡保険金受取人
		高度障害保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した傷害または疾病を原因として、高度障害状態になられたとき		入院給付日額×100 ^{※7}	被保険者 ^{※2}
◎ 5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険 ◎ 無配当無事故給付金付新型医療保険	無事故給付金	被保険者が責任開始日から3年ごとの保険年度終了時(保険期間満了時を除く)に生存し、かつ、その直前3年間に入院給付金のお支払がなかったとき	入院給付日額×2	契約者		
		被保険者が保険期間満了時に生存し、かつ、その直前に到来した3年単位の契約応当日から保険期間満了時までの間に入院給付金のお支払がなかったとき				
◎ 無配当新型医療保険 (契約始期(契約を更新した場合は、更新する前(当初)の契約始期)が2008年2月2日以降で、無事故給付金支払特則 ^{※8} を適用した場合)	無事故給付金	被保険者が保険期間満了時に生存し、かつ、その保険期間中に入院給付金のお支払がなかったとき	入院給付日額×20	契約者		

※1 不慮の事故とは、5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険普通保険約款、無配当無事故給付金付新型医療保険普通保険約款、新型医療保険普通保険約款、5年ごと利差配当付新型医療保険普通保険約款、無配当新型医療保険普通保険約款の別表2「対象となる不慮の事故」に記載の事故をいいます。

※2 給付金・高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。また、契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人のときは、被保険者の同意を得て、契約者を給付金・高度障害保険金の受取人とします。

- ※3 所定の手術とは、5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険普通保険約款、無配当無事故給付金付新型医療保険普通保険約款、新型医療保険普通保険約款、5年ごと利差配当付新型医療保険普通保険約款、無配当新型医療保険普通保険約款の別表4「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※4 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※5 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象にはなりません。
「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクックIOL等が含まれます。
- ※6 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。
- ※7 死亡保険金（高度障害保険金）をお支払いする場合、支払事由に該当したときの主契約の解約返戻金額が保険金額を上回るときは、その上回る部分の金額を保険金額に加算してお支払いします。保険料の精算を要する場合は別途に計算します。
- ※8 無事故給付金支払特則の中途付加（適用）やこの特則のみの解約はできません。（更新時を含みます。ただし、端数更新時はこの特則を適用しないでご契約を更新します。）

新型医療保険、無事故給付金付新型医療保険に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。



3 定期保険とその特約の更新について

約款番号：S-2

定期保険*とその特約は、契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。

※ 配当方式により「定期保険」「5年ごと利差配当付定期保険」^注「無配当定期保険」「無配当定期保険（無解約返戻金型）」があります。

(注) 「保険契約条件の変更に関する特則」により、「5年ごと利差配当付定期保険」の配当方式は毎年配当方式に変更されています。

◎定期保険の自動更新について

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳をこえるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

②更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

③更新後の支払限度

特約からすでに入院給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に支払日数・給付限度を通算して限度計算をします。

④特別条件が付加されている場合

特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に保険金・給付金削減支払の方法による削減期間が満了する場合、および特定疾病・部位不担保の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合や、保険金額を変更して更新される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。

●定期保険の保険金のお支払はつぎのとおりです。

保険金の名称	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき	被保険者*

※ 契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人のときは、契約者を高度障害保険金の受取人とします。

定期保険に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。

4 特定疾病保障定期保険とその特約の更新について

約款番号：S-1

特定疾病保障定期保険とその特約は、契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。

◎特定疾病保障定期保険の自動更新について

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳をこえるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

②更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

③更新後の支払限度

特約からすでに入院給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に支払日数・給付限度を通算して限度計算をします。

④特別条件が付加されている場合

特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に保険金・給付金削減支払の方法による削減期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合や、保険金額を変更して更新される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。



主商品の更新について

●特定疾病保障定期保険の保険金のお支払はつぎのとおりです。

保険金の名称	支払事由	保険金受取人
特定疾病保険金	悪性新生物（がん）^{※1※2} 被保険者が責任開始日以後（ただし、乳房の悪性新生物については、責任開始日からその日を含めて90日を経過した後）に責任開始日前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき	被保険者 ^{※4}
	急性心筋梗塞^{※1} 被保険者が責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき ・所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ・所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき a その疾病の治療を直接の目的とする手術 ^{※3} b 病院または診療所 ^{※3} における手術 c 公的医療保険制度 ^{※3} に基づく医科診療報酬点数表 ^{※3} に、手術料の算定対象として列挙されている手術	
	脳卒中^{※1} 被保険者が責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき ・所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき a その疾病の治療を直接の目的とする手術 ^{※3} b 病院または診療所 ^{※3} における手術 c 公的医療保険制度 ^{※3} に基づく医科診療報酬点数表 ^{※3} に、手術料の算定対象として列挙されている手術	
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき	被保険者 ^{※4}

- ※1 対象となる悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中は特定疾病保障定期保険普通保険約款別表4「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に記載の疾病をいいます。ただし、上皮内新生物や、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は対象となりません。
- ※2 特定疾病保険金のお支払対象には、国際対がん連合（U I C C）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、特定疾病保険金のお支払対象ではありません。
- ※3 くわしくは、特定疾病保障定期保険普通保険約款（備考）をご覧ください。
- ※4 契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人のときは、被保険者の同意を得て、契約者を特定疾病保険金・高度障害保険金の受取人とします。

■法令等の改正に伴う支払事由の変更について

- ・当社は、公的医療保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険のお支払事由を変更する場合があります。

特定疾病保障定期保険に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。

5 無配当一時金給付型医療保険とその特約の更新について

約款番号：S-4

無配当一時金給付型医療保険とその特約は、契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がなく、かつ当社がご契約の更新を承諾した場合、保険期間満了日の翌日に更新します。

◎無配当一時金給付型医療保険の更新について

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳をこえるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

②更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

③更新後の支払限度

すでに傷病一時給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に支払回数等を通算して限度計算をします。

④特別条件が付加されている場合

特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に給付金削減支払の方法による削減期間が満了する場合、および特定疾病・部位不担保の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合や、給付金額を変更して更新される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。

●無配当一時金給付型医療保険の給付金のお支払はつぎのとおりです。

給付金の名称	支払事由	支払額	受取人
傷病一時給付金	被保険者が、保険期間中に、治療を直接の目的としてつぎの入院をし、かつその入院の直接の原因となった不慮の事故 ^{*1} による傷害または疾病が所定の傷病 ^{*2} に該当すると医師によって診断確定されたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故 ^{*1} による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に入院を開始し、2日以上継続して入院されたとき 2. つぎのすべてを満たす入院をされたとき ①責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院であること ②入院の直接の原因である疾病が、責任開始日からその日を含めて90日を経過した後初めて医師によって診断確定されたものであること ③責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に入院を開始し2日以上継続して入院していること	基本給付金額×所定の給付倍率	被保険者 ^{*3}

※1 不慮の事故とは、無配当一時金給付型医療保険普通保険約款別表2「対象となる不慮の事故」に記載の事故をいいます。

※2 所定の傷病とは、無配当一時金給付型医療保険普通保険約款別表4「給付対象傷病および給付倍率」に記載の傷病をいいます。



主商品の更新について

※3 給付金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。また、契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て、契約者を給付金受取人とすることができます。

■お支払対象となる入院の原因（診断確定の傷病）について

・無配当一時金給付型医療保険では、入院の原因となった傷病（医師の診断確定）により給付金額が決まります。したがって、「診断確定された傷病が所定の傷病に該当しない」場合や「診断確定がなされない」場合は、お支払の対象となりません。

※給付対象の傷病および給付倍率の詳細は無配当一時金給付型医療保険普通保険約款別表4「給付対象傷病および給付倍率」をご覧ください。

■診断確定について

・「診断確定」とは、医師が、その疾病等に特有の診断基準を満たしている、もしくは血液検査所見、病理組織診断所見、画像診断所見等の他覚的な所見から直接的に、対象となる疾病に罹患しているまたは傷害に該当していると判断することをいいます。

■支払限度について

・1回の入院について、その入院の直接の原因となる傷病が2つ以上ある場合は、給付倍率の最も高い傷病1種類を直接の原因として入院したものとみなし、当該傷病1種類に対してのみ傷病一時給付金を支払います。

・傷病一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かもしくは医学上重要な関係があると会社が認めたとき、または無配当一時金給付型医療保険普通保険約款別表4「給付対象傷病および給付倍率」に記載の同一傷病種類に該当したときは、それらを1回の入院とみなします。ただし、その直接の原因となった傷病が1回の入院とみなされる入院の直接の原因とみなされる入院の開始日からその日を含めて2年（更新の前後を問いません。）経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

・入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が、無配当一時金給付型医療保険普通保険約款別表4「給付対象傷病および給付倍率」に記載の同一傷病種類に該当する入院に対する支払は、各傷病種類につき2回を限度とします。

・通算支払限度は、支払われた給付金の給付倍率を通算して100倍とします。

■被保険者が死亡した場合

・この保険契約には、死亡保険金はありません。

・被保険者が死亡した場合、この保険契約は消滅します。その場合、契約者またはその承継人は、その旨を会社に報告してください。

無配当一時金給付型医療保険に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。

6 無配当がん保険とその特約の更新について

約款番号：S-5

無配当がん保険は、喫煙料率適用のご契約を更新する場合、契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がなく、かつ当社がご契約の更新を承諾した場合、保険期間満了日の翌日に更新します。

非喫煙料率適用のご契約を更新する場合には、当社の承諾に加え、保険期間満了日の2週間前までに、喫煙に関する告知が必要となります。この告知の結果、当社所定の基準により喫煙歴が認められない場合には、更新後の契約に非喫煙料率を適用しますが、当社所定の基準により喫煙歴が認められる場合および保険期間満了日の2週間前までに喫煙に関する告知が得られなかった場合には、更新後の契約に喫煙料率を適用します。

特約を付加しているご契約を更新する場合には、特約も同時に更新します。なお、その場合に適用される保険料率の種類は、更新後の主契約の保険料率と同一とします。(家族関係特約は同一料率です。非喫煙料率、喫煙料率の区分はありません。)

◎無配当がん保険の更新について

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が70歳をこえるときは、保険期間を70歳までに短縮して更新します。

②更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

③更新後の支払限度

すでに悪性新生物診断給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に支払回数等を通算して限度計算をします。

④特別条件が付加されている場合

特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に部位不担保の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合や、給付金額を変更して更新される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。

●無配当がん保険の給付金のお支払はつぎのとおりです。

給付金の名称		支払事由	支払額	受取人
がん診断給付金	悪性新生物診断給付金 ^{※1}	被保険者が、保険期間中に、責任開始日前を含めて初めて悪性新生物 ^{※2} と診断確定されたとき	がん診断給付金額 (お支払回数は1回)	被保険者 ^{※5}
	上皮内新生物診断給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日前を含めて初めて診断確定された上皮内新生物 ^{※3} の治療を直接の目的として開始した入院中に、所定の手術を受けられたとき	がん診断給付金額の50% (お支払回数は1回)	被保険者 ^{※5}
がん入院給付金		被保険者が、保険期間中に、責任開始日前を含めて初めて診断確定されたがん ^{※4} の治療を直接の目的として入院されたとき	がん入院給付日額 ×入院日数 ^{※6}	被保険者 ^{※5}

※1 悪性新生物診断給付金のお支払対象には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・



主商品の更新について

尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物診断給付金のお支払対象ではありません。

- ※2 悪性新生物とは、無配当がん保険普通保険約款別表2の「対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）」に記載の悪性新生物をいいます。
 - ※3 上皮内新生物とは、無配当がん保険普通保険約款別表2の「対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）」に記載の上皮内新生物をいいます。
 - ※4 がんとは、無配当がん保険普通保険約款別表2の「対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）」に記載の悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
 - ※5 給付金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。また、契約者が法人の場合は、被保険者の同意を得て、契約者を給付金受取人とすることができます。
 - ※6 責任開始日以後にがん以外の事由によって入院を開始し、その入院中にがんと診断確定された場合、入院日数は、そのがんと診断確定された日以降の日数とします。
- (注) 被保険者が同時に悪性新生物診断給付金および上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当したときは、悪性新生物診断給付金のみをお支払いします。

■支払対象となるがん（がんの定義）について

- ・対象となる疾病（がん）は、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。
※詳しくは無配当がん保険普通保険約款（別表2）「対象となる悪性新生物および上皮内新生物」をご覧ください。
- ・責任開始日前を含めて初めて診断確定されたがんがお支払の対象となります。

■がんの診断確定について

- ・悪性新生物…病理組織学的所見（生検・剖検）により医師の資格を持つ者によって診断確定されたものであることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ・上皮内新生物…病理組織学的所見（生検）により医師の資格を持つものによって診断確定されたものであることを要します。

■支払限度について

- ・悪性新生物診断給付金…1回を限度とします。
- ・上皮内新生物診断給付金…1回を限度とします。
- ・がん入院給付金…支払日数に限度はありません。
※悪性新生物診断給付金、上皮内新生物診断給付金は、がん診断給付金複数回支払特約を付加することで2回目以降のお支払が可能となります。

■被保険者が死亡した場合

- ・この保険には死亡保険金はありません。
- ・被保険者が死亡した場合、この保険契約は消滅します。その場合、契約者またはその承継人は、その旨を会社に報告してください。

無配当がん保険に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。

7 無配当長期傷害保険とその特約の更新について

約款番号：S-6

無配当長期傷害保険（定期タイプ）とその特約は、契約者から保険期間満了日の2週間前までに、継続しない旨のお申出がなく、かつ当社がご契約の更新を承諾した場合、保険期間満了日の翌日に更新します。

◎無配当長期傷害保険の更新について

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳を超えるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

②更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

③更新後の支払限度

すでに障害給付金をお支払いしているご契約を更新するときには、その支払金額を通算して限度計算をします。

④更新ができない場合

保険料の払込が免除されている場合、また更新時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合は更新を取り扱いません。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合や、災害死亡保険金額を変更して更新される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。

●無配当長期傷害保険の保険金・給付金のお支払はつぎのとおりです。

支払内容	支払事由	支払額	受取人	
災害死亡保険金 ^{※1}	・被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき ・被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した感染症を直接の原因として死亡されたとき	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人	
障害給付金 ^{※2}	被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険期間中に所定の身体障害状態に該当されたとき	第1級	災害死亡保険金額×100%	被保険者 ^{※3}
		第2級	災害死亡保険金額×70%	
		第3級	災害死亡保険金額×50%	

(注) 不慮の事故とは、無配当長期傷害保険普通保険約款別表1の「対象となる不慮の事故」に記載の事故をいいます。所定の感染症とは、無配当長期傷害保険普通保険約款別表4の「対象となる感染症」に記載の感染症をいいます。所定の身体障害状態とは、無配当長期傷害保険普通保険約款別表2の「給付割合表」に記載の身体障害状態をいいます。

- ※1 同一の不慮の事故により、すでに支払った障害給付金または支払うべき障害給付金がある場合には、その額を差し引いて支払います。
- ※2 支払割合を通算して100%を限度とします。(更新された場合は、更新前後を通算します。)なお、障害給付金の支払割合が通算して100%に達したとき、この保険契約は消滅します。(追加障害年金特約以外の付加されている特約も同時に消滅します。)
- ※3 障害給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。また、契約者が法人で、かつ、契約者が死亡保険金受取人の場合には、契約者を障害給付金の受取人とします。



主商品の更新について

●不慮の事故以外で死亡されたとき

被保険者が、不慮の事故および所定の感染症以外で死亡されたとき、この保険契約は消滅します。（付加されている特約も同時に消滅します。）この場合、責任準備金を契約者にお支払いします。なお、契約者またはその承継人は、所定の必要書類をすみやかに当社へご提出ください。

無配当長期傷害保険に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。

無配当一時金給付型医療保険(2010)とその特約の更新について

約款番号：S-4

無配当一時金給付型医療保険(2010)とその特約は、契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がなく、かつ当社がご契約の更新を承諾した場合、保険期間満了日の翌日に更新します。

◎無配当一時金給付型医療保険(2010)の更新について

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳をこえるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

②更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

③更新後の支払限度

すでに傷病一時給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に支払回数等を通算して限度計算をします。

④特別条件が付加されている場合

特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に給付金削減支払の方法による削減期間が満了する場合、および特定疾病・部位不担保の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合や、給付金額を変更して更新される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。

●無配当一時金給付型医療保険(2010)の給付金のお支払はつぎのとおりです。

給付金の名称	支払事由	支払額	受取人
傷病一時給付金	被保険者が、保険期間中に、治療を直接の目的としてつぎの入院をし、かつその入院の直接の原因となった不慮の事故 ^{*1} による傷害または疾病が所定の傷病 ^{*2} に該当すると医師によって診断確定されたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故 ^{*1} による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に入院を開始したとき 2. 責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として入院したとき	基本給付金額×所定の給付倍率	被保険者 ^{*3}

※1 不慮の事故とは、無配当一時金給付型医療保険(2010)普通保険約款別表2「対象となる不慮の事故」に記載の事故をいいます。

※2 所定の傷病とは、無配当一時金給付型医療保険(2010)普通保険約款別表4「給付対象傷病および給付倍率」に記載の傷病をいいます。

※3 給付金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。また、契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て、契約者を給付金受取人とすることができます。

*「入院」には「日帰り入院」を含みます。なお、「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、支払事由に該当する「入院」かどうかについて、当社では入院基本料のお支払の有無などを参考にして判断します。



■お支払対象となる入院の原因（診断確定の傷病）について

- ・無配当一時金給付型医療保険(2010)では、入院の原因となった傷病（医師の診断確定）により給付金額が決まります。したがって、「診断確定がなされない」場合は、お支払の対象となりません。
 - ・給付金のお支払は、責任開始日または復活日以後に発生した不慮の事故または疾病による場合に限りです。
- ※給付倍率の詳細は無配当一時金給付型医療保険(2010)普通保険約款別表4「給付対象傷病および給付倍率」をご覧ください。

■診断確定について

- ・「診断確定」とは、医師が、その疾病等に特有の診断基準を満たしている、もしくは血液検査所見、病理組織診断所見、画像診断所見等の他覚的な所見から直接的に、対象となる疾病に罹患しているまたは傷害に該当していると判断することをいいます。

■支払限度について

- ・1回の入院について、その入院の直接の原因となる傷病が2つ以上ある場合は、給付倍率の最も高い傷病1種類を直接の原因として入院したものとみなし、当該傷病1種類に対してのみ傷病一時給付金を支払います。
- ・傷病一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かもしくは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、それらを1回の入院とみなします。ただし、その直接の原因となった傷病が1回の入院とみなされる入院の直接の原因とみなされる入院の開始日からその日を含めて2年（更新の前後を問いません。）経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ・通算支払限度は、支払われた給付金の給付倍率を通算して100倍とします。

■被保険者が死亡した場合

- ・この保険契約には、死亡保険金はありません。
- ・被保険者が死亡した場合、この保険契約は消滅します。その場合、契約者またはその承継人は、その旨を会社に報告してください。

無配当一時金給付型医療保険(2010)に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。

9 無配当逡減定期保険とその特約の更新について

約款番号：S-2

(必ずご確認ください)

「無配当逡減定期保険」を更新すると自動的に基本保険金額と同額の「無配当定期保険」に変更して更新されます。「無配当逡減定期保険」のまま更新することはできません。

無配当逡減定期保険は、ご契約者からこの保険の保険期間満了日の2週間前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に基本保険金額と同額の無配当定期保険（保険金額が一定で、逡減しません）に変更して更新されます。

◎無配当逡減定期保険の自動更新について

①更新前にご契約いただいた「無配当逡減定期保険」は基本保険金額と同額の「無配当定期保険」に変更して更新します。定期保険特約が付加されている場合には、無配当逡減定期保険の基本保険金額と定期保険特約の保険金額を合算した金額の無配当定期保険に変更して更新されます。定期保険特約以外の特約を付加している契約を更新する場合には、特約も同時に更新されます。

②更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳をこえるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

③更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料とは異なります。

④更新後の支払限度

特約からすでに障害給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に給付割合・支払回数等を通算して限度計算をします。

⑤特別条件が付加されている場合

特別取扱特約条項が付加されているご契約は、更新直前の保険年度の特別条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に保険金削減支払の方法による削減期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

また、特定障害状態不担保特約が付加されているご契約は更新前と同一の特定障害を不担保として、この特約を付加した上で更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合や、保険金額を変更して更新される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。

●無配当定期保険の保険金のお支払はつぎのとおりです。

保険金の名称	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき	被保険者*

※ 契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人のときは、契約者を高度障害保険金の受取人とします。

無配当逡減定期保険に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。



主商品の更新について

10 無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）とその特約の更新について

約款番号：S-7

無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）とその特約は、契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に更新します。

◎無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）の更新について

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳をこえるときは、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

②更新後の保険料

更新後の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

③更新後の支払限度

すでに入院給付金などをお支払いしている契約を更新するときには、各給付金毎に支払日数を通算して限度計算をします。

④特別条件が付加されている場合

特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に給付金削減支払の方法による削減期間が満了する場合、および特定疾病・部位不担保の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◎契約内容の変更について

更新をご希望にならない場合や、入院給付日額を変更して更新される場合等、契約内容の変更のお取扱をご希望になる場合は、お申し出ください。

●無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）の給付金のお支払はつぎのとおりです。

給付金名	支払事由	支払限度の型	支払額	支払限度		受取人		
				1回の入院	通算			
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故^{*1}による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に治療を直接の目的に入院されたとき 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、治療を直接の目的に入院されたとき 	A型	入院給付日額×入院日数	がん ^{*2} による入院	無制限	無制限	被保険者 ^{*4}	
				生活習慣病 ^{*2} (がん以外)による入院	180日			1,095日 ^{*3}
				上記以外の入院	90日			
		B型	入院給付日額×入院日数	がん ^{*2} による入院	無制限	無制限		
				生活習慣病 ^{*2} (がん以外)による入院	360日			1,095日 ^{*3}
				上記以外の入院	180日			



給付金名	支払事由	支払限度の型	支払額	支払限度		受取人
				1回の入院	通算	
手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故^{※1}による傷害を直接の原因として、その傷害の治療を直接の目的とする、公的医療保険制度^{※5}に基づく医科診療報酬点数表^{※6}に手術料の算定対象として列挙されている手術^{※7※8※9※10※11}を受けられたとき 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その疾病の治療を直接の目的とする、公的医療保険制度^{※5}に基づく医科診療報酬点数表^{※6}に手術料の算定対象として列挙されている手術^{※7※8※9※10※11}を受けられたとき 	—	入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けられた手術の場合 <ul style="list-style-type: none"> 悪性新生物根治手術^{※12} 入院給付日額×40 悪性新生物根治手術以外の、開頭術、開胸術、開腹術、四肢切断術、四肢関節離断術^{※12} 入院給付日額×20 上記以外の手術^{※13} 入院給付日額×10 	—	—	被保険者 ^{※4}
	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、保険期間中に、責任開始日から起算して1年を経過した日以後に組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術^{※14}を受けられたとき 	—	入院給付日額×20 ^{※15}	—	—	
	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故^{※1}による傷害を直接の原因として、その傷害の治療を直接の目的とする、公的医療保険制度^{※5}に基づく医科診療報酬点数表^{※6}に放射線治療料^{※16※17※18}の算定対象として列挙されている施術を受けられたとき 被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その疾病の治療を直接の目的とする、公的医療保険制度^{※5}に基づく医科診療報酬点数表^{※6}に放射線治療料^{※16※17※18}の算定対象として列挙されている施術を受けられたとき 	—	入院給付日額×10	—	—	

- ※1 不慮の事故とは、無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）別表3「対象となる不慮の事故」に記載の事故をいいます。
- ※2 がん、生活習慣病とは、無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）別表2「対象となる生活習慣病」に記載の悪性新生物、生活習慣病をいいます。
- ※3 不慮の事故を直接の原因とする入院を通算して1,095日分、疾病を直接の原因とする入院を通算して1,095日分とします。
- ※4 各給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。また、契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て、契約者を給付金受取人とすることができます。
- ※5 公的医療保険制度とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立

学校教職員共済組合法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ※6 手術または放射線治療を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。
- ※7 つぎに該当するものは手術給付金のお支払の対象にはなりません。
①創傷処理、②皮膚切開術、③デブリードマン、④骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、⑤抜歯手術、⑥分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術、⑦外耳道異物除去術、⑧鼻内異物摘出術
- ※8 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術は支払対象とします。
- ※9 同一の手術を複数回受けられた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けられた場合でも手術料が1回のみ算出されるものとして定められている手術に該当するときは、給付倍率の最も高い手術1種類に対してのみ手術給付金をお支払いします。
- ※10 同一の手術を複数回受けられた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
- ※11 同一の日に複数回の手術を受けられた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）は、給付倍率の最も高い手術1種類に対してのみ手術給付金をお支払いします。
- ※12 悪性新生物根治手術、開頭術、開胸術、開腹術、四肢切断術、四肢関節離断術とは、無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）別表5「対象となる悪性新生物根治手術、開頭術、開胸術、開腹術、四肢切断術、四肢関節離断術」に記載の施術をいいます。
- ※13 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象になりません。
「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。
- ※14 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※15 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。
- ※16 血液照射など被保険者に放射線を照射しない治療は含みません。
- ※17 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療は支払対象とします。
- ※18 放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療の施術日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いしません。
- *「入院」には「日帰り入院」を含みます。なお、「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一日となる入院であり、支払事由に該当する「入院」かどうかについて、当社では入院基本料のお支払の有無などを参考にして判断します。

無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）に付加される特約については、「17. 特約の保険金・給付金等のお支払について」を参照ください。

11 高度障害保険金のお支払について

約款番号：S-1

約款番号：S-2

① 新型医療保険^{*1}、無事故給付金付新型医療保険^{*2}、定期保険^{*3}、特定疾病保障定期保険の高度障害保険金について

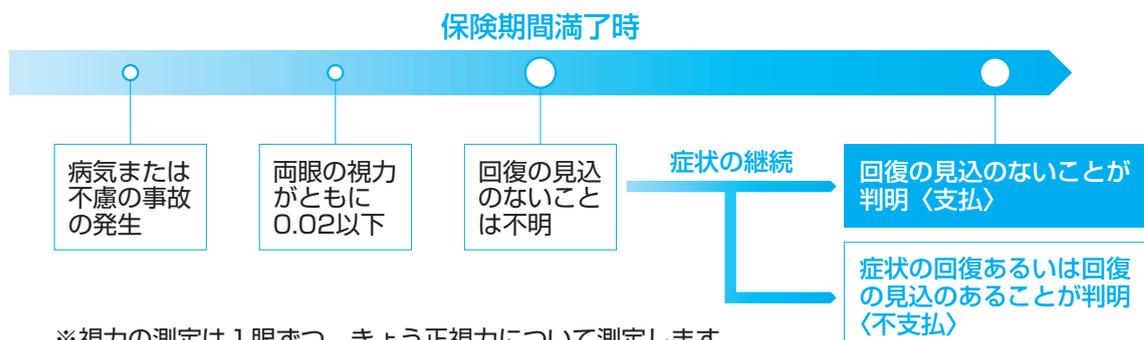
- ※1 配当方式により「新型医療保険」「5年ごと利差配当付新型医療保険」「無配当新型医療保険」があります。
 - ※2 配当方式により「5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」があります。
 - ※3 配当方式により「定期保険」「5年ごと利差配当付定期保険」「無配当定期保険」「無配当定期保険（無解約返戻金型）」があります。
- (注) 「保険契約条件の変更に関する特則」により、「5年ごと利差配当付新型医療保険」「5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険」「5年ごと利差配当付定期保険」の配当方式は毎年配当方式に変更されています。

・ 保険期間満了の日において、約款所定の高度障害状態のうち、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では、高度障害保険金がお支払できない場合においても、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになった場合には、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものととして、高度障害保険金をお支払します。

・ ただし、保険期間満了後に、その状態が回復した場合や回復の見込があると判明した場合には、高度障害保険金をお支払いしません。

【お支払例】（高度障害保険金）

● 保険期間満了時に高度障害状態になっていた場合の一例



※視力の測定は1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

※両眼の視力がともに0.02以下になって回復の見込のない場合、「身体障害表」にいう「両眼の視力を全く失ったもの」に該当し、高度障害保険金のお支払対象となります。



主商品の更新について



特約の更新について

12 定期保険特約、特定損傷特約、家族生活保障特約などの特約の更新について

約款番号：S-1

約款番号：S-2

約款番号：S-3

約款番号：S-4

約款番号：S-7

●定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定臓器治療特約、特定損傷特約、特定損傷特約(2011)、5大疾病保障特約、家族定期保険特約、家族生活保障特約、傷病一時給付特約は、契約者から各特約の保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。

更新をご希望にならない場合や、保険金額を変更して更新される場合等、契約内容変更のお取扱をご希望になる場合は、後記13、14または15を参照ください。

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- ・更新後の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、保険料払込期間満了日を終期とする保険期間に変更して更新します*。
- ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳（特定損傷特約、特定損傷特約(2011)については60歳）を超えると、保険期間を80歳（特定損傷特約、特定損傷特約(2011)については60歳）までに短縮して更新します。
- ・主契約が終身払込の場合で、更新後の特約の保険期間が80歳（特定損傷特約、特定損傷特約(2011)については60歳）を超える場合は、保険期間を80歳（特定損傷特約、特定損傷特約(2011)については60歳）までに短縮して更新します。
- ・家族定期保険特約については、特約の被保険者がお子さまの場合、満20歳に達したとき、またはその日以前であっても結婚されたときは、この特約の被保険者から除かれます。

*総合障害保障定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定臓器治療特約、5大疾病保障特約については、特約保険期間が主契約の保険料払込期間満了日に満了した場合には、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新します。この場合、更新後の特約保険期間は、主契約の保険期間満了日まで（主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となる場合には80歳まで）とします。

②更新後の保険金額

更新後の保険金額は、更新前の保険金額と同一とします。

③更新後の保険料

更新後の特約保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率等によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

④更新後の保険料払込方法

更新後の特約の保険料は主契約とともに払い込んでください。ただし、総合障害保障定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定臓器治療特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、保険料払込方法を年払とし、更新後のこれら特約の第1回保険料は、主契約の保険料払込期間満了時まで払い込んでください。

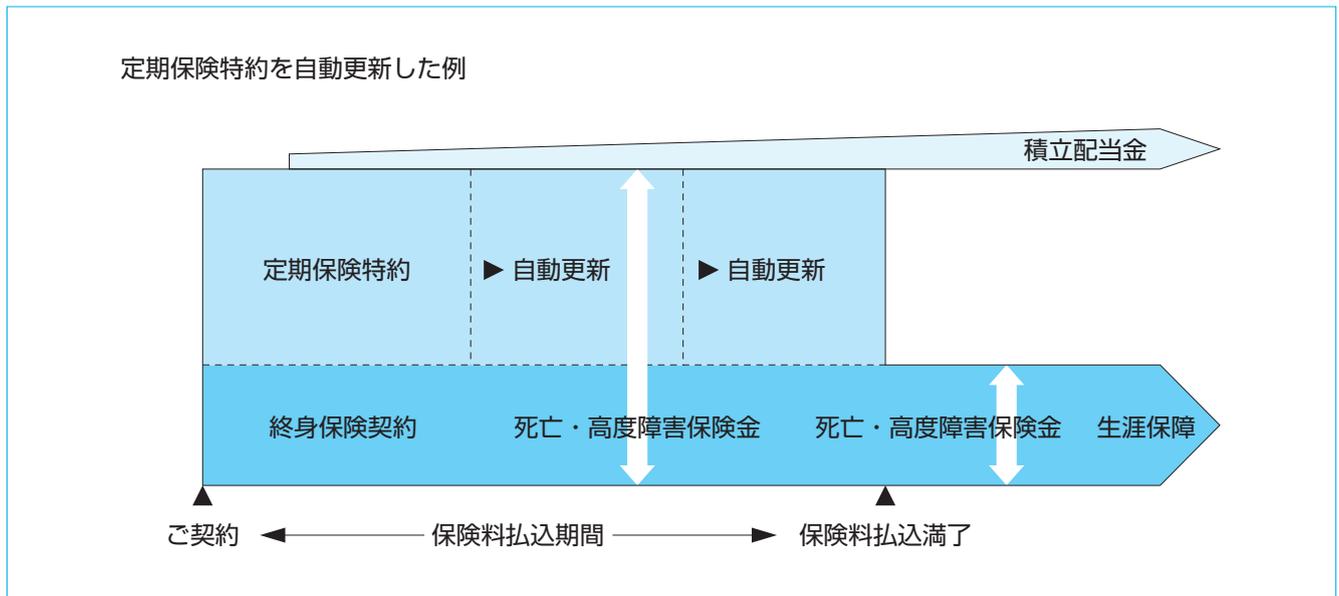
⑤更新後の支払限度

すでに特定損傷給付金などの給付金をお支払いしている特約を更新するときには、各給付金毎に支払回数等を通算して限度計算をします。

⑥特別条件が付加されている場合

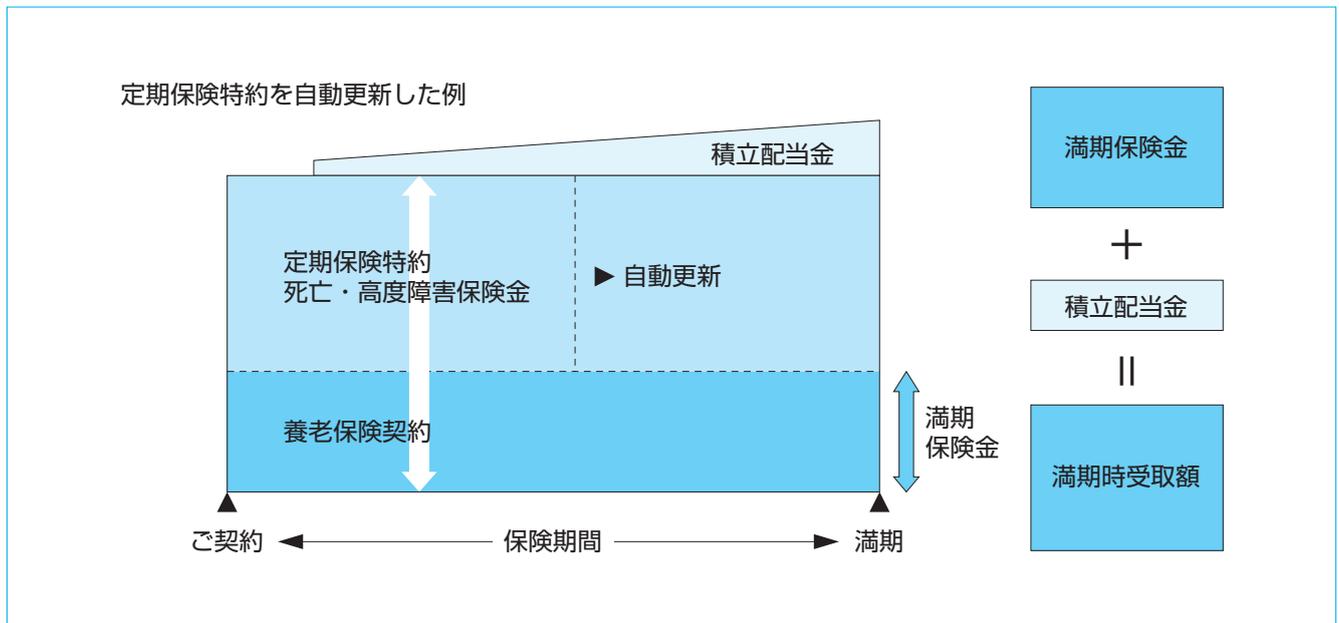
特別条件が付加されているご契約の更新は、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して更新を取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に給付金削減支払の方法による削減期間が満了する場合、および特定疾病・部位不担保の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

◆スーパーグランプリの例

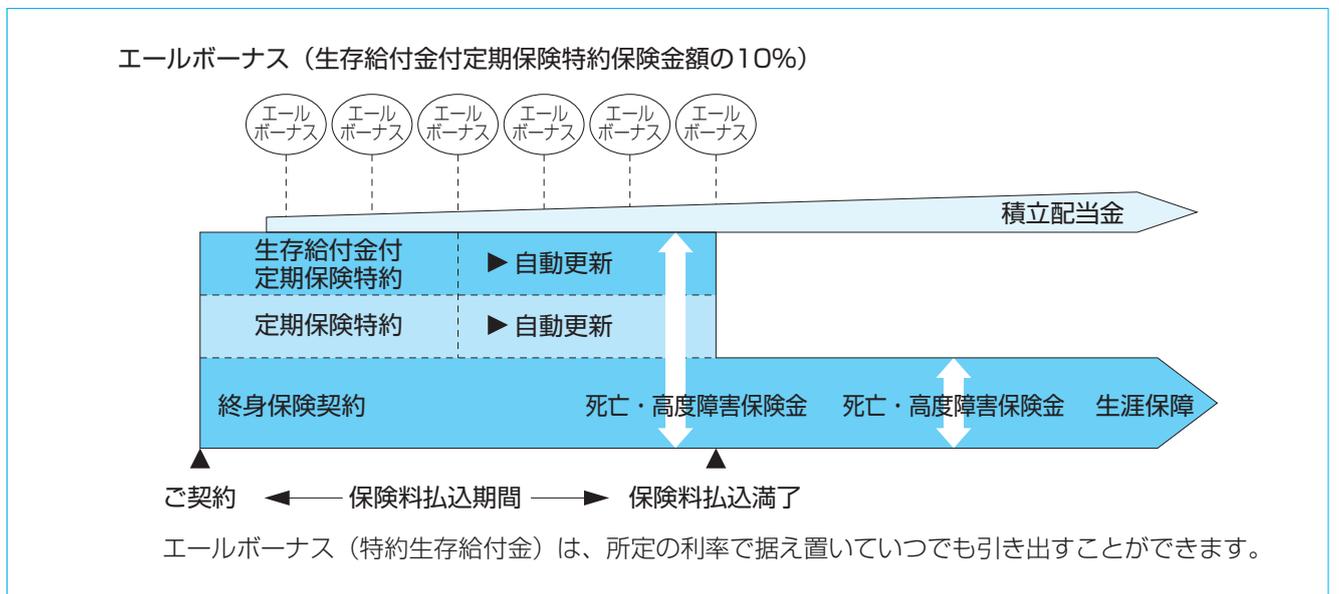


特約の更新について

◆幸福の保険 リベラル（更新型）の例



◆よくばりエールの例



13 定期保険特約更新時の他の特約への変更について

約款番号：S-3

定期保険特約の更新時に、当社所定の条件をみたすとき、更新前の定期保険特約の特約保険金額を限度として定期保険特約の一部または全部を家族生活保障特約、終身特約または養老特約に変更することができます。

なお、「幸福の保険 リベラル（更新型）」については、養老特約への変更のみの取扱いとなります。

変更をご希望の場合には、定期保険特約の保険期間満了日の2週間前までにお申し出ください。お申出がない場合、自動更新のお取扱いとさせていただきます。

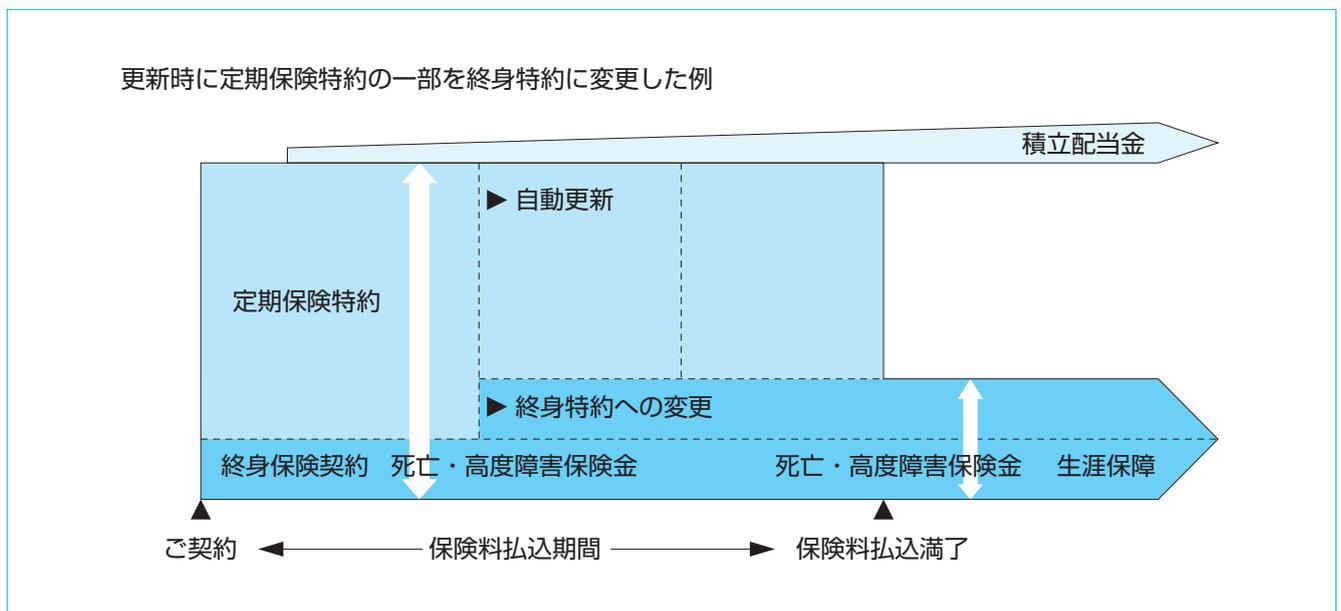
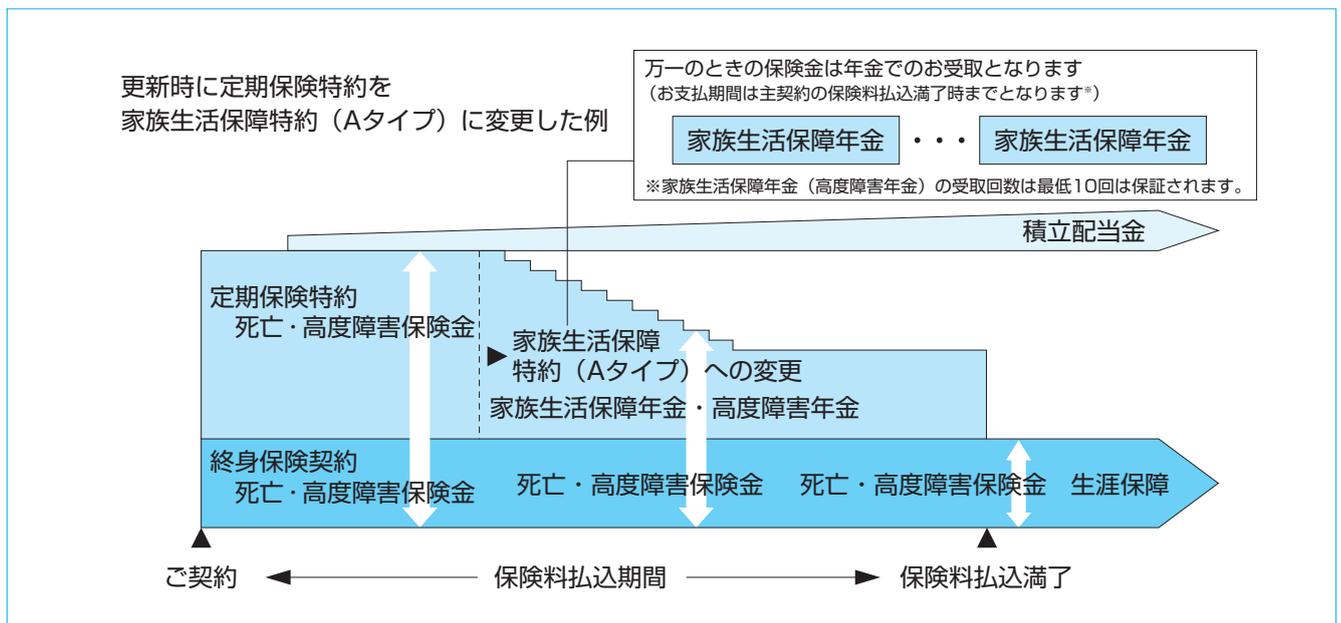
① 変更後の家族生活保障特約、終身特約または養老特約の保険料

変更後の家族生活保障特約、終身特約または養老特約の保険料は、変更日における被保険者の契約年齢・保険料率および変更後の特約の保険金額により算出されるため、変更前の定期保険特約の保険料とは異なります。

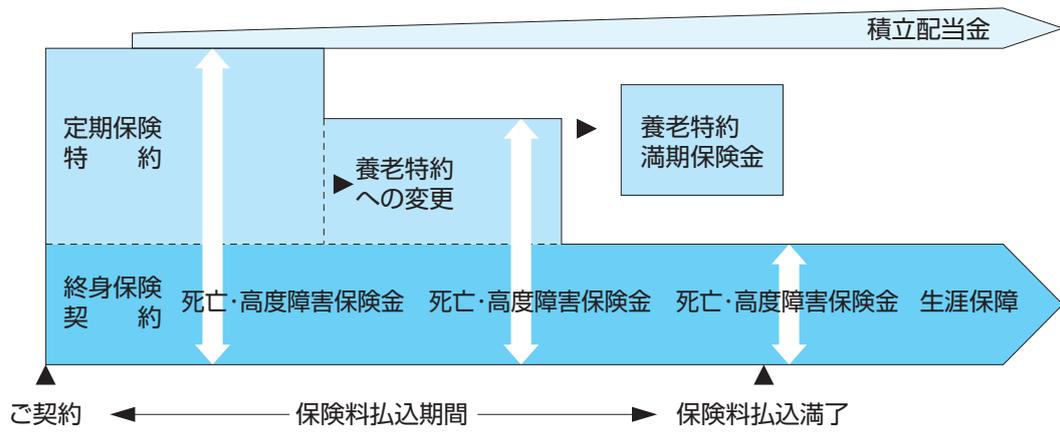
② 変更後の保険料払込方法

変更後の特約の保険料は主契約とともに払い込んでください。

◆ スーパーグランプリの例



更新時に定期保険特約を養老特約に変更した例



14 定期保険特約の保険金額の減額について

約款番号：S-3

定期保険特約の保険金額を減額して更新することができます。

減額での更新をご希望の場合には、定期保険特約の保険期間満了日の2週間前までにお申し出ください。お申出がない場合、自動更新のお取扱とさせていただきます。

- ・災害割増特約・傷害特約・家族定期保険特約を付加している契約で、定期保険特約の保険金額を減額して更新する場合は災害割増特約・傷害特約・家族定期保険特約が減額されることがあります。

①更新後の保険期間

ご案内しています更新手続きの書類をご確認ください。

- ・更新後の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、保険料払込期間満了日を終期とする保険期間に変更して更新をします。
- ・主契約が終身払込の場合は、保険期間を80歳までに短縮して更新します。

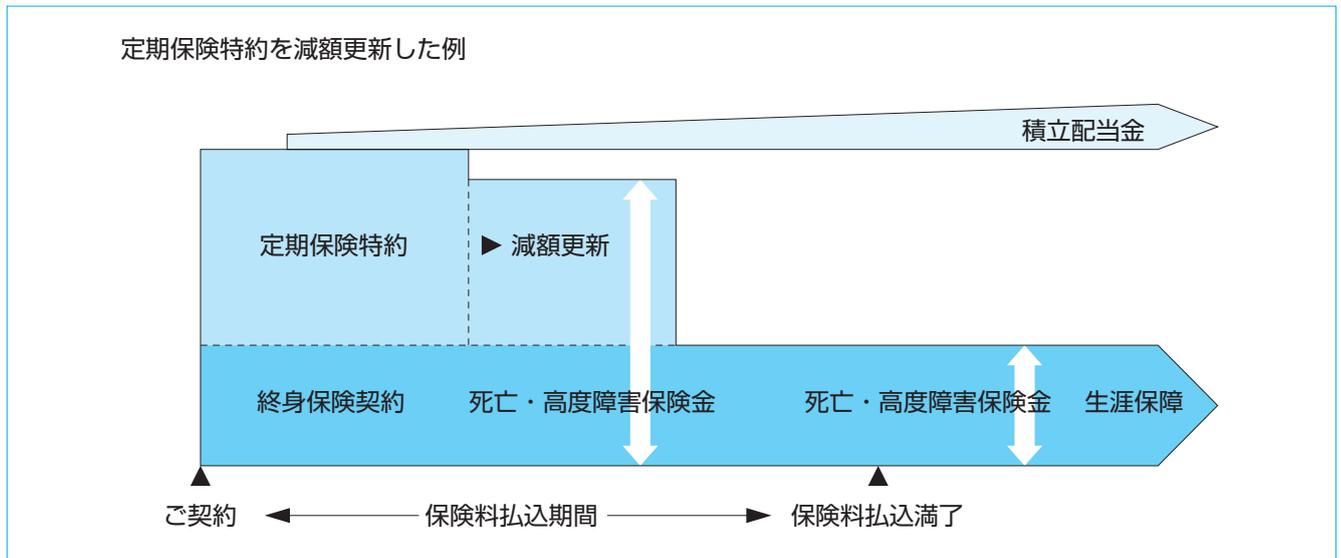
②更新後の保険料

更新後の特約保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および保険料率・保険金額によって計算します。したがって、更新前の特約保険料とは異なります。

③更新後の保険料払込方法

更新後の特約の保険料は主契約とともに払い込んでください。

◆スーパーグランプリの例



15 定期保険特約、特定損傷特約、家族生活保障特約などの特約の更新中止について

約款番号：S-1

約款番号：S-2

約款番号：S-3

約款番号：S-4

約款番号：S-7

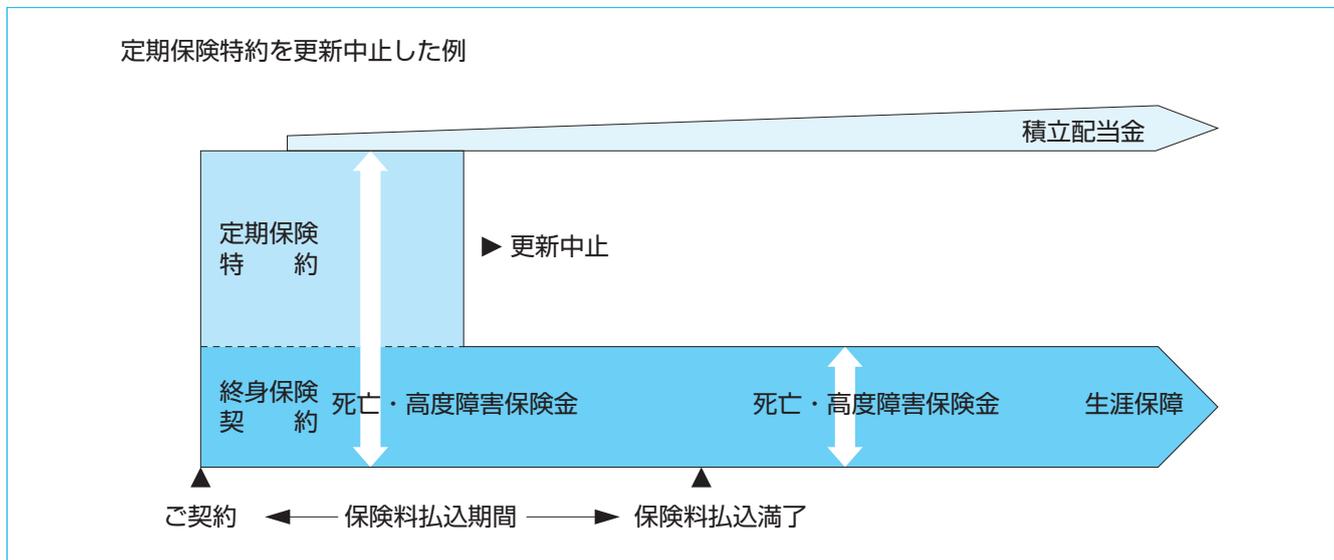
定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定臓器治療特約、特定損傷特約、特定損傷特約(2011)、5大疾病保障特約、家族定期保険特約、家族生活保障特約は、特約の更新を中止する（更新しない）ことができます。

更新中止をご希望の場合には、特約の保険期間満了日の2週間前までにお申し出ください。お申出がない場合、自動更新のお取扱とさせていただきます。

更新中止後の主契約およびその他の特約保険料の払込方法は、更新中止前の保険料払込方法と同一とします。

・災害割増特約・傷害特約・家族定期保険特約を付加している契約で、定期保険特約等の更新を中止する場合は災害割増特約・傷害特約・家族定期保険特約が減額されることがあります。

◆スーパープランプリの例



特約の更新について

16 特約高度障害保険金のお支払について

約款番号：S-2

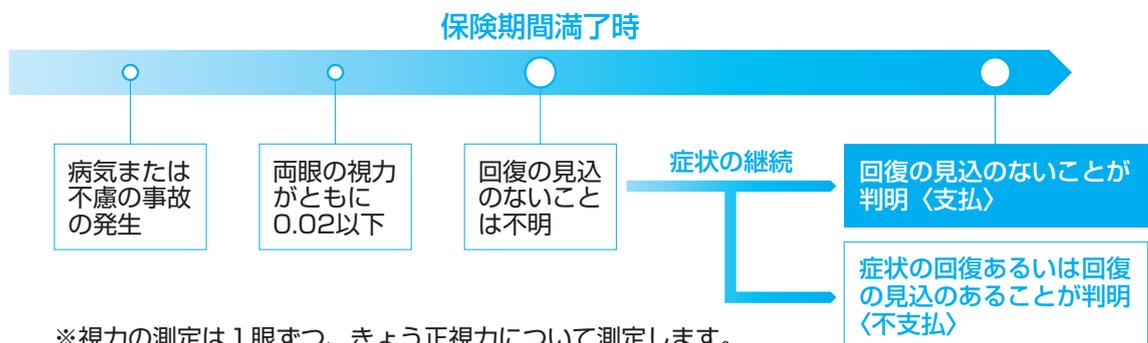
約款番号：S-3

① 定期保険特約等の特約高度障害保険金について

- ・この特約の保険期間満了の日において、約款所定の高度障害状態のうち、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害保険金がお支払いできない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになった場合には、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして、特約高度障害保険金をお支払いします。
- ・ただし、保険期間満了後に、その状態が回復した場合や回復の見込があると判明した場合には、特約高度障害保険金をお支払いしません。

【お支払例】（特約高度障害保険金）

● 保険期間満了時に高度障害状態になっていた場合の一例



※視力の測定は1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

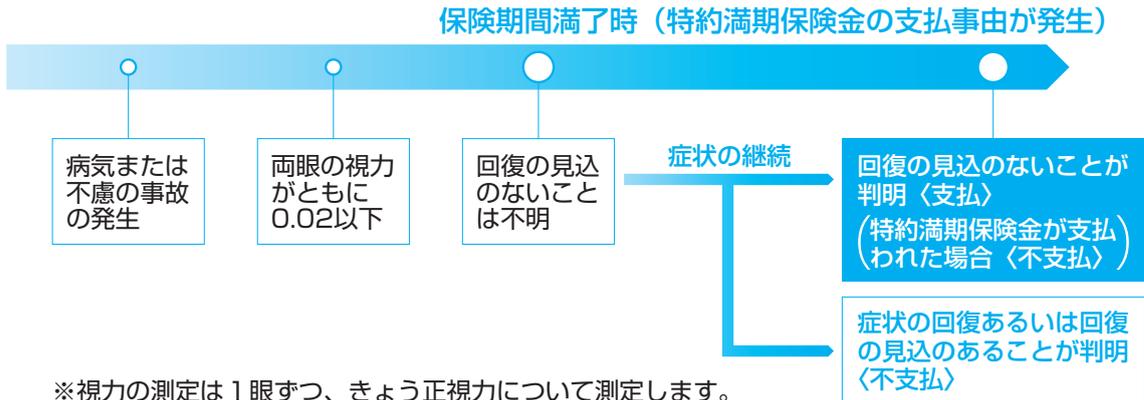
※両眼の視力がともに0.02以下になって回復の見込のない場合、「身体障害表」にいう「両眼の視力を全く失ったもの」に該当し、特約高度障害保険金のお支払対象となります。

② 養老特約の特約高度障害保険金について

- ・この特約の保険期間満了の日において、約款所定の高度障害状態のうち、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害保険金がお支払いできない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになった場合には、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして、特約高度障害保険金をお支払いします。
- ・ただし、特約満期保険金をお支払いした場合は、そのお支払後に特約高度障害保険金の請求をお受けしても、特約高度障害保険金をお支払いしません。また、保険期間満了後に、その状態が回復した場合や回復の見込があると判明した場合にも、特約高度障害保険金をお支払いしません。

【お支払例】（特約高度障害保険金）

●保険期間満了時に高度障害状態になっていた場合の一例



※視力の測定は1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 ※両眼の視力がともに0.02以下になって回復の見込のない場合、「身体障害表」にいう「両眼の視力を全く失ったもの」に該当し、特約高度障害保険金のお支払対象となります。



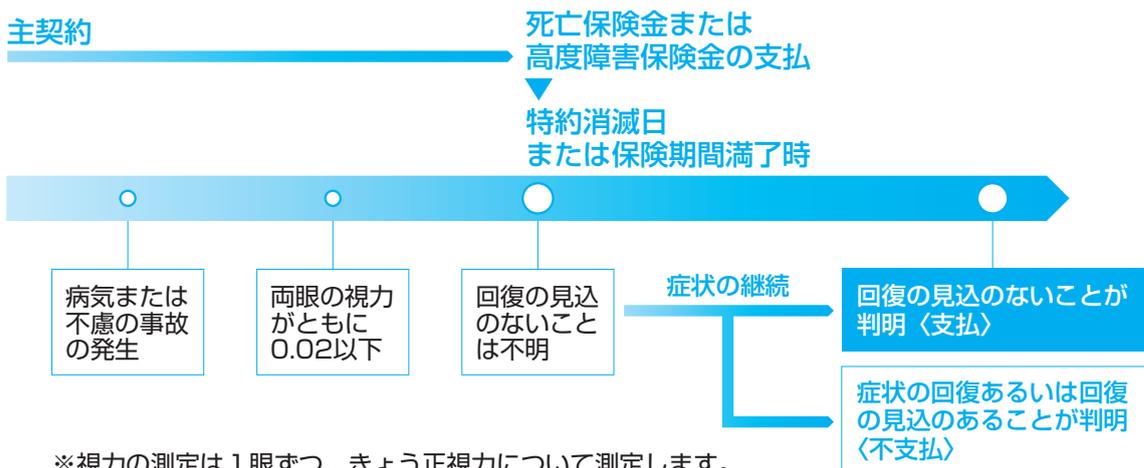
特約の更新について

③家族定期保険特約の特約高度障害保険金について

- ・主契約の死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅する日（以下「特約消滅日」といいます。）もしくはこの特約の保険期間満了の日において、約款所定の高度障害状態のうち、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害保険金がお支払いできない場合においても、特約消滅日以後またはこの特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになった場合には、特約消滅日の前日またはこの特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものととして、特約高度障害保険金をお支払いします。
- ・ただし、特約消滅日以後または特約の保険期間満了後に、その状態が回復した場合や回復の見込があると判明した場合には、特約高度障害保険金をお支払いしません。

【お支払例】（特約高度障害保険金）

●保険期間満了時に高度障害状態になっていた場合の一例



※視力の測定は1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 ※両眼の視力がともに0.02以下になって回復の見込のない場合、「身体障害表」にいう「両眼の視力を全く失ったもの」に該当し、特約高度障害保険金のお支払対象となります。

17 特約の保険金・給付金等のお支払について

◎新型医療保険・無事故給付金付新型医療保険に付加される特約

約款番号：S-1

	特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
新型医療保険・無事故給付金付新型医療保険	新型入院初期給付特約	入院初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に、その治療を目的として右の期間継続入院されたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として右の期間継続入院されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 2日以上4日以内 入院初期給付金額×30% 5日以上 入院初期給付金額（継続した1回の入院につき、入院初期給付金額が限度）
	新型がん特約	がん入院給付金	責任開始日前にがん ^{*1} と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがん ^{*1} の治療を直接の目的として2日以上継続入院されたとき	がん入院給付日額×入院日数（1入院120日分、通算700日分限度）
		がん手術給付金	責任開始日前にがん ^{*1} と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがん ^{*1} の治療を直接の目的として所定の手術 ^{*2} を受けられたとき	種類により がん入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$
	新型女性疾病特約	女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した女性特定疾病 ^{*3} を直接の原因として2日以上継続入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数（1入院120日分、通算700日分限度）
		女性疾病手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した女性特定疾病 ^{*3} を直接の原因としてその治療を目的に所定の手術 ^{*4} を受けられたとき	種類により 女性疾病入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$
		女性疾病療養給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を右のいずれかの期間継続の後、生存して退院されたとき	入院1回につき ・15日以上30日未満 女性疾病入院給付日額×5 ・30日以上60日未満 女性疾病入院給付日額×10 ・60日以上 女性疾病入院給付日額×15
	新型成人病給付特約	成人病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した成人病 ^{*5} を直接の原因として、治療のため2日以上継続入院されたとき	成人病入院給付日額×入院日数（1入院120日分、通算700日分限度）
		成人病手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した成人病 ^{*5} を直接の原因として、所定の手術 ^{*6} を受けられたとき	種類により 成人病入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$

- ※1 がんとは、新型がん特約別表2「対象となる悪性新生物およびその診断確定」に記載の悪性新生物をいいます。
- ※2 所定の手術とは、新型がん特約別表3「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※3 女性特定疾病とは、新型女性疾病特約別表1「対象となる女性特定疾病」に記載の疾病をいいます。
- ※4 所定の手術とは、新型女性疾病特約別表2「対象となる手術および給付倍率表」に記載の手術をいいます。
- ※5 成人病とは、新型成人病給付特約別表2「対象となる成人病」に記載の成人病をいいます。
- ※6 所定の手術とは、新型成人病給付特約別表3「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。

	特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
新型医療保険・無事故給付金付新型医療保険	新型家族がん特約	家族がん入院給付金	責任開始日前にがん ^{※1} と診断確定されたことがないこの特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがん ^{※1} を直接の原因としてその治療を目的に2日以上継続入院をされたとき	家族がん入院給付日額×入院日数（1入院120日分限度、各被保険者について通算700日分限度）
		家族がん手術給付金	責任開始日前にがん ^{※1} と診断確定されたことがないこの特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがん ^{※1} の治療を直接の目的として、所定の手術 ^{※2} を受けられたとき	種類により 家族がん入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$
	新型家族医療給付特約	家族入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> この特約の被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、治療を目的に2日以上継続入院をされたとき この特約の被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、治療を目的に2日以上継続入院をされたとき 	家族入院給付日額×入院日数（1入院120日分限度、各被保険者について、不慮の事故による入院通算700日分限度、疾病による入院通算700日分限度）
		家族手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> この特約の被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を直接の目的に所定の手術^{※3}を受けられたとき この特約の被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、所定の手術^{※3}を受けられたとき この特約の被保険者が、保険期間中に、責任開始日から起算して1年を経過した日以後に骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞採取手術^{※4}を受けられたとき 	種類により 家族入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$ ※5※6
	新型通院特約	通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約の入院給付金の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として、入院前60日以内、退院後120日以内に通院されたとき	通院給付日額×通院日数（1入院にかかわる通院につき45日分限度、通算700日分限度）
	新型家族通院特約	家族通院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、新型家族医療給付特約の家族入院給付金の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として、入院前60日以内、退院後120日以内に通院されたとき	家族通院給付日額×通院日数（1入院にかかわる通院につき45日分限度、各被保険者について通算700日分限度）
	入院初期給付特約（08）	入院初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に、その治療を目的として右の期間継続入院されたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として右の期間継続入院されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 2日以上4日以内 入院初期給付金額×60% 5日以上 入院初期給付金額（継続した1回の入院につき、入院初期給付金額が限度）

- ※1 がんとは、新型家族がん特約別表1「対象となる悪性新生物およびその診断確定」に記載の悪性新生物をいいます。
- ※2 所定の手術とは、新型家族がん特約別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※3 所定の手術とは、主契約（新型医療保険）別表4「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※4 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※5 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象になりません。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。
- ※6 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受益者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。



特約の更新について

	特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
新型医療保険・無事故給付金付新型医療保険	在宅療養給付特約	在宅療養給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を目的としてその事故の日から起算して180日以内の日に開始した入院で、30日以上継続入院された後に、生存して退院されたとき 被保険者が、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として保険期間中に入院し、30日以上継続入院された後に、生存して退院されたとき 	在宅療養給付金額
	長期入院特約	長期入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約の入院給付金の支払事由に該当し、その入院が右の期間継続されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 180日以上 主契約の入院給付日額×30日分 270日以上 主契約の入院給付日額×60日分 (不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院通算700日分限度、疾病を直接の原因とする入院通算700日分限度)
	介護給付特約	特約介護給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、所定の要介護状態 ^{※1} に該当し、要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あると医師によって診断確定されたとき	特約介護給付金額

※1 所定の要介護状態とは、介護給付特約別表1「要介護状態」に記載の要介護状態をいいます。

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
入院一時給付特約	入院一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を目的にその事故の日から起算して180日以内の日に入院を開始し、2日以上継続入院されたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的に責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に入院を開始し、2日以上継続入院されたとき 	入院一時給付金額 (通算10回限度)
一時金給付型医療保険用手術特約	手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を目的とする所定の手術^{*1}を受けられたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的とする所定の手術^{*1}を受けられたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日から起算して1年を経過した日以後に組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術^{*2}を受けられたとき 	種類により 主契約の 基本給付金額 $\times \begin{cases} 1 \\ 2 \\ 4 \end{cases}$ <small>*3*4</small>
一時金給付型医療保険用長期入院特約	長期入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約の傷病一時給付金の支払事由に該当し、右の期間以上、継続入院されたとき	180日以上 主契約の基本給付金額 $\times 3$ 270日以上 主契約の基本給付金額 $\times 6$ (支払われた給付倍率を 通算して100倍限度)
一時金給付型家族医療特約	家族傷病一時給付金	<p>この特約の被保険者が、保険期間中に、治療を目的としてつぎの入院をし、かつその入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が所定の傷病^{*5}と医師によって診断確定されたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に入院を開始し、2日以上継続して入院されたとき つぎのすべてを満たす入院をされたとき <ol style="list-style-type: none"> ①責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院であること ②入院の直接の原因である疾病が、責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に初めて医師によって診断確定されたものであること ③責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に入院を開始し2日以上継続して入院していること 	家族基本給付金額 \times 所定の給付倍率 (通算100倍限度、1傷 病種類につき2回限度)

無配当一時金給付型医療保険



特約の更新について

	特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
無配当一時金給付型医療保険	定期支払型入院特約	定期支払入院給付金	I型 ≪第1回定期支払入院給付金≫ ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を目的としてその事故の日から起算して180日以内の日に開始した入院で、31日以上継続入院されたとき ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として31日以上継続入院されたとき ≪第2回以後の定期支払入院給付金≫ 第1回定期支払入院給付金の支払事由に該当することとなった入院が、支払事由に該当した日の翌日から起算して、30日ごとに継続しているとき	定期支払入院給付金額 (疾病・傷害それぞれ36回限度)
			II型 ≪第1回定期支払入院給付金≫ ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を目的としてその事故の日から起算して180日以内の日に開始した入院で、61日以上継続入院されたとき ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として61日以上継続入院されたとき ≪第2回以後の定期支払入院給付金≫ 第1回定期支払入院給付金の支払事由に該当することとなった入院が、支払事由に該当した日の翌日から起算して、30日ごとに継続しているとき	
	一時金給付型医療保険用家族手術特約	家族手術給付金	・この特約の被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を直接の目的とする所定の手術 ^{※6} を受けられたとき ・この特約の被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を直接の目的とする所定の手術 ^{※6} を受けられたとき ・この特約の被保険者が、保険期間中に、責任開始日から起算して1年を経過した日以後に組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術 ^{※7} を受けられたとき	種類により 家族基本給付 × $\begin{cases} 1 \\ 2 \\ 4 \end{cases}$ 金額 ※8※9

- ※1 所定の手術とは、一時金給付型医療保険用手術特約別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※2 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※3 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象になりません。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。
- ※4 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受益者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。
- ※5 所定の傷病とは、主契約（無配当一時金給付型医療保険）別表4「給付対象傷病および給付倍率」に記載の傷病をいいます。
- ※6 所定の手術とは、一時金給付型医療保険用手術特約別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※7 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※8 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象になりません。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。
- ※9 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受益者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額	
がん診断給付金 複数回支払特約	がん診断 給付金	悪性新生物診断給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当し、このときの主約款に定める悪性新生物と診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された主約款に定める悪性新生物の治療を目的として入院を開始したとき	主契約のがん診断給付金額 (2年に1度を限度とします。)
		上皮内新生物診断給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当し、このときの主約款に定める上皮内新生物による入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された主約款に定める上皮内新生物の治療を目的とする入院中に所定の上皮内新生物の手術*1を受けたとき	主契約のがん診断給付金額の50% (2年に1度を限度とします。)
がん手術特約	がん手術給付金	責任開始日前に主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定された主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として所定の手術*2を受けられたとき	種類により 主契約のがん入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$	
がん退院特約	がん退院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約のがん入院給付金の支払事由に該当し、その入院が継続して20日以上となった後、生存して退院されたとき	がん退院給付金額 (入院1回につき1度)	
がん通院特約	がん通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約のがん入院給付金の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的として、主契約のがん入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日以後180日以内の期間に通院されたとき	がん通院給付日額 ×通院日数 (1入院にかかわる通院につき45日分限度、通算700日分限度)	
がん長期入院特約	がん長期入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約のがん入院給付金の支払事由に該当し、その入院が181日以上継続されたとき	主契約のがん入院給付日額の50%の金額×181日目以降の入院日数	
がん死亡特約	がん死亡給付金	責任開始日前に主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に診断確定されたがんを直接の原因として死亡されたとき	がん死亡給付金額	

※1 所定の上皮内新生物の手術とは、がん診断給付金複数回支払特約別表2「給付対象手術」に記載の手術をいいます。
 ※2 所定の手術とは、がん手術特約別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。



特約の更新について

	特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
無配当がん保険	家族がん診断給付特約	家族がん診断給付金	①責任開始日前に主約款に定める悪性新生物と診断確定されることがないこの特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、初めて主約款に定める悪性新生物と診断確定されたとき ②前①の初めて主約款に定める悪性新生物と診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された主約款に定める悪性新生物の治療を目的として入院を開始されたとき	家族悪性新生物診断給付金額
		家族上皮内新生物診断給付金	責任開始日前に主約款に定める上皮内新生物と診断確定されることがないこの特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定された主約款に定める上皮内新生物の治療を目的として開始した入院中に、所定の手術 ^{*1} を受けられたとき	家族上皮内新生物診断給付金額
	家族がん入院特約	家族がん入院給付金	責任開始日前に主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されることがないこの特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定された主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として入院されたとき	家族がん入院給付日額 ×入院日数
	家族がん手術特約	家族がん手術給付金	責任開始日前に主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されることがないこの特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定された主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的とする所定の手術 ^{*2} を受けられたとき	種類により 家族がん入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$
	家族がん退院特約	家族がん退院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、家族がん入院特約の家族がん入院給付金の支払事由に該当し、その入院が継続して20日以上となった後に、生存して退院されたとき	家族がん退院給付金額
	家族がん通院特約	家族がん通院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、家族がん入院特約の家族がん入院給付金の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的として、退院された日の翌日以後180日以内の期間に通院されたとき	家族がん通院給付日額 ×通院日数 (1入院にかかわる通院につき45日分限度、各被保険者につき通算700日分限度)
	家族がん長期入院特約	家族がん長期入院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、家族がん入院特約の家族がん入院給付金の支払事由に該当し、その入院が181日以上継続入院されたとき	家族がん入院給付日額の50%の金額に181日目以降の入院日数を乗じた金額

※1 所定の手術とは、家族がん診断給付特約別表2「給付対象手術」に記載の手術をいいます。

※2 所定の手術とは、家族がん手術特約別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。

	特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
無配当長期傷害保険	傷害保険用 災害入院特約	災害入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故^{※1}による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の日に、治療を直接の目的として入院を開始し、2日以上継続入院されたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の感染症^{※2}を直接の原因として、治療を直接の目的として2日以上継続入院されたとき 	災害入院給付日額 ×入院日数 (1入院120日分、通算700日分限度)
		災害手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故^{※1}による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に治療を直接の目的として所定の手術^{※3}を受けられたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の感染症^{※2}を直接の原因として、治療を直接の目的として所定の手術^{※3}を受けられたとき 	手術の種類により 災害入院給付日額 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$
	傷害保険用 災害通院特約	災害通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故 ^{※1} による傷害、または責任開始日以後に発病した所定の感染症 ^{※4} により、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、その不慮の事故による傷害または感染症の治療を直接の目的として、その事故または発病の日から起算して180日以内の期間に通院されたとき	災害通院給付日額 ×通院日数 (1入院にかかわる通院につき45日分限度、通算700日分限度)
	追加障害年金 特約	追加障害年金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故^{※1}による傷害を直接の原因として、主契約に定める障害給付金が支払われ、かつ、その支払により障害給付金の支払割合が100%に達した後、つぎに定める追加障害年金支払日に生存されているとき</p> <p>①原因となった不慮の事故の日からその日を含めて1年経過した日の翌日（初回の支払日） ②初回の支払日からその日を含めて10年以内に到来する初回支払日の年単位の応当日</p>	追加障害年金額



特約の更新について

- ※1 不慮の事故とは、無配当長期傷害保険普通保険約款別表1の「対象となる不慮の事故」に記載の不慮の事故をいいます。
- ※2 所定の感染症とは、傷害保険用災害入院特約別表3「対象となる感染症」に記載の感染症をいいます。
- ※3 所定の手術とは、傷害保険用災害入院特約別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※4 所定の感染症とは、傷害保険用災害通院特約別表2「対象となる感染症」に記載の感染症をいいます。

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
無配当一時金給付型医療保険(2010)	入院一時金給付特約(2010)	入院一時給付金	入院一時給付金額(通算10回限度)
	定期支払型入院特約(2010)	I型	定期支払入院給付金 ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を目的としてその事故の日から起算して180日以内の日に開始した入院で、31日以上継続入院されたとき ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として31日以上継続入院されたとき
		II型	定期支払入院給付金 ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を目的としてその事故の日から起算して180日以内の日に開始した入院で、61日以上継続入院されたとき ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として61日以上継続入院されたとき
		定期支払入院給付金 ・被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その治療を目的とする所定の手術 ^{*1} を受けられたとき ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的とする所定の手術 ^{*1} を受けられたとき ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日から起算して1年を経過した日以後に組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術 ^{*2} を受けられたとき	
一時金給付型医療保険手術特約(2010)	手術給付金	種類により主契約の基本給付金額 × $\begin{cases} 0.5^{*3} \\ 1 \\ 2 \\ 4 \end{cases}$ ※4※5	
一時金給付型医療保険用総合治療特約	手術給付金	種類により主契約の基本給付金額 × $\begin{cases} 0.5 \\ 1 \\ 2 \\ 4 \end{cases}$ ※4※5※6	

	特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
無 配 当 一 時 金 給 付 型 医 療 保 険 (2 0 1 0)	一時金給付型 医療保険用 総合治療特約	放射線治療 給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その傷害の治療を直接の目的とする、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を受けられたとき ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その疾病の治療を直接の目的とする、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を受けられたとき 	主契約の基本給付金額×1

- ※1 所定の手術とは、一時金給付型医療保険用手術特約(2010)別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※2 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※3 くわしくは、一時金給付型医療保険用手術特約(2010)「手術給付に関する特則」をご覧ください。
- ※4 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象になりません。
「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック(LASIK)・フェイクックIOL等が含まれます。
- ※5 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受益者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。
- ※6 くわしくは、一時金給付型医療保険用総合治療特約の給付金の支払の項目をご覧ください。



特約の更新について

	特約名	給付金の名称	支払事由	支払額				
無配当医療保険（保険料払込期間中無解約返戻金型）	入院初期サポート特約（2011）	入院初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に、その治療を目的として入院されたとき ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として入院されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日以上4日以内の継続した入院 入院初期給付金額×6割 ・5日以上継続した入院 入院初期給付金額 (継続した1回の入院につき、入院初期給付金額が限度) 				
	がん入院特約	がん入院給付金	責任開始日前にがん ^{*1} と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがん ^{*1} の治療を直接の目的として入院されたとき	がん入院給付日額×入院日数 (1入院・通算ともに無制限)				
	生活習慣病入院特約	生活習慣病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した生活習慣病 ^{*2} の治療を目的として入院されたとき	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">A型</td> <td>生活習慣病入院給付日額×入院日数 (がん^{*2}による入院は1入院・通算ともに無制限。生活習慣病^{*2}(がん以外)による入院は1入院180日分、通算1,095日分)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">B型</td> <td>生活習慣病入院給付日額×入院日数 (がん^{*2}による入院は1入院・通算ともに無制限。生活習慣病^{*2}(がん以外)による入院は1入院360日分、通算1,095日分)</td> </tr> </table>	A型	生活習慣病入院給付日額×入院日数 (がん ^{*2} による入院は1入院・通算ともに無制限。生活習慣病 ^{*2} (がん以外)による入院は1入院180日分、通算1,095日分)	B型	生活習慣病入院給付日額×入院日数 (がん ^{*2} による入院は1入院・通算ともに無制限。生活習慣病 ^{*2} (がん以外)による入院は1入院360日分、通算1,095日分)
	A型	生活習慣病入院給付日額×入院日数 (がん ^{*2} による入院は1入院・通算ともに無制限。生活習慣病 ^{*2} (がん以外)による入院は1入院180日分、通算1,095日分)						
	B型	生活習慣病入院給付日額×入院日数 (がん ^{*2} による入院は1入院・通算ともに無制限。生活習慣病 ^{*2} (がん以外)による入院は1入院360日分、通算1,095日分)						
	女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した女性特定疾病 ^{*3} の治療を目的として入院されたとき	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">A型</td> <td>女性疾病入院給付日額×入院日数 (がん^{*3}による入院は1入院・通算ともに無制限。女性特定疾病^{*3}(がん以外)による入院は1入院90日分、通算1,095日分)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">B型</td> <td>女性疾病入院給付日額×入院日数 (がん^{*3}による入院は1入院・通算ともに無制限。女性特定疾病^{*3}(がん以外)による入院は1入院180日分、通算1,095日分)</td> </tr> </table>	A型	女性疾病入院給付日額×入院日数 (がん ^{*3} による入院は1入院・通算ともに無制限。女性特定疾病 ^{*3} (がん以外)による入院は1入院90日分、通算1,095日分)	B型	女性疾病入院給付日額×入院日数 (がん ^{*3} による入院は1入院・通算ともに無制限。女性特定疾病 ^{*3} (がん以外)による入院は1入院180日分、通算1,095日分)
A型	女性疾病入院給付日額×入院日数 (がん ^{*3} による入院は1入院・通算ともに無制限。女性特定疾病 ^{*3} (がん以外)による入院は1入院90日分、通算1,095日分)							
B型	女性疾病入院給付日額×入院日数 (がん ^{*3} による入院は1入院・通算ともに無制限。女性特定疾病 ^{*3} (がん以外)による入院は1入院180日分、通算1,095日分)							
退院給付特約	退院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に、その治療を目的として5日以上継続して入院した後、生存して退院されたとき ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的として5日以上継続して入院した後、生存して退院されたとき 	退院給付金額 (通算10回限度。継続した1回の入院による給付は1回のみ)					

- ※1 がんとは、がん入院特約別表2「対象となる悪性新生物」に記載の悪性新生物をいいます。
- ※2 対象となる生活習慣病については、生活習慣病入院特約別表2「対象となる生活習慣病」でご確認ください。がんとは、生活習慣病中の悪性新生物をいいます。
- ※3 対象となる女性特定疾病については、女性疾病入院特約別表2「対象となる女性特定疾病」でご確認ください。がんとは、女性特定疾病中の悪性新生物をいいます。

◎その他の特約

約款番号：S-1

約款番号：S-2

約款番号：S-3

約款番号：S-4

約款番号：S-7

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
定期保険特約	特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険金額
	特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当され、主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたとき	特約保険金額
生存給付金付定期保険特約	特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険金額
	特約高度障害保険金	被保険者が責任開始日以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になられたとき	特約保険金額
	特約生存給付金	3年型 被保険者がこの特約の保険期間中に3年ごとの保険年度終了の時またはこの特約の保険期間満了の時に生存していたとき 5年型 被保険者がこの特約の保険期間中に5年ごとの保険年度終了の時またはこの特約の保険期間満了の時に生存していたとき	特約保険金額×10%
総合障害保障定期保険特約	特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険金額
	特約障害保険金	被保険者が責任開始日以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の障害の状態 ^{※1} になられたとき	特約保険金額

※1 所定の障害の状態とは、総合障害保障定期保険特約別表1「対象となる所定の障害状態」に記載の身体障害の状態をいいます。



特約の更新について

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
特定疾病保障 定期保険特約	特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、死亡されたとき	特約保険金額
	特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に生じた傷害または疾病を原因として、高度障害状態になられたとき	特約保険金額
	特約特定疾病保険金 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日前を含めて初めてがん^{※1}に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（ただし、上皮内新生物や、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は特約特定疾病保険金支払の対象となりません。また、責任開始日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患したと診断確定された場合も特約特定疾病保険金支払の対象となりません。） ・被保険者がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの事由に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ①所定の急性心筋梗塞^{※1}を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②所定の急性心筋梗塞^{※1}を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> a その疾病の治療を直接の目的とする手術^{※2} b 病院または診療所^{※2}における手術 c 公的医療保険制度^{※2}に基づく医科診療報酬点数表^{※2}に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ・被保険者がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの事由に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ①所定の脳卒中^{※1}を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②所定の脳卒中^{※1}を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> a その疾病の治療を直接の目的とする手術^{※2} b 病院または診療所^{※2}における手術 c 公的医療保険制度^{※2}に基づく医科診療報酬点数表^{※2}に、手術料の算定対象として列挙されている手術 	特約保険金額

※1 対象となるがん、急性心筋梗塞、脳卒中は特定疾病保障定期保険特約別表2「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に記載の疾病をいいます。

※2 くわしくは、特定疾病保障定期保険特約（備考）をご覧ください。

※3 特約特定疾病保険金のお支払対象には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。

■法令等の改正に伴う支払事由の変更について

・当社は、公的医療保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって特定疾病保障定期保険特約のお支払事由を変更する場合があります。

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
特定臓器治療特約	特定臓器治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、特定の臓器への所定の治療 ^{※1} を受けられたとき	特定臓器治療給付金額
特定損傷特約 特定損傷特約 (2011)	特定損傷給付金	被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故による特定損傷（骨折・関節脱臼・腱の断裂）に対する治療を、事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に受けられたとき	特定損傷給付金額（同一の不慮の事故によるお支払は1回。通算10回限度。）
家族定期保険特約	特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険金額
	特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、責任開始日以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になられたとき	特約保険金額
家族生活保障特約	家族生活保障年金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡されたとき	特約年金額
	高度障害年金	被保険者が、責任開始日以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になられたとき	特約年金額
終身特約	特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険金額
	特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当され、主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたとき	特約保険金額
養老特約	特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険金額
	特約高度障害保険金	被保険者が、責任開始日以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になられたとき	特約保険金額
	特約満期保険金	被保険者がこの特約の保険期間満了まで生存されたとき	特約保険金額
災害割増特約 災害割増特約 (2011)	災害死亡保険金	・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の感染症 ^{※2} を直接の原因として死亡されたとき	災害死亡保険金額
	災害高度障害保険金	・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に高度障害状態になられたとき ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の感染症 ^{※2} を直接の原因として、高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金相当額

- ※1 特定の臓器への所定の治療とは、特定臓器治療特約別表2「特定の臓器への所定の治療」に記載のとおりです。
 ※2 所定の感染症とは、災害割増特約別表1または災害割増特約(2011)別表2「対象となる感染症」に記載の感染症をいいます。



特約の更新について

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
傷害特約 傷害特約 (2011)	災害保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の感染症*1を直接の原因として死亡されたとき 	災害保険金額
	障害給付金	被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に、所定の身体障害の状態*2になられたとき	身体障害の障害状態に応じて災害保険金額の10~100% (通算100%限度)
災害入院特約	入院給付金	被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に、5日以上継続入院をされたとき	入院給付日額 × (入院日数 - 4日) (1入院120日分・通算700日分限度)
総合入院特約	入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に入院を開始し、5日以上継続入院をされたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、5日以上継続入院をされたとき 	入院給付日額 × (入院日数 - 4日) (1入院120日分限度・不慮の事故を直接の原因とする入院通算700日分限度、疾病を直接の原因とする入院通算700日分限度)
成人病特約	成人病入院給付金	被保険者が、責任開始日以後に発病した成人病*3を直接の原因として、その成人病の治療のためこの特約の保険期間中に5日以上継続入院をされたとき	成人病入院給付日額 × (入院日数 - 4日) (1入院120日分・通算700日分限度)
	成人病手術給付金	被保険者が、責任開始日以後に発病した成人病*3を直接の原因として、所定の手術*4を受けられたとき	種類により 成人病入院 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$ 給付日額
手術給付特約	手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その治療を直接の目的とする所定の手術*5を受けられたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その疾病の治療を直接の目的とする所定の手術*5を受けられたとき 被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日から起算して1年を経過した日以後に組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術*6を受けられたとき 	種類により 総合入院 × $\begin{cases} 10 \\ 20 \\ 40 \end{cases}$ 給付日額 *7 *8

- ※1 所定の感染症とは、傷害特約別表3または傷害特約(2011)別表4「対象となる感染症」に記載の感染症をいいます。
- ※2 所定の身体障害の状態とは、傷害特約別表1または傷害特約(2011)別表2「給付割合表」に記載の身体障害の状態をいいます。
- ※3 成人病とは、成人病特約別表1「対象となる成人病」に記載の成人病をいいます。
- ※4 所定の手術とは、成人病特約別表2「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※5 所定の手術とは、手術給付特約別表1「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※6 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※7 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象になりません。
「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック(LASIK)・フェイクICKIOL等が含まれます。
- ※8 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受益者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。



特約の更新のご案内

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
家族総合保障特約	家族災害保険金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき	総合入院特約の1日あたりの入院給付金額の60% (以下、「基準日額」といいます) × 500
		この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の感染症*1を直接の原因として死亡されたとき	
	家族障害給付金	この特約の被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に、所定の身体障害の状態*2になられたとき	身体障害の状態に応じて基準日額の500～50倍
	家族入院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その治療を目的にその事故の日から起算して180日以内の日に入院を開始し5日以上継続して入院したとき	基準日額 × (入院日額 - 4日) (1入院120日分限度・不慮の事故を直接の原因とする入院通算700日分限度、疾病を直接の原因とする入院通算700日分限度)
		この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的に5日以上継続して入院されたとき	
家族手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その治療を目的とする所定の手術*3を受けられたとき この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、その治療を目的とする所定の手術*3を受けられたとき この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日から起算して1年を経過した日以後に組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術*4を受けられたとき 	種類により 基準日額 × $\left\{ \begin{array}{l} 10 \\ 20 \\ 40 \end{array} \right\}$ *5*6	
家族災害保障特約	家族災害保険金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき	総合入院特約または災害入院特約の1日あたりの入院給付金額の60% (以下、「基準日額」といいます) × 500
		この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の感染症*7を直接の原因として死亡されたとき	
	家族障害給付金	この特約の被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に所定の身体障害の状態*8になられたとき	身体障害の状態に応じて基準日額の500～50倍
	家族災害入院給付金	この特約の被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に5日以上継続入院をされたとき	基準日額 × (入院日額 - 4日) (1入院120日分・通算700日分限度)

- ※1 所定の感染症とは、家族総合保障特約別表5「対象となる感染症」に記載の感染症をいいます。
- ※2 所定の身体障害の状態とは、家族総合保障特約別表1「給付倍数表」に記載の身体障害の状態をいいます。
- ※3 所定の手術とは、家族総合保障特約別表3「給付対象手術および給付倍率」に記載の手術をいいます。
- ※4 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- ※5 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金の対象になりません。
「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクックIOL等が含まれます。
- ※6 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受益者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象になりません。
- ※7 所定の感染症とは、家族災害保障特約別表3「対象となる感染症」に記載の感染症をいいます。
- ※8 所定の身体障害の状態とは、家族災害保障特約別表1「給付倍数表」に記載の身体障害の状態をいいます。

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
5大疾病保障特約	5大疾病給付金 ^{※4}	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日または復活日前を含めて初めてがん^{※1}に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検・剖検）により診断確定されたとき（ただし、上皮内新生物や、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は特約特定疾病保険金支払の対象となりません。また、責任開始日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患したと診断確定された場合も特約特定疾病保険金支払の対象となりません。） ・被保険者がこの特約の責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの事由に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ①所定の急性心筋梗塞^{※1}を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②所定の急性心筋梗塞^{※1}を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> （イ）その疾病の治療を直接の目的とする手術^{※2} （ロ）病院または診療所^{※2}（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における手術 （ハ）公的医療保険制度^{※2}に基づく医科診療報酬点数表^{※2}に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ・被保険者がこの特約の責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの事由に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ①所定の脳卒中^{※1}を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②所定の脳卒中^{※1}を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> （イ）その疾病の治療を直接の目的とする手術^{※2} （ロ）病院または診療所^{※2}（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における手術 （ハ）公的医療保険制度^{※2}に基づく医科診療報酬点数表^{※2}に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、糖尿病^{※1}を発病し、つぎのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> （イ）糖尿病性網膜症の治療を直接の目的として、病院または診療所において増殖性硝子体網膜症手術^{※4}を受けたとき （ロ）糖尿病性腎症の治療を直接の目的として、医師の指示により永続的な人工透析療法^{※3}を開始したとき ・被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、高血圧性疾患^{※1}を発病し、つぎのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> （イ）大動脈瘤または解離性大動脈瘤（以下「大動脈瘤等」といいます。）の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術^{※3}を受けたとき （ロ）大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき 	5大疾病給付金額（給付は1回のみ）

※1 対象となるがん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患は5大疾病保障特約別表2「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患」に記載の疾病をいいます。

※2 くわしくは、5大疾病保障特約（備考）をご覧ください。

※3 くわしくは、5大疾病保障特約別表3「対象となる手術および人工透析療法」をご覧ください。

※4 5大疾病給付金のお支払対象には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、5大疾病給付金のお支払対象ではありません。

■法令等の改正に伴う支払事由の変更について

・当社は、公的医療保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認められた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって5大疾病保障特約のお支払事由を変更する場合があります。

特約名	給付金の名称	支払事由	支払額
先進医療給付特約	先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とする所定の先進医療 ^{※1} による療養を受けられたとき	先進医療の技術に係る費用と同額 (通算1,000万円限度)
傷病一時給付特約	傷病一時給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、治療を直接の目的としてつぎの入院をし、かつその入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が所定の傷病^{※2}に該当すると医師によって診断確定されたとき</p> <p>1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に入院を開始し、2日以上継続して入院されたとき</p> <p>2. つぎのすべてを満たす入院をされたとき</p> <p>①責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院であること</p> <p>②入院の直接の原因となった疾病が、責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に、初めて医師によって診断確定されたものであること</p> <p>③責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に入院を開始し2日以上継続して入院していること</p>	基本給付金額× 所定の給付倍率 ^{※2}

※1 所定の先進医療とは、先進医療給付特約別表2「先進医療」に記載の先進医療をいいます。

※2 所定の傷病、所定の給付倍率とは、傷病一時給付特約別表2「給付対象傷病および給付倍率」に記載の傷病、給付倍率をいいます。



特約の更新について

18 特定疾病による保険料払込免除特約について

約款番号：S-2

- 特定疾病による保険料払込免除特約は、被保険者が三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）になられたとき、その後の保険料のお払込を免除するしくみの特約です。この特約により保険料の払込が免除されるのは主契約および付加される特約です。
- この特約は、主契約の締結時（保障見直し時含む）のみ付加することができます。この特約のみの解約はできません。

◆保険料払込免除事由

特約の名称	免除事由
特定疾病による 保険料払込免除特約	悪性新生物（がん） 被保険者が保険料払込期間中に、生まれて初めて悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき
	急性心筋梗塞 被保険者がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき ・ 所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ・ 所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき （イ）その疾病の治療を直接の目的とする手術 ^{*1} （ロ）病院または診療所 ^{*1} における手術 （ハ）公的医療保険制度 ^{*1} に基づく医科診療報酬点数表 ^{*1} に、手術料の算定対象として列挙されている手術
	脳卒中 被保険者がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき ・ 所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・ 所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき （イ）その疾病の治療を直接の目的とする手術 ^{*1} （ロ）病院または診療所 ^{*1} における手術 （ハ）公的医療保険制度 ^{*1} に基づく医科診療報酬点数表 ^{*1} に、手術料の算定対象として列挙されている手術

※1 くわしくは、特定疾病による保険料払込免除特約（備考）をご覧ください。

- 悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中とは以下のとおりです。なお、くわしくは特定疾病による保険料払込免除特約別表1の「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

悪性新生物（がん）	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 (2) 消化器の悪性新生物 (3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 (4) 骨および関節軟骨の悪性新生物 (5) 皮膚の悪性黒色腫 (6) 中皮および軟部組織の悪性新生物 (7) 乳房の悪性新生物 (8) 女性生殖器の悪性新生物 (9) 男性生殖器の悪性新生物 (10) 腎尿路の悪性新生物 (11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 (12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 (13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 (14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 (15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 (16) 真正赤血球増加症<多血症> (17) 骨髄異形成症候群 (18) 慢性骨髄増殖性疾患 (19) 本態性（出血性）血小板血症 (20) ランゲルハンス細胞組織球症 ※上皮内新生物や、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は対象となりません。
急性心筋梗塞	・急性心筋梗塞
脳卒中	(1) くも膜下出血 (2) 脳内出血 (3) 脳梗塞

- 特定疾病による保険料払込免除の対象には、国際対がん連合（U I C C）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、特定疾病による保険料払込免除の対象ではありません。
- 責任開始日前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合には、責任開始日以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても保険料払込免除の対象になりません。
また、責任開始日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患したと診断確定された場合、保険料払込免除の対象になりません。
- 家族定期保険特約の保険料が払込免除となるのは、主契約の被保険者が三大疾病になられたときです。配偶者、お子さまが三大疾病になられても、保険料の払込免除にはなりません。
- この特約を付加されている場合は、付加されていない場合に比べ保険料が割高になります。
- 法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更について
・当社は、公的医療保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の保険料の払込免除事由を変更する場合があります。





更新後について

19 更新後の保険料のお払込について

●更新後の第1回保険料は、更新日の属する月が払込期月となります。

- ・払込期月中にお払い込みいただけない場合は、払込猶予期間中にお払い込みください。
- ・お払込がないまま払込猶予期間を過ぎ、保険料のお立替（保険料自動貸付）がされない場合、更新されず、ご契約は効力を失います（失効）。

◆払込猶予期間

●月払契約

払込期月の翌月初日から末日までです。



●年払・半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない場合はその月の末日）までです。ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各月の末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までとなります。



失効取消制度について

失効取消可能期間*¹に失効取消にかかる延滞保険料*²のお払込があったときは、保険契約が失効しなかったものとして取扱う制度があります。この場合、診査や告知はありません。詳しくは、保険契約の失効取消に関する特則（Ⅲ）をご覧ください。

* 1 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。

* 2 失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。

20 更新手続完了のお知らせについて

更新手続が完了した場合には、ご契約者に通知します。

21 契約者配当金について

配当金は毎年決算により生じた剰余金から保険契約者に公平に分配されます。

配当金額は死差益（あらかじめ見込まれた死亡者数よりも、実際の死亡者数が少ない場合に生ずる利益）、利差益（あらかじめ見込まれた運用収入よりも、実際の運用収入が多い場合に生ずる利益）、費差益（あらかじめ見込まれた事業費よりも、実際に使った事業費が少ない場合に生ずる利益）の各利源別に計算されます。計算した結果、配当金はまったくない場合もあります。

配当金がある場合、特約の契約者配当金は、主契約の契約者配当金とあわせてお支払いします。（お支払方法は、主契約と同様のお取扱となります。）





保険金や給付金等をお支払いできない場合について

22 保険金や給付金等をお支払いできない場合

約款番号：S-1 約款番号：S-2 約款番号：S-3 約款番号：S-4 約款番号：S-5 約款番号：S-6

約款番号：S-7

① 免責事由に該当したとき

◆ 保険金・給付金等をお支払いできない場合

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
新型医療保険 5年ごと利差配当付新型医療保険 無配当新型医療保険 5年ごと利差配当付無事故 給付金付新型医療保険 無配当無事故給付金付新型 医療保険	入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） ・ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） ・ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき ・ 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ・ 被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 無配当定期保険 無配当定期保険（無解約返戻金型）	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） ・ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） ・ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき ・ 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ・ 被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
特定疾病保障定期保険	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の責任開始日、保険金額の増額が行われたときの増額部分については最終の増額の責任開始日。以下同じとします。）から起算して3年以内の被保険者の自殺（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） ・保険契約者の故意 ・死亡保険金受取人の故意（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） ・戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の犯罪行為 ・保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ・戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
無配当一時金給付型医療保険	傷病一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者の薬物依存 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります） ・アルコールの摂取に起因する疾病または性行為感染症およびこれに起因する疾病
無配当一時金給付型医療保険 (2010)	傷病一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者の薬物依存 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
無配当医療保険（保険料払込 期間中無解約返戻金型）	入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	手術給付金	
	放射線治療給付金	



保険金や給付金等をお支払いできない場合について

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
無配当長期傷害保険	災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 死亡保険金受取人の故意または重大な過失（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします（災害死亡保険金を支払う場合に限りです）） ・ 被保険者の犯罪行為または闘争行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります） ・ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じとします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故、または前記以外の放射線照射または放射能汚染 ・ 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ・ つぎのいずれかに該当する間に生じた事故 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が別表6「対象となる運動等」に定める運動等を行っている間 ・ 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故は除きます。 ・ 被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）に搭乗している間（被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。）
	障害給付金	
新型入院初期給付特約 入院初期給付特約(08)	入院初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
新型通院特約	通院給付金	
特定臓器治療特約	特定臓器治療給付金	
総合入院特約	入院給付金	
手術給付特約	手術給付金	
在宅療養給付特約	在宅療養給付金	
長期入院特約	長期入院給付金	
入院一時給付特約 入院一時給付特約(2010)	入院一時給付金	
一時金給付型医療保険用手術特約 一時金給付型医療保険用手術特約(2010) 一時金給付型医療保険用総合治療特約	手術給付金	
定期支払型入院特約 定期支払型入院特約(2010)	定期支払入院給付金	
先進医療給付特約	先進医療給付金	
入院初期サポート特約 (2011)	入院初期給付金	
退院給付特約	退院給付金	

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
新型家族医療給付特約	家族入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・当該被保険者、保険契約者または主契約の給付金受取人の故意または重大な過失 ・当該被保険者の犯罪行為 ・当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・当該被保険者の薬物依存
	家族手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
新型家族通院特約	家族通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・当該被保険者、保険契約者または主契約の給付金受取人の故意または重大な過失 ・当該被保険者の犯罪行為 ・当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・当該被保険者の薬物依存 ・当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
定期保険特約	特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） ・主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、その受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） ・保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき ・被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の犯罪行為 ・保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ・被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
生存給付金付定期保険特約	特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・この特約の責任開始日（復活が行われたときは最後の復活の際の責任開始日。以下同じ。）から起算して3年以内の被保険者の自殺（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） ・主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。 ・保険契約者の故意 ・戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の犯罪行為 ・保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ・戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）



保険金や給付金等をお支払いできない場合があります

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
総合障害保障定期保険特約	特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> この特約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始日。以下同じとします。）から起算して3年以内の被保険者の自殺（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） 保険契約者の故意 主契約の死亡保険金受取人の故意（ただし、その受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） 戦争その他の変乱
	特約障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者の薬物依存 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
特定疾病保障定期保険特約	特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> この特約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始日。以下同じとします。）から起算して3年以内の被保険者の自殺（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） 保険契約者の故意 主契約の死亡保険金受取人の故意（ただし、その受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） 戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の犯罪行為 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
特定損傷特約 特定損傷特約(2011)	特定損傷給付金	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
災害入院特約	入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
家族定期保険特約	特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） 主契約の被保険者が故意に被保険者を死亡させたとき 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の犯罪行為 保険契約者、主契約の被保険者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
家族生活保障特約	家族生活保障年金	<ul style="list-style-type: none"> この特約の責任開始日（復活が行われたときは最後の復活の際の責任開始日。以下同じとします。）から起算して3年以内の被保険者の自殺（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） 主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。 保険契約者の故意 戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	高度障害年金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の犯罪行為 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
終身特約	特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の犯罪行為 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
養老特約	特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき（ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いします） 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の犯罪行為 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）



保険金や給付金等をお支払いできない場合があります。

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
災害割増特約 災害割増特約 (2011)	災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	災害高度障害 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 主契約の高度障害保険金受取人の故意または重大な過失（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
傷害特約 傷害特約 (2011)	災害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします） ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
家族総合保障特約	家族災害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・当該被保険者の犯罪行為 ・当該被保険者、保険契約者または主契約の被保険者の故意または重大な過失 ・当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	家族障害給付金	
	家族入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・当該被保険者の犯罪行為 ・当該被保険者、保険契約者または主契約の被保険者の故意または重大な過失 ・当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・当該被保険者の薬物依存 ・当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
家族手術給付金		
家族災害保障特約	家族災害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・当該被保険者の犯罪行為 ・当該被保険者、保険契約者または主契約の被保険者の故意または重大な過失 ・当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
	家族障害給付金	
	家族災害入院給付金	
介護給付特約	特約介護給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・戦争その他の変乱（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
一時金給付型医療保険用 長期入院特約	長期入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者の薬物依存 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります） ・アルコールの摂取に起因する疾病または性行為感染症およびこれに起因する疾病
傷病一時給付特約	傷病一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります） ・アルコールの摂取に起因する疾病または性行為感染症およびこれに起因する疾病



保険金や給付金等をお支払いできない場合があります

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
一時金給付型家族医療特約	家族傷病一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者、保険契約者または主契約の給付金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者の薬物依存 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります） ・アルコールの摂取に起因する疾病または性行為感染症およびこれに起因する疾病
一時金給付型医療保険用 家族手術特約	家族手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者、保険契約者または主契約の給付金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者の薬物依存 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります）
傷害保険用災害入院特約	災害入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為または闘争行為 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります） ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じとします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故、または前記以外の放射線照射または放射能汚染 ・原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ・つぎのいずれかに該当する間に生じた事故 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が別表4「対象となる運動等」に定める運動等を行っている間 ②被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故は除きます。 ③被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）に搭乗している間（被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。）
	災害手術給付金	

保険金・給付金		お支払いできない場合（免責事由）
傷害保険用災害通院特約 災害通院給付金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為または闘争行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部をお支払いすることがあります） ・ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じとします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故、または前記以外の放射線照射または放射能汚染 ・ 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ・ つぎのいずれかに該当する間に生じた事故 <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が別表3「対象となる運動等」に定める運動等を行っている間 ②被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故は除きます。 ③被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）に搭乗している間（被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。）

◆保険料の払込を免除できない場合

主契約・特約名	保険料の払込を免除できない場合（免責事由）
新型医療保険 5年ごと利差配当付新型医療保険 無配当新型医療保険 5年ごと利差配当付無事故 給付金付新型医療保険 無配当無事故給付金付新型医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部を免除することがあります）
定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 無配当定期保険 無配当定期保険（無解約返戻金型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部を免除することがあります）



保険金や給付金等をお支払いできない場合について

主契約・特約名	保険料の払込を免除できない場合（免責事由）
無配当一時金給付型医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部を免除することがあります） ・ アルコールの摂取に起因する疾病または性行為感染症およびこれに起因する疾病
無配当がん保険 無配当一時金給付型医療保険 (2010) 無配当医療保険（保険料払込期間中 無解約返戻金型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部を免除することがあります）
無配当長期傷害保険普通保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。（災害死亡保険金を支払う場合に限り。） ・ 被保険者の犯罪行為または闘争行為 ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、その程度によっては、全部または一部を免除することがあります） ・ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じとします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故、または前記以外の放射線照射または放射能汚染 ・ 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ・ つぎのいずれかに該当する間に生じた事故 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 被保険者が別表6「対象となる運動等」に定める運動等を行っている間 (ロ) 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故は除きます。 (ハ) 被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）に搭乗している間（被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。）

② 詐欺および不法取得目的により当社が契約を取消・無効としたとき

- ・ 契約者、被保険者または受取人の詐欺により、ご契約または復活されたとき
 - ・ 契約者が自己または他人に保険金等を不法に取得させるためにご契約または復活されたとき
- ※これらの場合すでに払い込まれた保険料はお返しできません。

③ 告知していただいたことがら事実と違っていた、または告知がなかったために、当社が契約・特約を解除したとき

ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係が無いことを証明された場合には、保険金・給付金等をお支払いするまたは保険料のお払込を免除することがあります。

④重大事由により当社が契約、特約を解除したとき

〔重大事由により解除される場合とは〕

(ア) 契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または受取人がご契約の保険金・給付金等を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

(イ) このご契約の保険金・給付金等の請求に関し、受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

(ウ) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれのあるとき

(エ) 契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき

(オ) 上記（ア）（イ）（ウ）（エ）のほか、当社の契約者、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記（ア）（イ）（ウ）（エ）と同等の重大な事由があるとき

* 上記の事由が生じた以後に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、当社は給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。（上記（エ）の事由にのみ該当した場合で、複数の給付金受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）すでに給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

⑤保険料のお払込がなく、ご契約が失効しているとき

23

責任開始時期前に保険給付の原因となる傷病や不慮の事故などが生じていた場合

約款番号：S-1

約款番号：S-2

約款番号：S-3

約款番号：S-4

約款番号：S-5

約款番号：S-6

約款番号：S-7

保険金や給付金等のお支払（保険料のお払込の免除を含みます）は、普通保険約款および各特約条項に定めるとおり、その原因となる傷病や不慮の事故などが責任開始時期以後に生じた場合に限りです。

したがって、保険給付の原因となる傷病や不慮の事故などが責任開始時期前に生じていた場合は、全保険期間にわたりこれらの保険金や給付金等は支払対象となりません。

ご契約に特別取扱特約条項、特別条件等が適用されている場合でも同様に、その原因となる傷病や不慮の事故などが責任開始時期前に生じていた場合は支払対象となりません。

死亡保険金（特約死亡保険金）、家族生活保障年金はこの限りではありません。

◆復活されたとき

保険契約を復活されたときも同様に、保険金や給付金等をお支払いする原因が復活日以後に生じた場合に限りです。

ただし、以下の場合には保険金や給付金等の支払（保険料のお払込の免除を含みます）の対象になることがあります。

- ・ 保障の責任開始時期前に生じた疾病について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されることがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」（がんの診断確定を要件とするお支払事由はこの取扱の対象となりません）。
- ・ 保障の責任を開始してから2年をこえてお支払事由が発生した場合。



保険金や給付金等をお支払いできない場合があります



更新の際の留意点について

平成12年10月13日までに締結されていた契約を更新する場合には「保険契約条件の変更に関する特則」も同時に更新されたものとして取り扱います。

適用を受ける主契約・特約は次のとおりです。

- ・ 新型医療保険
- ・ 5年ごと利差配当付新型医療保険^注
- ・ 5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険^注
- ・ 定期保険
- ・ 5年ごと利差配当付定期保険^注
- ・ 特定疾病保障定期保険
- ・ 定期保険特約
- ・ 生存給付金付定期保険特約
- ・ 総合障害保障定期保険特約
- ・ 災害割増特約
- ・ 傷害特約
- ・ 特定疾病保障定期保険特約
- ・ 特定臓器治療特約
- ・ 特定損傷特約
- ・ 災害入院特約
- ・ 総合入院特約
- ・ 成人病特約
- ・ 手術給付特約
- ・ 終身特約
- ・ 養老特約
- ・ 家族定期保険特約
- ・ 家族総合保障特約
- ・ 家族災害保障特約
- ・ 家族生活保障特約
- ・ 新型入院初期給付特約
- ・ 新型がん特約
- ・ 新型成人病給付特約
- ・ 新型女性疾病特約
- ・ 在宅療養給付特約
- ・ 新型通院特約
- ・ 長期入院特約
- ・ 介護給付特約
- ・ 新型家族医療給付特約
- ・ 新型家族がん特約
- ・ 新型家族通院特約

注「保険契約条件の変更に関する特則」により、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の配当方式は毎年配当方式に変更されています。



● Memo SPACE



A large grid of small dots for writing, consisting of 20 columns and 25 rows.





その他

指定代理請求特約について

◆指定代理請求特約

受取人が被保険者と定められている当社所定の保険金・給付金および被保険者と契約者が同一である場合の保険料の払込免除（以下、総称して「給付金等」といいます。）を、被保険者が請求できない特別な事情（※）がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人（指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合等は代理請求人）が、被保険者に代わって給付金等を請求することができます。

※特別な事情とは次のとおりです。

- ①傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができないこと。
- ②がん等のため傷病名の告知を受けていないことまたは余命の告知を受けていないこと。
- ③その他①②に準じた状態であること。

◆指定代理請求人の範囲

指定代理請求人は、契約者が被保険者の同意を得て、つぎの範囲内からあらかじめ指定することができます。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の3親等内の親族
 - ③被保険者と同居し、または生計を一にしている上記①または②に準ずる者として当社が認めた者
 - ④上記①～③のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
- （注）指定代理請求人が給付金等を請求する場合、請求時にも上記の範囲内である必要があります。

◆代理請求人の範囲

あらかじめ指定された指定代理請求人が上記の範囲内でなくなった場合、または指定代理請求人が上記の範囲内であっても給付金等を請求できない特別な事情がある場合、または指定代理請求人が指定されていない場合、請求時におけるつぎの範囲内の方が代理請求人として、当社の承諾を得たうえで、給付金等を請求することができます。

- ①請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ②①に規定する方がいない場合または①に規定する方が請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③①②に規定する方がいない場合または①②に規定する方が請求できない特別な事情がある場合には、請求時における被保険者の戸籍上の配偶者または被保険者の3親等内の親族

◆注意していただきたいこと

- ・指定代理請求・代理請求をされることにより被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご注意ください。
- ・指定代理請求人または代理請求人に保険金・給付金をお支払いした場合、その後重複して請求を受けても保険金・給付金をお支払いしません。
- ・主契約の被保険者の家族が被保険者となる特約の保険金・給付金、および法人が受け取る保険金・給付金は指定代理請求特約の対象から除かれます。

◆主契約・特約が更新される場合の取扱

平成20年4月1日以前に締結された主契約・特約が更新される場合で指定代理請求特約を付加されていない場合、更新前と同様につぎのとおり取り扱います。

- つぎの主契約・特約については、保険金・給付金の受取人が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定したつぎの範囲内の方が指定代理請求人として、保険金・給付金を請求することができます。

- ①請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ②請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

【対象となる保険金・給付金】

特定疾病保障定期保険（特定疾病保険金）、リビング・ニーズ特約（特約保険金）、総合障害保障定期保険特約（特約障害保険金）、特定疾病保障定期保険特約（特約特定疾病保険金）、特定臓器治療特約（特定臓器治療給

付金)、介護給付特約(特約介護給付金)

(注) 法人が保険金・給付金の受取人となる場合は、指定代理請求人を指定することはできません。

(注) 保険金・給付金を受取人の代理人にお支払いした場合、その後重複して請求を受けても、保険金・給付金をお支払いしません。

- つぎの主契約・特約については、保険金・給付金の受取人に保険金・給付金を請求できない事情があるときは、保険金・給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、保険金・給付金の受取人と生計を一にする法定相続人)は、当社の承諾を得たうえで、保険金・給付金を請求することができます。

【対象となる主契約・特約】

無配当一時金給付型医療保険、傷病一時給付特約、無配当がん保険、新型がん特約、新型家族がん特約、一時金給付型家族医療特約、がん診断給付金複数回支払特約、がん手術特約、がん退院特約、がん通院特約、がん長期入院特約、家族がん診断給付特約、家族がん入院特約、家族がん手術特約、家族がん退院特約、家族がん通院特約、家族がん長期入院特約

(注) 保険金・給付金を受取人の代理人にお支払いした場合、その後重複して請求を受けても、保険金・給付金をお支払いしません。



その他

「死亡保険金即日支払サービス」について

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金・特約死亡保険金については「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。
「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

①お取扱の対象となるご契約

- ・責任開始日（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始日）から3年を経過しているご契約・死亡保険金受取人が単独指定されているご契約（複数人指定されているご契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません）
 - ・死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではないご契約
 - ・死亡保険金受取人が未成年ではないご契約
 - ・有効中のご契約（保険料払込猶予期間中の死亡、払済・延長定期契約も含みます）
 - ・当社が定める保険種類
- ※その他、下記の点にもご注意ください。

②その他、お取扱の対象外となるご契約

- ・死亡保険金をお支払できない可能性があるご契約や取消、無効または解除の可能性があるご契約はお取扱できません。
- ・死亡保険金受取人の死亡保険金のご請求に関する行為能力または死亡保険金の請求権に制限のあるご契約はお取扱できません（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱できません）。

③このサービスでお支払する死亡保険金について

- ・死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに当社所定の金額を上限とし、死亡保険金等の全部または一部をお支払します。
- ・このサービスの対象とならない保険金等もあります。
- ・お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・死亡日より2週間以内にお申し出いただいたご契約に限ります。
- ・このサービスによる死亡保険金の請求書類は、当社までお問合せください。
- ・このサービスを利用して死亡保険金等の一部をお支払した場合の残額は、約款所定の請求書類のご提出後にお支払します。

ご注意

- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金はその日のうちにお支払できない場合もございます。
- その他当社の定めるところによります。

死亡保険金のお支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

被保険者による契約者への解約の請求について

●被保険者と契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①契約者または受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として、故意に給付事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②受取人が、当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②のほか、被保険者の契約者または受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

※上記は、2010年4月1日より、更新後の主契約・特約部分に適用されます。



その他

参考



ご契約を解約等された場合の解約返戻金の概算をご確認いただくために掲載しています。
実際の解約返戻金をご確認されたい場合には、コールセンターまでご連絡ください。

解約返戻金 例表

主契約

新型医療保険	参考 - 1
5年ごと利差配当付新型医療保険	参考 - 1
無配当新型医療保険	参考 - 2
5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険	参考 - 5
無配当無事故給付金付新型医療保険	参考 - 5
定期保険	参考 - 9
5年ごと利差配当付定期保険	参考 - 10
無配当定期保険	参考 - 10
特定疾病保障定期保険	参考 - 12

特約

新型入院初期給付特約	参考 - 13	特定臓器治療特約	参考 - 26
新型がん特約	参考 - 14	家族定期保険特約	参考 - 27
新型女性疾病特約	参考 - 15	家族生活保障特約	参考 - 28
新型成人病給付特約	参考 - 16	終身特約	参考 - 33
新型家族がん特約	参考 - 18	養老特約	参考 - 34
新型家族医療給付特約	参考 - 19	総合入院特約	参考 - 35
新型通院特約	参考 - 20	成人病特約	参考 - 36
新型家族通院特約	参考 - 21	手術給付特約	参考 - 37
定期保険特約	参考 - 22	家族総合保障特約	参考 - 39
生存給付金付定期保険特約	参考 - 22	在宅療養給付特約	参考 - 40
総合障害保障定期保険特約	参考 - 23	長期入院特約	参考 - 41
特定疾病保障定期保険特約	参考 - 25	介護給付特約	参考 - 42

新型医療保険

新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	610
	4	0	0	0	0	0	1,188
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	2,285
	3	0	0	0	0	0	5,105
	5	0	0	0	0	1,398	8,598
15年満期	1	0	0	0	0	0	1,190
	2	0	0	0	0	438	7,061
	3	0	0	0	0	2,992	12,369
	5	0	0	0	1,925	7,422	21,097
20年満期	10	1,786	836	1,544	5,100	12,837	27,596
	14	480	202	583	1,575	4,260	8,930
	1	0	0	0	0	0	3,679
	2	0	0	0	0	3,428	12,092
20年満期	3	0	0	0	1,149	7,520	20,028
	5	0	0	0	4,917	15,135	34,265
	10	3,283	1,468	4,313	11,372	29,273	56,652
	15	2,348	997	4,337	9,946	26,728	50,688
20年満期	19	555	302	1,316	3,063	7,954	15,410

※契約更新時の被保険者の契約年齢

5年ごと利差配当付新型医療保険

5年ごと利差配当付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	610
	4	0	0	0	0	0	1,188
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	2,285
	3	0	0	0	0	0	5,105
	5	0	0	0	0	1,398	8,598
15年満期	1	0	0	0	0	0	1,190
	2	0	0	0	0	438	7,061
	3	0	0	0	0	2,992	12,369
	5	0	0	0	1,925	7,422	21,097
20年満期	10	1,786	836	1,544	5,100	12,837	27,596
	14	480	202	583	1,575	4,260	8,930
	1	0	0	0	0	0	3,679
	2	0	0	0	0	3,428	12,092
20年満期	3	0	0	0	1,149	7,520	20,028
	5	0	0	0	4,917	15,135	34,265
	10	3,283	1,468	4,313	11,372	29,273	56,652
	15	2,348	997	4,337	9,946	26,728	50,688
20年満期	19	555	302	1,316	3,063	7,954	15,410

※契約更新時の被保険者の契約年齢

新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	228
	4	0	0	0	0	0	810
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	1,159
	3	0	0	0	0	0	3,573
	5	0	0	0	0	366	6,614
15年満期	1	0	0	0	0	0	146
	2	0	0	0	0	0	5,036
	3	0	0	0	0	1,506	9,471
	5	0	0	0	1,299	5,169	16,712
20年満期	10	1,975	1,163	1,583	4,260	10,221	22,095
	14	561	285	575	1,287	3,436	7,070
	1	0	0	0	0	0	2,190
	2	0	0	0	0	1,867	9,187
20年満期	3	0	0	0	380	5,221	15,758
	5	27	0	0	3,639	11,497	27,504
	10	3,771	2,042	4,159	9,154	23,649	45,659
	15	2,806	1,368	4,033	7,751	21,727	40,332
20年満期	19	681	390	1,185	2,369	6,405	12,047

※契約更新時の被保険者の契約年齢

5年ごと利差配当付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	228
	4	0	0	0	0	0	810
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	1,159
	3	0	0	0	0	0	3,573
	5	0	0	0	0	366	6,614
15年満期	1	0	0	0	0	0	146
	2	0	0	0	0	0	5,036
	3	0	0	0	0	1,506	9,471
	5	0	0	0	1,299	5,169	16,712
20年満期	10	1,975	1,163	1,583	4,260	10,221	22,095
	14	561	285	575	1,287	3,436	7,070
	1	0	0	0	0	0	2,190
	2	0	0	0	0	1,867	9,187
20年満期	3	0	0	0	380	5,221	15,758
	5	27	0	0	3,639	11,497	27,504
	10	3,771	2,042	4,159	9,154	23,649	45,659
	15	2,806	1,368	4,033	7,751	21,727	40,332
20年満期	19	681	390	1,185	2,369	6,405	12,047

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 新型医療保険・5年ごと利差配当付新型医療保険

無配当新型医療保険

無配当新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	517
	4	0	0	0	0	0	1,103
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	1,959
	3	0	0	0	0	0	4,648
	5	0	0	0	0	1,187	8,017
15年満期	1	0	0	0	0	0	855
	2	0	0	0	0	177	6,433
	3	0	0	0	0	2,626	11,466
	5	0	0	0	1,606	6,898	19,779
20年満期	10	1,641	781	1,450	4,773	12,282	26,171
	14	444	191	549	1,489	4,091	8,488
	1	0	0	0	0	0	3,160
	2	0	0	0	0	2,964	11,095
25年満期	3	0	0	0	795	6,854	18,586
	5	0	0	0	4,396	14,131	32,055
	10	3,014	1,377	4,007	10,664	27,821	53,490
	15	2,163	940	4,057	9,413	25,488	48,002
30年満期	19	517	287	1,239	2,920	7,606	14,617

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	146
	3	0	0	0	0	0	715
	4	0	0	0	0	0	701
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	845
	3	0	0	0	0	0	3,137
	5	0	0	0	0	172	6,043
15年満期	9	0	0	0	164	769	3,002
	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	4,428
	3	0	0	0	0	1,163	8,588
20年満期	5	0	0	0	1,001	4,691	15,427
	10	1,820	1,111	1,486	3,952	9,696	20,684
	14	521	276	543	1,193	3,277	6,634
	1	0	0	0	0	0	1,697
25年満期	2	0	0	0	0	1,438	8,233
	3	0	0	0	61	4,605	14,391
	5	0	0	0	3,150	10,559	25,405
	10	3,483	1,945	3,869	8,491	22,268	42,635
30年満期	15	2,620	1,313	3,766	7,243	20,518	37,853
	19	642	367	1,112	2,228	6,053	11,351

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※								
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
60歳満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	476	795	328	0	203	0	0	0
	5	3,145	4,227	4,396	3,177	1,187	0	0	0	0
	10	11,617	12,346	10,664	6,838	0	0	0	0	0
65歳満期	15	16,091	14,405	9,413	0	0	0	0	0	0
	20	17,028	11,383	0	0	0	0	0	0	0
	25	12,763	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	402	459	177	0	517	0	0
	3	1,482	2,465	3,135	3,083	2,626	1,823	1,103	0	0
70歳満期	5	6,025	7,606	8,372	7,883	6,898	4,636	0	0	0
	10	17,687	19,472	19,070	16,829	12,282	0	0	0	0
	15	25,709	25,737	22,849	16,167	0	0	0	0	0
	20	30,615	27,507	19,354	0	0	0	0	0	0
	25	30,919	21,827	0	0	0	0	0	0	0
	30	23,639	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	690	1,595	2,395	2,799	2,964	3,159	1,959	1,461	0
	3	3,694	5,034	6,141	6,620	6,854	6,960	4,648	2,087	0
	5	9,791	11,985	13,488	13,912	14,131	13,460	8,017	0	0
	10	25,586	28,699	29,900	29,663	27,821	19,204	0	0	0
	15	38,221	40,394	40,149	36,907	25,488	0	0	0	0
80歳満期	20	48,315	48,361	44,274	30,343	0	0	0	0	0
	25	54,570	50,055	34,285	0	0	0	0	0	0
	30	54,418	37,368	0	0	0	0	0	0	0
	35	39,700	0	0	0	0	0	0	0	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※								
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
60歳満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	61	0	0	0	0	0	0
	5	2,526	3,284	3,150	1,863	172	0	0	0	0
	10	10,163	10,364	8,491	5,121	0	0	0	0	0
65歳満期	15	13,719	11,711	7,243	0	0	0	0	0	0
	20	14,047	8,936	0	0	0	0	0	146	0
	25	10,174	0	0	0	0	0	0	715	0
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	821	1,524	1,917	1,643	1,163	669	3,226	0	0
70歳満期	5	4,858	5,991	6,312	5,583	4,691	3,226	0	0	0
	10	15,057	16,085	15,168	13,018	9,696	0	0	0	0
	15	21,475	20,784	17,911	12,724	0	0	0	0	0
	20	25,017	21,835	15,313	0	0	0	0	0	0
	25	24,789	17,391	0	0	0	0	0	0	0
	30	18,956	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	7	664	1,211	1,377	1,438	1,682	845	825	0
	3	2,637	3,624	4,361	4,516	4,605	4,867	3,137	1,413	0
	5	7,945	9,567	10,477	10,476	10,559	10,428	6,043	0	0
	10	21,540	23,608	23,969	23,408	22,268	15,589	0	0	0
	15	31,725	32,740	31,944	29,465	20,518	0	0	0	0
80歳満期	20	39,494	38,810	35,460	24,351	0	0	0	0	0
	25	44,106	40,280	27,541	0	0	0	0	0	0
	30	43,998	30,118	0	0	0	0	0	0	0
	35	32,093	0	0	0	0	0	0	0	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 無配当新型医療保険

無配当新型医療保険 解約返戻金例表（一時払）
（年齢の計算に関する特則を付加しない場合）

（男性）（入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	8,311	10,910	12,163	14,186	21,347	38,944
	2	6,315	8,328	9,215	10,889	16,500	30,611
	3	4,280	5,649	6,214	7,439	11,356	21,403
	4	2,195	2,865	3,131	3,826	5,871	11,245
10年満期	1	19,471	24,539	26,693	33,876	51,918	98,076
	2	17,647	22,174	23,973	30,908	47,642	91,257
	3	15,795	19,715	21,202	27,794	43,090	83,647
	5	11,873	14,524	15,482	21,062	33,015	65,790
	9	2,610	3,068	3,295	4,752	7,821	16,117
15年満期	1	31,097	37,584	41,696	56,076	90,424	166,962
	2	29,461	35,428	39,226	53,480	86,880	161,903
	3	27,790	33,190	36,701	50,736	83,075	156,170
	5	24,250	28,439	31,473	44,793	74,612	142,462
	10	13,402	15,057	17,340	25,916	46,451	90,294
20年満期	1	42,738	49,972	58,473	81,769	138,209	240,216
	2	41,281	48,022	56,267	79,598	135,576	237,028
	3	39,794	45,984	54,010	77,309	132,713	233,297
	5	36,629	41,639	49,352	72,277	126,266	224,015
	10	26,806	29,354	36,708	55,922	104,168	186,386
15	15	14,524	15,482	21,062	33,015	65,790	120,132
	19	3,068	3,295	4,752	7,821	16,117	30,711

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（年齢の計算に関する特則を付加した場合）

（男性）（入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	582
	3	0	0	0	0	0	1,186
	4	0	0	0	0	0	1,025
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	2,163
	3	0	0	0	0	0	4,954
	5	0	0	0	0	1,462	8,386
	9	0	0	0	304	1,358	4,030
15年満期	1	0	0	0	0	0	1,021
	2	0	0	0	0	432	6,733
	3	0	0	0	0	2,984	11,929
	5	0	0	0	1,766	7,467	20,434
	10	1,635	732	1,602	4,923	12,921	26,878
20年満期	1	0	0	0	0	0	3,357
	2	0	0	0	0	3,325	11,481
	3	0	0	0	1,023	7,381	19,168
	5	0	0	0	4,700	14,974	32,915
	10	2,982	1,341	4,322	11,128	29,079	54,741
15	15	2,127	965	4,314	9,932	26,544	49,265
	19	501	321	1,301	3,110	7,879	15,050

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表（一時払）
（年齢の計算に関する特則を付加しない場合）

（女性）（入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	8,117	10,914	12,686	14,785	20,749	34,559
	2	6,150	8,366	9,623	11,332	15,967	27,074
	3	4,163	5,697	6,494	7,726	10,922	18,868
	4	2,135	2,906	3,282	3,971	5,612	9,887
10年満期	1	18,896	24,880	27,940	34,814	49,033	86,306
	2	17,109	22,557	25,126	31,702	44,775	80,067
	3	15,284	20,115	22,242	28,434	40,271	73,167
	5	11,475	14,882	16,249	21,409	30,482	57,185
	9	2,536	3,163	3,450	4,754	7,055	13,777
15年満期	1	30,496	38,488	43,615	56,531	83,546	145,932
	2	28,881	36,374	41,047	53,763	79,921	141,115
	3	27,241	34,163	38,411	50,869	76,083	135,735
	5	23,810	29,380	32,950	44,606	67,701	123,051
	10	13,355	15,685	18,096	25,295	41,350	76,517
20年満期	1	42,436	51,517	60,700	80,367	125,719	210,231
	2	41,007	49,611	58,397	78,004	122,875	206,937
	3	39,557	47,600	56,040	75,504	119,845	203,161
	5	36,516	43,257	51,140	70,080	113,185	194,009
	10	27,100	30,702	37,802	53,082	91,920	158,829
15	15	14,882	16,249	21,409	30,482	57,185	100,462
	19	3,163	3,450	4,754	7,055	13,777	25,168

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（年齢の計算に関する特則を付加した場合）

（女性）（入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	201
	3	0	0	0	0	0	795
	4	0	0	0	0	0	755
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	1,003
	3	0	0	0	0	0	3,369
	5	0	0	0	0	381	6,299
	9	0	0	0	178	908	3,091
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	4,662
	3	0	0	0	0	1,462	8,942
	5	0	0	0	1,096	5,164	15,902
	10	1,852	1,046	1,620	4,031	10,270	21,202
20年満期	1	0	0	0	0	0	1,853
	2	0	0	0	0	1,729	8,541
	3	0	0	0	214	5,034	14,844
	5	0	0	0	3,356	11,262	26,051
	10	3,492	1,885	4,123	8,795	23,331	43,613
15	15	2,599	1,316	3,961	7,623	21,351	38,841
	19	626	399	1,151	2,399	6,266	11,677

※契約更新時の被保険者の契約年齢



無配当新型医療保険 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（年齢の計算に関する特則を付加した場合）

（男性）（入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※							
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
60歳満期	年	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	732	1,023	485	0	361	0	0
	5	3,511	4,595	4,700	3,424	1,462	0	0	0
	10	12,289	12,949	11,128	7,233	0	0	0	0
65歳満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	127	628	658	432	28	582	0
	3	1,768	2,824	3,469	3,369	2,984	2,182	1,186	0
	5	6,530	8,145	8,871	8,352	7,467	4,977	0	0
	10	18,652	20,422	19,937	17,733	12,921	0	0	0
	15	27,004	26,952	24,023	16,994	0	0	0	0
70歳満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	937	1,890	2,681	3,078	3,325	3,525	2,163	1,541
	3	4,068	5,491	6,585	7,042	7,381	7,504	4,954	2,150
	5	10,431	12,686	14,171	14,616	14,974	14,123	8,386	0
	10	26,854	29,991	31,167	31,057	29,079	19,931	0	0
	15	39,994	42,162	41,984	38,566	26,544	0	0	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表（一時払）
（年齢の計算に関する特則を付加した場合）

（男性）（入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し）

保険期間	経過年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年	円	円	円	円	円	円
	1	8,411	11,009	12,197	14,436	21,840	40,363
	2	6,411	8,400	9,243	11,098	16,900	31,734
	3	4,362	5,688	6,224	7,602	11,627	22,203
10年満期	1	19,739	24,724	26,838	34,562	53,376	101,447
	2	17,923	22,334	24,112	31,561	49,029	94,399
	3	16,062	19,853	21,336	28,409	44,390	86,571
	5	12,063	14,616	15,599	21,531	34,085	68,095
15年満期	1	31,482	37,806	42,094	57,229	93,166	171,941
	2	29,837	35,635	39,613	54,608	89,578	166,733
	3	28,168	33,365	37,085	51,845	85,726	160,859
	5	24,557	28,560	31,859	45,774	77,132	146,728
20年満期	1	43,191	50,289	59,224	83,714	142,368	246,025
	2	41,727	48,316	57,022	81,530	139,722	242,758
	3	40,243	46,246	54,768	79,225	136,856	238,952
	5	37,011	41,870	50,124	74,103	130,354	229,397

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表（一時払）
（年齢の計算に関する特則を付加した場合）

（女性）（入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し）

保険期間	経過年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年	円	円	円	円	円	円
	1	8,188	11,051	12,738	15,026	21,124	35,736
	2	6,232	8,469	9,663	11,529	16,260	28,009
	3	4,235	5,758	6,511	7,875	11,128	19,548
10年満期	1	19,158	25,136	28,111	35,412	50,155	89,051
	2	17,374	22,771	25,278	32,252	45,822	82,625
	3	15,554	20,289	22,383	28,954	41,260	75,541
	5	11,679	14,998	16,378	21,795	31,317	59,022
15年満期	1	30,906	38,789	44,024	57,480	85,750	150,040
	2	29,297	36,653	41,439	54,692	82,095	145,094
	3	27,664	34,393	38,798	51,764	78,215	139,576
	5	24,174	29,555	33,331	45,383	69,740	126,505
20年満期	1	42,933	51,912	61,390	81,930	129,084	215,221
	2	41,513	49,975	59,095	79,539	126,235	211,832
	3	40,071	47,937	56,727	77,026	123,202	207,978
	5	36,965	43,531	51,833	71,508	116,512	198,544

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当新型医療保険 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（年齢の計算に関する特則を付加した場合）

（女性）（入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※							
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
60歳満期	年	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	135	214	0	0	18	0	0
	5	2,799	3,566	3,356	2,037	381	0	0	0
	10	10,665	10,785	8,795	5,422	0	0	0	0
65歳満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	201	0
	3	1,048	1,801	2,167	1,866	1,462	1,015	795	0
	5	5,248	6,408	6,678	5,954	5,164	3,553	0	0
	10	15,816	16,793	15,831	13,750	10,270	0	0	0
	15	22,462	21,719	18,838	13,438	0	0	0	0
70歳満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	202	894	1,442	1,592	1,729	2,009	1,003	881
	3	2,931	3,987	4,698	4,840	5,034	5,352	3,369	1,454
	5	8,443	10,118	10,994	11,033	11,262	11,002	6,299	0
	10	22,536	24,606	24,953	24,541	23,331	16,149	0	0
	15	33,102	34,121	33,410	30,835	21,351	0	0	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 無配当新型医療保険

5年ごとと利差配当付無事故給付金付新型医療保険

5年ごとと利差配当付無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表
(年払・半年払・月払)

(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0	9
	2	79	170	47	325	681	2,059 (449)
	3	1,443 (0)	1,517 (0)	1,396 (0)	1,695 (0)	2,068 (68)	3,506 (1,506)
	4	746 (0)	769 (0)	690 (0)	912 (0)	1,155 (0)	2,131 (563)
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	3,647 (2,036)
	3	0	0	0	273	1,756	7,290 (5,290)
	5	233	0	0	1,372	3,230 (1,519)	10,214 (8,670)
	9	3,013 (1,013)	2,862 (862)	2,819 (819)	3,489 (1,489)	4,419 (2,419)	7,140 (5,140)
15年満期	1	0	0	0	0	0	1,698 (385)
	2	0	0	0	0	1,646	8,152 (6,541)
	3	0	0	0	1,304	4,874 (2,874)	14,141 (12,141)
	5	427	0	0	3,116 (1,341)	8,531 (6,820)	22,004 (20,460)
	10	2,369 (739)	1,464 (0)	2,169 (559)	5,610 (4,096)	13,202 (11,857)	27,783 (26,786)
	14	1,769 (0)	1,507 (0)	1,876 (94)	2,827 (1,110)	5,420 (3,853)	9,946 (8,632)
20年満期	1	0	0	0	0	0	4,175 (2,863)
	2	0	0	0	387	4,630 (2,900)	13,159 (11,549)
	3	0	0	0	3,122 (1,122)	9,394 (7,394)	21,765 (19,765)
	5	1,267 (0)	169 (0)	1,127 (0)	6,186 (4,411)	16,230 (14,519)	35,111 (33,566)
	10	4,118 (2,488)	2,410 (808)	5,178 (3,568)	12,046 (10,532)	29,608 (28,263)	56,703 (55,705)
	15	4,742 (2,742)	3,487 (1,487)	6,713 (4,713)	12,206 (10,206)	28,679 (26,679)	52,540 (50,540)
	19	1,813 (25)	1,583 (0)	2,555 (806)	4,253 (2,583)	8,999 (7,550)	16,259 (15,123)

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。

5年ごとと利差配当付無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表
(年払・半年払・月払)

(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0	0
	2	44	235	75	318	524	1,677 (67)
	3	1,410 (0)	1,581 (0)	1,424 (0)	1,676 (0)	1,898 (0)	3,128 (1,128)
	4	723 (0)	809 (0)	708 (0)	897 (0)	1,038 (0)	1,872 (304)
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	2,521 (910)
	3	0	0	0	132	986	5,758 (3,758)
	5	145	160	0	1,148	2,198 (487)	8,230 (6,686)
	9	3,005 (1,005)	2,934 (934)	2,835 (835)	3,368 (1,368)	3,978 (1,978)	6,248 (4,248)
15年満期	1	0	0	0	0	0	654 (0)
	2	0	0	0	0	624	6,127 (4,516)
	3	0	0	0	927	3,388 (1,388)	11,243 (9,243)
	5	84	0	0	2,490 (715)	6,278 (4,567)	17,619 (16,075)
	10	1,791 (189)	2,208 (598)	4,770 (3,256)	10,586 (9,241)	22,282 (21,285)	
	14	1,590 (0)	1,868 (86)	2,539 (822)	4,596 (3,029)	8,086 (6,772)	
20年満期	1	0	0	0	0	0	2,686 (1,374)
	2	0	0	0	0	3,069 (1,339)	10,254 (8,644)
	3	0	0	0	2,353 (353)	7,095 (5,095)	17,495 (15,495)
	5	658	1,133	0	4,908 (3,133)	12,592 (10,881)	28,350 (26,805)
	10	2,984 (1,382)	5,024 (3,414)	9,828 (8,314)	23,984 (22,639)	45,710 (44,712)	
	15	3,858 (1,858)	6,409 (4,409)	10,011 (8,011)	23,678 (21,678)	42,094 (40,094)	
	19	1,671 (0)	2,424 (675)	3,559 (1,889)	7,450 (6,001)	12,896 (11,760)	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。

無配当無事故給付金付新型医療保険

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0	0
	2	72	154	46	305	643	1,973 (345)
	3	1,426 (0)	1,502 (0)	1,395 (0)	1,675 (0)	2,029 (29)	3,425 (1,425)
	4	738 (0)	760 (0)	689 (0)	897 (0)	1,129 (0)	2,072 (485)
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	3,228 (1,700)
	3	0	0	0	167	1,586	6,837 (4,837)
	5	157	0	0	1,228	3,021 (1,296)	9,647 (8,082)
	9	2,992 (992)	2,848 (848)	2,813 (813)	3,431 (1,431)	4,350 (2,350)	6,931 (4,931)
15年満期	1	0	0	0	0	0	1,369 (28)
	2	0	0	0	0	1,389	7,533 (5,905)
	3	0	0	0	1,094	4,512 (2,512)	13,245 (11,245)
	5	286	0	0	2,805 (1,021)	8,014 (6,290)	20,702 (19,136)
	10	2,227 (585)	1,409 (0)	2,076 (452)	5,291 (3,756)	12,654 (11,282)	26,376 (25,377)
	14	1,734 (0)	1,497 (0)	1,842 (53)	2,746 (1,015)	5,258 (3,671)	9,524 (8,175)
20年満期	1	0	0	0	0	0	3,663 (2,322)
	2	0	0	0	157	4,173 (2,430)	12,174 (10,546)
	3	0	0	0	2,774 (774)	8,734 (6,734)	20,332 (18,332)
	5	1,060	66	959	5,675 (3,891)	15,237 (13,513)	32,922 (31,356)
	10	3,852 (2,211)	2,314 (698)	4,874 (3,250)	11,351 (9,816)	28,173 (26,800)	53,569 (52,530)
	15	4,561 (2,561)	3,427 (1,427)	6,438 (4,438)	11,682 (9,682)	27,453 (25,453)	49,781 (47,781)
	19	1,777 (0)	1,569 (0)	2,482 (721)	4,115 (2,430)	8,665 (7,188)	15,494 (14,313)

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0	0
	2	38	219	74	298	487	1,603 (0)
	3	1,395 (0)	1,567 (0)	1,423 (0)	1,656 (0)	1,860 (0)	3,037 (1,037)
	4	716 (0)	799 (0)	707 (0)	882 (0)	1,013 (0)	1,803 (216)
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	2,214 (586)
	3	0	0	0	30	822	5,326 (3,326)
	5	70	108	0	1,019	2,006 (282)	7,673 (6,107)
	9	2,979 (979)	2,921 (921)	2,830 (830)	3,323 (1,323)	3,901 (1,901)	6,036 (4,036)
15年満期	1	0	0	0	0	0	337 (0)
	2	0	0	0	0	386	5,528 (3,899)
	3	0	0	0	724	3,049 (1,049)	10,367 (8,367)
	5	273	5	0	2,200 (416)	5,807 (4,083)	16,350 (14,784)
	10	2,406 (765)	1,739 (123)	2,112 (488)	4,470 (2,935)	10,068 (8,696)	20,889 (19,850)
	14	1,811 (8)	1,581 (0)	1,836 (46)	2,449 (718)	4,444 (2,857)	7,670 (6,320)
20年満期	1	0	0	0	0	0	2,201 (860)
	2	0	0	0	0	2,646 (903)	9,311 (7,683)
	3	0	0	0	2,040 (40)	6,485 (4,485)	16,137 (14,137)
	5	1,185	547	971	4,428 (2,644)	11,666 (9,942)	26,271 (24,706)
	10	4,321 (2,680)	2,883 (1,266)	4,736 (3,111)	9,178 (7,643)	22,620 (21,247)	42,714 (41,675)
	15	5,017 (3,017)	3,801 (1,801)	6,147 (4,147)	9,513 (7,513)	22,483 (20,483)	39,632 (37,632)
	19	1,902 (106)	1,648 (0)	2,355 (594)	3,424 (1,739)	7,111 (5,635)	12,228 (11,048)

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。



解約返戻金例表 5年ごとと利差配当付無事故給付金付新型医療保険・無配当無事故給付金付新型医療保険

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)
(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※								
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
60歳満期	年1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	0 (0)	0 (0)	157 (0)	0 (0)	0 (0)	1,117 (0)			
	3	1,728 (0)	2,512 (512)	2,774 (774)	2,247 (247)	1,586 (0)	2,561 (561)			
	5	4,360 (2,556)	5,591 (3,787)	5,675 (3,891)	4,357 (2,601)	3,021 (1,296)				
	10	12,035 (10,411)	13,140 (11,554)	11,351 (9,816)	7,336 (5,855)					
	25	17,978 (16,223)	13,416 (11,692)							
65歳満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	503 (0)	1,120 (0)	1,682 (0)	1,714 (0)	1,389 (0)	1,215 (0)	1,973 (345)		
	3	3,433 (1,433)	4,343 (2,343)	5,103 (3,103)	5,023 (3,023)	4,512 (2,512)	4,065 (2,065)	3,425 (1,425)		
	5	7,243 (5,439)	8,700 (6,897)	9,632 (7,848)	9,097 (7,342)	8,014 (6,290)	6,355 (4,689)			
	10	18,112 (16,488)	19,698 (18,112)	19,718 (18,183)	17,401 (15,920)	12,654 (11,282)				
	25	27,392 (25,392)	27,212 (25,212)	25,056 (23,056)	18,287 (16,287)					
70歳満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	522 (0)	
	2	1,950 (150)	2,812 (1,005)	3,567 (1,768)	4,033 (2,260)	4,173 (2,430)	4,314 (2,603)	3,328 (1,700)	2,863 (1,341)	
	3	5,626 (3,626)	6,898 (4,898)	7,943 (5,943)	8,528 (6,528)	8,734 (6,734)	8,772 (6,772)	6,837 (4,837)	4,388 (2,388)	
	5	10,974 (9,170)	13,054 (11,251)	14,467 (12,683)	15,075 (13,320)	15,237 (13,513)	14,442 (12,776)	9,647 (8,082)		
	10	25,938 (24,314)	28,873 (27,286)	29,953 (28,418)	30,124 (28,643)	28,173 (26,800)	19,456 (18,248)			
	25	39,788 (37,788)	41,786 (39,786)	41,405 (39,405)	38,848 (36,848)	27,453 (25,453)				

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)
(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※								
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
60歳満期	年1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	796 (0)	
	3	1,396 (0)	1,958 (0)	2,040 (40)	1,375 (0)	822 (0)	2,223 (223)			
	5	3,741 (1,937)	4,647 (2,844)	4,428 (2,644)	3,043 (1,288)	2,006 (282)				
	10	10,581 (8,957)	11,158 (9,572)	9,178 (7,643)	5,619 (4,138)					
	25	14,997 (13,242)	10,969 (9,245)							
65歳満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	84 (0)	500 (0)	884 (0)	737 (0)	386 (0)	351 (0)	1,603 (0)		
	3	2,773 (773)	3,402 (1,402)	3,885 (1,885)	3,582 (1,582)	3,049 (1,049)	2,911 (911)	3,037 (1,037)		
	5	6,076 (4,272)	7,085 (5,281)	7,573 (5,789)	6,798 (5,043)	5,807 (4,083)	4,946 (3,279)			
	10	15,482 (13,858)	16,311 (14,725)	15,816 (14,281)	13,590 (12,109)	10,068 (8,696)				
	25	23,158 (21,158)	22,259 (20,259)	20,118 (18,118)	14,844 (12,844)					
70歳満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	114 (0)
	2	1,267 (0)	1,881 (74)	2,382 (584)	2,611 (838)	2,646 (903)	2,837 (1,125)	2,214 (586)	2,227 (705)	
	3	4,568 (2,568)	5,487 (3,487)	6,163 (4,163)	6,425 (4,425)	6,485 (4,485)	6,679 (4,679)	5,326 (3,326)	3,714 (1,714)	
	5	9,128 (7,324)	10,636 (8,833)	11,456 (9,672)	11,639 (9,883)	11,666 (9,942)	11,410 (9,744)	7,673 (6,107)		
	10	21,892 (20,268)	23,781 (22,195)	24,022 (22,487)	23,869 (22,388)	22,620 (21,247)	15,841 (14,633)			
	25	33,291 (31,291)	34,131 (32,131)	33,200 (31,200)	31,405 (29,405)	22,483 (20,483)				

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。



無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (一時払)

(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	経過年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	11,641 (9,950)	14,145 (12,497)	15,375 (13,746)	17,381 (15,751)	24,339 (22,804)	41,514 (40,164)
	2	9,818 (7,978)	11,754 (9,941)	12,629 (10,823)	14,285 (12,480)	19,734 (17,985)	33,496 (31,862)
	3	7,969 (5,969)	9,287 (7,287)	9,848 (7,848)	11,057 (9,057)	14,870 (12,870)	24,688 (22,688)
	4	4,031 (2,195)	4,674 (2,865)	4,939 (3,131)	5,622 (3,826)	7,608 (5,871)	12,838 (11,245)
10年満期	1	25,693 (24,002)	30,565 (28,917)	32,729 (31,100)	39,739 (38,109)	57,290 (55,754)	102,324 (100,974)
	2	24,086 (22,247)	28,436 (26,622)	30,255 (28,449)	37,016 (35,211)	53,301 (51,552)	95,864 (94,230)
	3	22,464 (20,464)	26,234 (24,234)	27,749 (25,749)	34,170 (32,170)	49,076 (47,076)	88,701 (86,701)
	5	16,924 (15,090)	19,467 (17,660)	20,459 (18,649)	25,881 (24,091)	37,532 (35,802)	69,525 (67,954)
	9	6,433 (4,433)	6,870 (4,870)	7,107 (5,107)	8,519 (6,519)	11,512 (9,512)	19,598 (17,598)
15年満期	1	38,292 (36,601)	44,554 (42,906)	48,665 (47,035)	62,680 (61,050)	96,178 (94,643)	171,117 (169,766)
	2	36,887 (35,048)	42,650 (40,836)	46,456 (44,650)	60,341 (58,537)	92,928 (91,179)	166,414 (164,780)
	3	35,462 (33,462)	40,684 (38,684)	44,211 (42,211)	57,878 (55,878)	89,458 (87,458)	161,125 (159,125)
	5	30,334 (28,500)	34,388 (32,581)	37,444 (35,634)	50,405 (48,615)	79,542 (77,812)	149,992 (148,521)
	10	16,494 (14,841)	18,114 (16,486)	20,388 (18,752)	28,737 (27,191)	48,831 (47,449)	91,950 (90,904)
	14	4,674 (2,865)	4,939 (3,131)	5,622 (3,826)	7,608 (5,871)	12,838 (11,245)	23,691 (22,337)
20年満期	1	52,360 (50,669)	59,393 (57,745)	67,758 (66,129)	90,418 (88,788)	145,365 (143,830)	245,054 (243,704)
	2	51,171 (49,332)	57,734 (56,020)	65,850 (64,044)	88,539 (86,734)	143,053 (141,304)	242,241 (240,607)
	3	49,967 (47,967)	56,008 (54,008)	63,910 (61,910)	86,565 (84,565)	140,553 (138,553)	238,973 (236,973)
	5	45,292 (43,458)	50,199 (48,392)	57,790 (55,980)	80,076 (78,286)	132,713 (130,983)	228,408 (226,837)
	10	32,688 (31,035)	35,234 (33,607)	42,249 (40,794)	61,134 (59,588)	108,246 (106,864)	188,944 (187,898)
	19	19,544 (17,544)	20,537 (18,537)	25,969 (23,969)	37,650 (35,650)	69,732 (67,732)	123,265 (121,265)
19	4,870 (3,068)	5,107 (3,295)	6,519 (4,752)	9,512 (7,821)	17,598 (16,117)	31,895 (30,711)	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (一時払)

(年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	経過年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	11,447 (9,756)	14,149 (12,501)	15,898 (14,269)	17,980 (16,350)	23,741 (22,206)	37,129 (35,779)
	2	9,653 (7,813)	11,792 (9,979)	13,037 (11,231)	14,728 (12,923)	19,201 (17,452)	29,959 (28,325)
	3	7,852 (5,852)	9,335 (7,335)	10,128 (8,128)	11,344 (9,344)	14,436 (12,436)	22,153 (20,153)
	4	3,971 (2,135)	4,715 (2,906)	5,090 (3,282)	5,767 (3,971)	7,349 (5,612)	11,480 (9,887)
10年満期	1	25,118 (23,427)	30,906 (29,258)	33,976 (32,347)	40,677 (39,047)	54,405 (52,869)	90,554 (89,204)
	2	23,548 (21,709)	28,819 (27,005)	31,408 (29,602)	37,810 (36,005)	50,344 (48,685)	84,674 (83,040)
	3	21,953 (19,953)	26,634 (24,634)	28,789 (26,789)	34,810 (32,810)	46,257 (44,257)	78,221 (76,221)
	5	16,526 (14,692)	19,825 (18,018)	21,266 (19,416)	26,228 (24,438)	34,999 (33,269)	60,920 (59,349)
	9	6,359 (4,359)	6,965 (4,965)	7,262 (5,262)	8,521 (6,521)	10,746 (8,746)	17,258 (15,258)
15年満期	1	37,691 (36,000)	45,458 (43,810)	50,584 (48,954)	63,135 (61,505)	89,300 (87,765)	150,887 (148,736)
	2	36,307 (34,468)	43,596 (41,782)	48,277 (46,471)	60,624 (58,820)	85,969 (84,220)	145,626 (143,992)
	3	34,913 (32,913)	41,657 (39,657)	45,921 (43,921)	58,011 (56,011)	82,466 (80,466)	140,690 (138,690)
	5	29,894 (28,060)	35,329 (33,522)	38,921 (37,111)	50,218 (48,428)	72,631 (70,901)	126,681 (125,110)
	10	16,447 (14,794)	18,742 (17,114)	21,144 (19,508)	28,116 (26,570)	43,730 (42,348)	78,173 (77,127)
	14	4,715 (2,906)	5,090 (3,282)	5,767 (3,971)	7,349 (5,612)	11,480 (9,887)	19,973 (18,619)
20年満期	1	52,058 (50,367)	60,938 (59,290)	69,985 (68,356)	89,016 (87,386)	132,775 (131,340)	215,069 (213,719)
	2	50,897 (49,058)	59,323 (57,509)	67,980 (66,174)	86,945 (85,140)	130,352 (128,603)	212,150 (210,516)
	3	49,730 (47,730)	57,624 (55,624)	65,940 (63,940)	84,760 (82,760)	127,685 (125,685)	208,837 (206,837)
	5	45,179 (43,345)	51,817 (50,010)	59,578 (57,768)	77,879 (76,089)	119,632 (117,902)	198,402 (196,831)
	10	32,982 (31,329)	36,582 (34,955)	43,523 (41,888)	58,294 (56,748)	95,998 (94,616)	161,387 (160,341)
	19	19,902 (17,902)	21,304 (19,304)	26,316 (24,316)	35,117 (33,117)	61,127 (59,127)	103,595 (101,595)
19	4,965 (3,163)	5,262 (3,450)	6,521 (4,754)	8,746 (7,055)	15,258 (13,777)	26,352 (25,168)	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)

(年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	106 (0)	150 (0)	44 (0)	338 (0)	676 (0)	2,034 (415)
	3	1,473 (0)	1,493 (0)	1,392 (0)	1,712 (0)	2,066 (66)	3,506 (1,506)
	4	767 (0)	755 (0)	688 (0)	917 (0)	1,153 (0)	2,124 (548)
10年満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3,527 (1,909)
	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	261 (0)	1,777 (0)	7,140 (5,140)
	5	206 (0)	0 (0)	0 (0)	1,318 (0)	3,289 (1,568)	10,009 (8,454)
	9	2,994 (994)	2,834 (834)	2,841 (841)	3,462 (1,462)	4,484 (2,484)	7,059 (5,059)
15年満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,533 (207)
	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,640 (0)	7,830 (6,212)
	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,226 (0)	4,864 (2,864)	13,708 (11,708)
	5	321 (0)	0 (0)	0 (0)	2,962 (1,180)	8,572 (6,851)	21,354 (19,799)
	10	2,220 (581)	1,364 (0)	2,222 (600)	5,439 (3,909)	13,279 (11,923)	27,078 (26,056)
	14	1,732 (0)	1,484 (0)	1,889 (102)	2,800 (1,072)	5,441 (3,865)	9,789 (8,456)
20年満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3,858 (2,533)
	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	296 (0)	4,527 (2,787)	12,556 (10,937)
	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,997 (997)	9,254 (7,254)	20,914 (18,914)
	5	1,088 (0)	38 (0)	1,137 (0)	5,972 (4,191)	16,066 (14,345)	33,777 (32,222)
	10	3,820 (2,181)	2,283 (666)	5,177 (3,556)	11,807 (10,277)	29,409 (28,052)	54,813 (53,791)
	19	4,527 (2,527)	3,453 (1,453)	6,687 (4,687)	12,192 (10,192)	28,497 (26,497)	51,038 (49,038)
19	1,762 (0)	1,602 (0)	2,541 (783)	4,299 (2,623)	8,931 (7,466)	15,916 (14,753)	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)

(年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	66 (0)	214 (0)	71 (0)	317 (0)	505 (0)	1,653 (315)
	3	1,447 (0)	1,557 (0)	1,419 (0)	1,688 (0)	1,881 (0)	3,115 (1,115)
	4	749 (0)	794 (0)	706 (0)	898 (0)	1,021 (0)	1,854 (278)
10年満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,367 (748)
	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	92 (0)	965 (0)	5,555 (3,555)
	5	133 (0)	79 (0)	0 (0)	1,069 (0)	2,208 (487)	7,922 (6,367)
	9	2,987 (987)	2,905 (905)	2,857 (857)	3,335 (1,335)	4,034 (2,034)	6,121 (4,121)
15年満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	448 (0)
	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	581 (0)	5,759 (4,141)
	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	814 (0)	3,342 (1,342)	10,721 (8,721)
	5	350 (0)	0 (0)	0 (0)	2,291 (510)	6,269 (4,548)	16,822 (15,267)
	10	2,437 (798)	1,678 (61)	2,239 (618)	4,547 (3,017)	10,628 (9,271)	21,402 (20,380)
	14	1,812 (10)	1,567 (0)	1,877 (90)	2,481 (753)	4,607 (3,031)	7,879 (6,546)
20年満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,354 (1,028)
	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,931 (1,191)	9,616 (7,998)
	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,188 (188)	6,906 (4,906)	16,589 (14,589)
	5	1,257 (0)	497 (0)	1,114 (0)	4,628 (2,847)	12,354 (10,633)	26,914 (25,359)
	10	4,331 (2,691)	2,828 (1,210)	4,978 (3,356)	9,474 (7,944)	23,661 (22,304)	43,684 (42,662)
	19	4,999 (2,999)	3,804 (1,804)	6,334 (4,334)	9,883 (7,883)	23,304 (21,304)	40,614 (38,614)
19	1,888 (91)	1,679 (0)	2,392 (634)	3,588 (1,912)	7,318 (5,853)	12,543 (11,380)	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。



解約返戻金例表 無配当無事故給付金付新型医療保険

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※								
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
60歳満期	年1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	0 (0)	77 (0)	296 (0)	0 (0)	0 (0)	1,234 (0)			
	3	1,938 (0)	2,760 (760)	2,997 (997)	2,402 (402)	1,777 (0)	2,713 (713)			
	5	4,716 (2,911)	5,948 (4,145)	5,972 (4,191)	4,600 (2,848)	3,289 (1,568)				
	10	12,689 (11,068)	13,728 (12,147)	11,807 (10,277)	7,724 (6,249)					
	25	18,790 (17,038)	14,024 (12,303)							
65歳満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	2	692 (0)	1,348 (0)	1,904 (1,07)	1,909 (1,39)	1,640 (0)	1,457 (0)	2,034 (415)		
	3	3,713 (1,713)	4,692 (2,692)	5,430 (3,430)	5,303 (3,303)	4,864 (2,864)	4,413 (2,413)	3,506 (1,506)		
	5	7,736 (5,931)	9,236 (7,432)	10,121 (8,340)	9,558 (7,806)	8,572 (6,851)	6,685 (5,028)			
	10	19,053 (17,431)	20,629 (19,048)	20,568 (19,038)	18,287 (16,811)	13,279 (11,923)				
	25	26,657 (24,857)	28,406 (26,406)	26,207 (24,207)	19,097 (17,097)					
70歳満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	564 (0)	
	2	2,191 (391)	3,100 (1,292)	3,848 (2,051)	4,307 (2,538)	4,527 (2,787)	4,672 (2,964)	3,527 (1,909)	2,936 (1,426)	
	3	5,991 (3,991)	7,343 (5,343)	8,381 (6,381)	8,945 (6,945)	9,254 (7,254)	9,306 (7,306)	7,140 (5,140)	4,449 (2,449)	
	5	11,599 (9,794)	13,740 (11,937)	15,140 (13,339)	15,767 (14,015)	16,066 (14,315)	15,095 (13,438)	10,009 (8,454)		
	10	27,177 (25,555)	30,140 (28,559)	31,203 (29,673)	31,494 (30,019)	29,409 (28,052)	20,175 (18,984)			
	25	41,524 (39,524)	43,524 (41,524)	43,216 (41,216)	40,480 (38,480)	28,497 (26,497)				

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※								
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
60歳満期	年1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	897 (0)	
	3	1,555 (0)	2,163 (163)	2,188 (188)	1,487 (0)	965 (0)	2,370 (370)			
	5	4,004 (2,199)	4,918 (3,116)	4,628 (2,847)	3,214 (1,461)	2,208 (487)				
	10	11,065 (9,444)	11,564 (9,983)	9,474 (7,944)	5,913 (4,438)					
	25	15,574 (13,822)	11,411 (9,690)							
65歳満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	2	226 (0)	681 (0)	1,039 (0)	879 (0)	581 (0)	582 (0)	1,653 (35)		
	3	2,993 (993)	3,670 (1,670)	4,128 (2,128)	3,800 (1,800)	3,342 (1,342)	3,246 (1,246)	3,115 (1,115)		
	5	6,453 (4,649)	7,489 (5,687)	7,928 (6,147)	7,160 (5,407)	6,269 (4,548)	5,261 (3,604)			
	10	16,217 (14,595)	17,000 (15,419)	16,462 (14,922)	14,305 (12,829)	10,628 (9,271)				
	25	26,431 (24,955)	18,476 (17,119)							
70歳満期	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	146 (0)	
	2	1,456 (0)	2,104 (296)	2,608 (811)	2,821 (1,052)	2,931 (1,191)	3,156 (1,448)	2,367 (748)	2,276 (766)	
	3	4,854 (2,854)	5,839 (3,839)	6,493 (4,493)	6,743 (4,743)	6,906 (4,906)	7,154 (5,154)	5,555 (3,555)	3,754 (1,754)	
	5	9,612 (7,807)	11,172 (9,370)	11,963 (10,182)	12,184 (10,432)	12,354 (10,633)	11,973 (10,316)	7,922 (6,367)		
	10	22,859 (21,237)	24,756 (23,174)	24,989 (23,459)	24,978 (23,503)	23,661 (22,304)	16,394 (15,202)			
	25	41,566 (39,566)	41,189 (39,468)	37,507 (35,850)	26,931 (25,376)					

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。
- (注4) 払込年数とは、保険料をお払込みいただいた年月数をいいます。



解約返戻金例表 無配当無事故給付金付新型医療保険

定期保険

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (一時払)
(年齢の計算に関する特別を付加した場合)

(男性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	経過年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	11,738 (10,047)	14,240 (12,594)	15,412 (13,782)	17,624 (15,966)	24,821 (23,291)	42,899 (41,565)
	2	9,911 (8,072)	11,823 (10,011)	12,659 (10,853)	14,487 (12,684)	20,125 (18,379)	34,592 (32,968)
	3	8,048 (6,048)	9,325 (7,325)	9,859 (7,859)	11,215 (9,215)	15,135 (13,135)	25,471 (23,471)
	4	4,077 (2,242)	4,698 (2,890)	4,956 (3,147)	5,703 (3,910)	7,747 (6,013)	13,247 (11,665)
10年満期	1	25,952 (24,261)	30,745 (29,099)	32,875 (31,245)	40,405 (38,777)	58,710 (57,181)	105,624 (104,289)
	2	24,352 (22,513)	28,592 (26,779)	30,395 (28,589)	37,650 (35,847)	54,653 (52,907)	98,941 (97,317)
	3	22,722 (20,722)	26,369 (24,369)	27,884 (25,884)	34,767 (32,767)	50,345 (48,345)	91,569 (89,569)
	5	17,107 (15,274)	19,558 (17,751)	20,576 (18,765)	26,337 (24,550)	38,575 (36,848)	71,784 (70,224)
	9	6,458 (4,458)	6,880 (4,880)	7,149 (5,149)	8,616 (6,616)	11,824 (9,824)	20,142 (18,142)
15年満期	1	38,663 (36,972)	44,773 (43,128)	49,057 (47,427)	63,803 (62,175)	98,856 (97,326)	176,003 (174,668)
	2	37,249 (35,410)	42,855 (41,042)	46,837 (45,030)	61,440 (59,636)	95,565 (93,818)	171,157 (169,533)
	3	35,826 (33,826)	40,859 (38,859)	44,588 (42,588)	58,959 (56,959)	92,050 (90,050)	165,736 (163,736)
	5	30,629 (28,797)	34,510 (32,704)	37,822 (36,011)	51,362 (49,574)	82,007 (80,280)	150,289 (148,729)
	14	4,698 (2,890)	4,956 (3,147)	5,703 (3,910)	7,747 (6,013)	13,247 (11,665)	24,437 (23,099)
20年満期	1	52,798 (51,107)	59,707 (58,061)	68,492 (66,862)	92,310 (90,682)	149,425 (147,895)	250,735 (249,400)
	2	51,601 (49,762)	58,025 (56,213)	66,587 (64,781)	90,417 (88,614)	147,102 (145,356)	247,847 (246,223)
	3	50,400 (48,400)	56,269 (54,269)	64,650 (62,650)	88,429 (86,429)	144,601 (142,601)	244,513 (242,513)
	5	45,660 (43,828)	50,430 (48,624)	58,542 (56,731)	81,854 (80,067)	136,710 (134,983)	233,682 (232,122)
	19	4,880 (3,077)	5,149 (3,338)	6,616 (4,852)	9,824 (8,142)	18,142 (16,672)	32,830 (31,663)

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。

無配当無事故給付金付新型医療保険 解約返戻金例表 (一時払)
(年齢の計算に関する特別を付加した場合)

(女性) (入院給付日額1,000円、保険金額10万円に対し)

保険期間	経過年数	契約年齢※					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	11,515 (9,824)	14,282 (12,636)	15,953 (14,323)	18,214 (16,586)	24,105 (22,575)	38,272 (36,938)
	2	9,732 (7,893)	11,892 (10,080)	13,079 (11,273)	14,918 (13,115)	19,485 (17,739)	30,867 (29,243)
	3	7,921 (5,921)	9,395 (7,395)	10,146 (8,146)	11,488 (9,488)	14,636 (12,636)	22,816 (20,816)
	4	4,008 (2,173)	4,745 (2,937)	5,100 (3,291)	5,835 (4,042)	7,449 (5,715)	11,824 (10,242)
10年満期	1	25,371 (23,680)	31,157 (29,511)	34,148 (32,518)	41,255 (39,627)	55,489 (53,960)	93,228 (91,893)
	2	23,803 (21,964)	29,029 (27,216)	31,561 (29,755)	38,341 (36,538)	51,446 (49,700)	87,167 (85,543)
	3	22,214 (20,214)	26,805 (24,805)	28,931 (26,931)	35,312 (33,312)	47,215 (45,215)	80,539 (78,539)
	5	16,723 (14,890)	19,940 (18,133)	21,355 (19,544)	26,601 (24,814)	35,807 (34,080)	62,711 (61,151)
	9	6,392 (4,392)	6,979 (4,979)	7,317 (5,317)	8,595 (6,595)	11,007 (9,007)	17,681 (15,681)
15年満期	1	38,087 (36,396)	45,756 (44,111)	50,987 (49,357)	64,054 (62,426)	91,440 (89,910)	154,102 (152,767)
	2	36,709 (34,870)	43,873 (42,060)	48,663 (46,856)	61,524 (59,720)	88,082 (86,335)	149,518 (147,894)
	3	35,322 (33,322)	41,887 (39,887)	46,301 (44,301)	58,878 (56,878)	84,539 (82,539)	144,453 (142,453)
	5	30,246 (28,414)	35,505 (33,699)	39,294 (37,483)	50,971 (49,183)	74,615 (72,888)	130,066 (128,506)
	14	4,745 (2,937)	5,100 (3,291)	5,835 (4,042)	7,449 (5,715)	11,824 (10,242)	20,553 (19,215)
20年満期	1	52,540 (50,849)	61,330 (59,684)	70,658 (69,028)	90,526 (88,898)	136,141 (134,611)	219,931 (218,596)
	2	51,387 (49,548)	59,684 (57,872)	68,660 (66,854)	88,426 (86,623)	133,615 (131,869)	216,921 (215,297)
	3	50,228 (48,228)	57,960 (56,060)	66,609 (64,609)	86,230 (84,230)	130,947 (128,947)	213,539 (211,539)
	5	45,614 (43,782)	52,091 (50,285)	60,251 (58,440)	79,259 (77,472)	122,868 (121,141)	202,829 (201,269)
	19	4,979 (3,176)	5,317 (3,506)	6,595 (4,831)	9,007 (7,325)	15,681 (14,211)	27,078 (25,911)

※契約更新時の被保険者の契約年齢

- (注1) 上表の金額には、既に支払事由の発生した無事故給付金は含まれておりません。
- (注2) 上表中、左側に記載の金額は、直前の3年単位の契約応当日から(ただし、払込年数が3年以下のときは契約時から)当該年度末までの間に入院給付金の支払いがなかった場合の解約返戻金額であり、当該年度末が3年単位の契約応当日に該当する場合は、無事故給付金の支払直前の金額です。
- (注3) 上表中、()内の金額は、契約時または直前の3年単位の契約応当日から当該年度末までの間に入院給付金の支払いがあった場合の解約返戻金です。

定期保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)

(男性) (保険金額1万円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年1	0円	0円	0円	0円
	2	0	0	0	29
	3	0	0	4	71
	5	0	0	38	123
	9	0	2	25	65
15年	1	0	0	0	19
	2	0	0	10	113
	3	0	0	50	198
	5	0	7	117	343
	10	0	45	169	485
20年	1	0	0	0	75
	2	0	0	52	226
	3	0	4	114	371
	5	0	53	226	640
	10	24	142	401	1,142
19	15	40	154	379	1,145
	19	13	49	120	382

※契約更新時の被保険者の契約年齢

定期保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)

(女性) (保険金額1万円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年1	0円	0円	0円	0円
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	5
	5	0	0	0	41
	9	0	0	3	28
15年	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	23
	3	0	0	0	71
	5	0	0	8	154
	10	0	10	46	242
20年	1	0	0	0	8
	2	0	0	0	94
	3	0	0	5	178
	5	0	0	55	336
	10	0	41	146	632
19	15	15	49	159	642
	19	6	16	53	212

※契約更新時の被保険者の契約年齢



5年ごと利差配当付定期保険

5年ごと利差配当付定期保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(男性)
(保険金額1万円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	29
	3	0	0	4	71
	5	0	0	38	123
15年	9	0	2	25	65
	1	0	0	0	19
	2	0	0	10	113
	3	0	0	50	198
	5	0	7	117	343
20年	10	0	45	169	485
	14	4	19	57	175
	1	0	0	0	75
	2	0	0	52	226
	3	0	4	114	371
25年	5	0	53	226	640
	10	24	142	401	1,142
	15	40	154	379	1,145
	19	13	49	120	382

※契約更新時の被保険者の契約年齢

5年ごと利差配当付定期保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(女性)
(保険金額1万円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	5
	5	0	0	0	41
15年	9	0	0	3	28
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	23
	3	0	0	0	71
	5	0	0	8	154
20年	10	0	10	46	242
	14	0	6	19	89
	1	0	0	0	8
	2	0	0	0	94
	3	0	0	5	178
25年	5	0	0	55	336
	10	0	41	146	632
	15	15	49	159	642
	19	6	16	53	212

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当定期保険

無配当定期保険 解約返戻金例表
(年齢の計算に関する特別を付加しない場合)
(保険金額1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢※											
		15歳		20歳		25歳		30歳		35歳		40歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
5年満期	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10年満期	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15年満期	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年満期	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	3	4	3	6	11	10	23	14	43	23	70	36
	14	1	1	1	2	4	3	8	5	14	8	23	11
25年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	5	0	33	9	72	23	124	42
30年満期	10	14	17	25	25	58	40	108	60	175	85	262	113
	15	17	20	36	30	75	46	133	73	210	98	306	122
	20	16	16	33	23	64	38	110	58	166	70	241	93
	24	5	5	10	7	19	11	31	15	45	18	70	27
35年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	18	0	17	0	49	0
	5	0	0	0	0	25	8	63	22	115	41	194	71
40年満期	10	27	26	49	40	100	62	170	88	266	122	411	174
	15	37	35	73	53	140	82	232	116	353	156	544	218
	20	44	37	85	56	156	88	250	119	370	152	582	230
	25	37	27	70	43	122	66	187	81	275	109	464	182
45年満期	29	11	7	20	12	33	17	50	20	77	31	135	52

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当定期保険 解約返戻金例表
(年齢の計算に関する特別を付加しない場合)
(保険金額1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢※											
		45歳		50歳		55歳		60歳		65歳		70歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
5年満期	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	10	0	34	3	59	21
	3	0	0	2	0	5	0	16	1	41	9	67	28
10年満期	4	0	0	3	0	6	0	14	3	31	8	49	22
	1	0	0	0	0	0	0	0	33	0	78	19	
	2	0	0	0	0	5	0	44	0	105	20	189	79
	3	0	0	9	0	27	0	81	12	163	47	281	130
15年満期	5	15	0	30	0	54	4	129	36	229	83	396	195
	9	11	2	17	2	30	9	64	21	105	45	189	96
	1	0	0	0	0	3	0	37	0	93	19	172	79
	2	1	0	19	0	52	0	121	28	226	85	381	202
20年満期	3	24	0	49	0	97	15	198	63	348	146	577	318
	5	62	13	98	18	175	52	331	123	551	252	916	518
	10	101	38	144	52	261	102	445	186	735	367	1,264	726
	14	32	11	49	19	91	35	151	66	264	133	480	269
25年満期	1	0	0	5	0	33	0	85	16	165	67	269	161
	2	24	0	57	0	114	21	218	80	373	181	580	368
	3	58	5	106	18	192	56	346	142	572	292	882	569
	5	120	35	196	57	336	123	585	258	940	503	1,454	952
30年満期	10	225	85	355	135	610	251	1,007	475	1,627	913	2,571	1,700
	15	198	74	343	132	582	241	971	473	1,648	926	2,743	1,771
	19	60	23	109	41	181	78	317	155	570	313	1,035	632
	1	3	0	30	0	72	7	143	54	239	131	400	239
35年満期	2	56	1	108	19	193	64	334	157	522	311	800	490
	3	106	24	184	52	311	120	523	260	800	490	1,336	841
	5	203	69	329	115	541	232	889	459	1,336	841	2,532	1,648
	10	400	155	639	258	1,053	484	1,678	906	2,532	1,648	3,321	2,170
40年満期	15	481	186	806	328	1,319	616	2,133	1,178	3,321	2,170	4,480	2,929
	20	410	159	687	282	1,142	548	1,932	1,068	3,180	2,030	4,480	2,929
	24	123	47	204	86	355	171	637	345	1,148	693	1,648	1,068
	1	25	0	62	3	119	38	200	106	311	181	400	239
45年満期	2	99	20	173	54	287	127	450	262	693	400	1,068	730
	3	172	53	283	106	454	217	700	418	1,194	730	1,648	1,068
	5	314	118	498	206	785	397	1,194	730	1,648	1,068	2,170	1,487
	10	637	259	1,000	450	1,581	834	2,351	1,487	3,298	2,129	4,480	2,929
50年満期	15	861	351	1,392	635	2,198	1,180	3,298	2,129	4,480	2,929	6,035	4,000
	20	961	394	1,559	722	2,503	1,370	3,867	2,507	5,035	3,298	6,035	4,000
	25	771	316	1,273	604	2,139	1,172	3,497	2,216	4,480	2,929	5,035	3,298
	29	222	94	385	183	686	367	1,341	736	1,648	1,068	2,170	1,487

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金 例表 5年ごと利差配当付定期保険・無配当定期保険

無配当定期保険 解約返戻金例表
(年齢の計算に関する特別を付加した場合)
(保険金額1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢*											
		15歳		20歳		25歳		30歳		35歳		40歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
5年満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6	1
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	12	0	36	7	0
	10	2	4	3	7	12	11	25	15	45	25	73	37
20年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	31	0
	5	0	0	0	0	0	12	0	41	10	78	24	0
	10	6	10	12	16	32	23	62	36	107	56	163	72
25年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	25	0	0
	3	0	0	0	0	0	2	0	27	0	61	9	0
	5	0	0	0	0	8	0	36	11	77	25	130	45
	10	14	18	28	27	63	41	114	63	183	88	273	116
30年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	19	0	54	1	0
	3	0	0	0	0	0	20	0	54	7	105	26	0
	5	0	0	0	0	28	10	67	24	122	43	204	75
	10	27	27	53	42	106	65	179	91	277	126	430	180

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当定期保険 解約返戻金例表
(年齢の計算に関する特別を付加した場合)
(保険金額1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢*												
		45歳		50歳		55歳		60歳		65歳		70歳		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
5年満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2	0	0	0	0	0	0	12	0	36	4	63	23	
	3	0	0	0	2	0	6	0	18	2	43	10	72	31
	4	1	0	3	0	6	0	15	3	32	9	53	24	
10年満期	1	0	0	0	0	0	0	3	0	37	0	85	23	
	2	0	0	0	0	8	0	49	0	111	24	202	88	
	3	0	0	10	0	30	0	89	15	171	53	299	142	
	5	16	0	32	0	59	7	139	39	240	91	420	210	
	9	12	2	18	2	33	10	67	22	111	48	201	103	
15年満期	1	0	0	0	0	5	0	42	0	99	24	183	88	
	2	3	0	21	0	57	0	130	32	238	93	402	219	
	3	26	0	52	0	105	18	211	69	365	158	607	342	
	5	66	13	103	20	187	58	350	132	578	272	964	555	
	10	105	38	152	56	277	108	467	199	776	394	1,333	777	
20年満期	1	0	0	7	0	37	0	92	20	174	74	281	173	
	2	26	0	61	0	122	26	231	87	391	196	604	392	
	3	62	6	113	20	203	63	366	153	598	314	918	605	
	5	126	37	207	61	356	133	616	276	983	538	1,512	1,010	
	10	234	88	375	143	643	268	1,056	508	1,705	975	2,676	1,802	
25年満期	1	6	0	33	0	78	10	151	60	248	141			
	2	60	2	115	22	204	71	351	170	541	331			
	3	113	26	194	57	328	131	548	278	828	519			
	5	214	72	346	123	570	250	930	489	1,383	891			
	10	419	162	672	275	1,106	517	1,753	965	2,625	1,743			
30年満期	1	28	0	67	5	126	44	209	114					
	2	105	22	183	60	301	138	468	279					
	3	181	57	297	114	475	233	726	443					
	5	330	124	521	220	822	425	1,237	772					
	10	666	273	1,048	480	1,651	887	2,432	1,570					

※契約更新時の被保険者の契約年齢

無配当定期保険 解約返戻金例表
(年齢の計算に関する特別を付加した場合)
(保険金額1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢*												
		40歳		45歳		50歳		55歳		60歳		65歳		
		男性	女性											
80歳満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2	45	0	56	2	67	5	78	10	92	20	99	24	
	3	140	46	162	54	183	60	204	71	231	87	238	93	
	5	235	94	267	105	297	114	328	131	366	153	365	158	
	10	427	190	476	206	521	220	570	250	616	276	578	272	
	15	900	422	978	445	1,048	480	1,106	517	1,056	508	776	394	
	20	1,321	611	1,406	646	1,461	677	1,385	659	1,024	506			
	25	1,691	785	1,740	808	1,635	771	1,204	587					
	30	1,963	916	1,833	863	1,341	647							
	35	1,990	939	1,450	695									
	30	1,536	736											
	85歳満期	1	72	18	89	26	106	33	126	44	151	60	174	74
		2	196	86	228	101	262	116	301	138	351	170	391	196
		3	320	155	368	177	417	199	475	233	548	278	598	314
5		571	294	647	328	727	365	822	425	930	489	983	538	
10		1,206	641	1,342	703	1,489	786	1,651	887	1,753	965	1,705	975	
15		1,810	959	1,992	1,056	2,178	1,166	2,295	1,256	2,235	1,257	1,735	990	
20		2,391	1,277	2,592	1,390	2,706	1,474	2,620	1,461	2,033	1,142			
25		2,920	1,574	3,028	1,649	2,913	1,613	2,250	1,252					
30		3,284	1,792	3,142	1,736	2,414	1,335							
35		3,324	1,836	2,543	1,401									
40		2,645	1,455											
90歳満期		1	99	44	120	57	144	70	172	88	209	114	248	141
		2	249	140	291	164	338	190	394	228	468	279	541	331
		3	401	236	463	272	533	311	617	369	726	443	828	519
	5	709	432	811	490	925	557	1,065	655	1,237	772	1,383	891	
	10	1,497	933	1,690	1,045	1,912	1,192	2,177	1,378	2,432	1,570	2,625	1,743	
	15	2,274	1,421	2,552	1,600	2,867	1,815	3,174	2,047	3,416	2,249	3,451	2,298	
	20	3,058	1,931	3,405	2,164	3,734	2,406	3,989	2,618	4,015	2,652	3,323	2,157	
	25	3,830	2,446	4,170	2,692	4,422	2,896	4,423	2,911	3,652	2,353			
	30	4,515	2,925	4,759	3,117	4,732	3,105	3,891	2,496					
	35	5,025	3,297	4,972	3,260	4,072	2,604							
	40	5,162	3,386	4,212	2,690									
	45	4,323	2,760											
	95歳満期	1	116	72	140	88	168	107	202	133	247	169	298	210
		2	284	195	332	228	388	266	455	319	545	390	643	470
3		453	319	525	369	608	427	710	508	844	613	983	732	
5		797	573	917	656	1,053	753	1,224	892	1,440	1,061	1,652	1,255	
10		1,683	1,230	1,914	1,395	2,186	1,609	2,521	1,881	2,881	2,192	3,243	2,536	
15		2,573	1,893	2,914	2,156	3,315	2,480	3,749	2,858	4,197	3,269	4,605	3,648	
20		3,487	2,599	3,930	2,955	4,401	3,361	4,885	3,805	5,326	4,205	5,556	4,384	
25		4,415	3,338	4,907	3,759	5,401	4,209	5,846	4,612	6,069	4,772	5,455	4,123	
30		5,306	4,081	5,802	4,529	6,237	4,918	6,439	5,056	5,772	4,347			
35		6,118	4,788	6,540	5,162	6,716	5,270	6,001	4,510					
40		6,779	5,358	6,932	5,440	6,173	4,634							
45		7,101	5,577	6,306	4,732									
50		6,411	4,811											

※契約更新時の被保険者の契約年齢

特定疾病保障定期保険

特定疾病保障定期保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(男性) (保険金1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	33
	2	0	0	32	131
	3	0	3	72	213
	4	0	22	101	274
	5	0	36	118	313
	7	3	46	114	306
	9	5	25	55	150
	15年	1	0	0	13
2		0	16	96	283
3		0	58	170	446
4		0	96	233	593
5		18	129	286	722
7		46	180	358	916
10		63	198	372	981
14		23	67	129	359
20年		1	0	0	53
	2	0	59	178	442
	3	11	124	295	690
	4	40	185	403	927
	5	67	242	501	1,151
	7	117	341	671	1,556
	10	167	439	849	2,008
	15	166	394	821	2,055
	19	52	114	264	721

※契約更新時の被保険者の契約年齢

特定疾病保障定期保険 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(女性) (保険金1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	67
	3	0	0	13	124
	4	0	0	32	170
	5	0	10	45	200
	7	0	21	51	201
	9	3	12	26	98
	15年	1	0	0	0
2		0	0	24	168
3		0	11	67	280
4		0	35	105	381
5		5	56	138	469
7		28	87	185	595
10		41	98	200	612
14		16	33	72	211
20年		1	0	0	3
	2	0	7	79	287
	3	0	46	151	461
	4	17	83	219	627
	5	38	116	282	783
	7	74	173	393	1,054
	10	110	225	512	1,324
	15	109	205	516	1,290
	19	33	60	166	427

※契約更新時の被保険者の契約年齢



新型入院初期給付特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 新型入院初期給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （入院初期給付金額10,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	46	0	51	89	289
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	136	0	240	323	1,039
	5	151	0	321	399	1,290
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	162	0	440	754	1,756
	5	195	0	661	1,132	2,523
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	153	62	645	1,287	2,478
	5	180	132	1,009	2,040	3,764
20年満期	10	60	444	1,443	3,498	5,462
	15	0	552	1,153	3,145	4,779
	19	0	174	351	891	1,413

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕
 新型入院初期給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
 （入院初期給付金額10,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	40	0	55	83	284
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	115	0	234	319	991
	5	128	0	305	403	1,222
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	0	419	750	1,663
	5	157	0	619	1,140	2,381
20年満期	10	60	118	665	1,586	2,588
	14	0	66	195	531	830
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
20年満期	3	123	74	614	1,258	2,331
	5	141	154	951	2,008	3,535
	10	27	465	1,368	3,454	5,163
	15	0	549	1,125	3,069	4,554
20年満期	19	0	169	361	866	1,350

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕
 新型入院初期給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
 （入院初期給付金額10,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	43	0	46	82	277
	4	27	0	37	55	191
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	124	0	219	301	981
	5	139	0	294	374	1,213
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	148	0	401	708	1,646
	5	179	0	604	1,069	2,360
20年満期	10	85	83	657	1,495	2,553
	14	7	54	193	508	807
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
20年満期	3	140	54	588	1,204	2,310
	5	166	117	922	1,916	3,506
	10	57	402	1,329	3,315	5,102
	15	0	505	1,074	2,985	4,479
20年満期	19	0	160	331	846	1,327

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表
 新型入院初期給付特約

新型がん特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

新型がん特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（男性）（がん入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	6	28	130	215	335
	4	6	19	88	146	226
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	42	110	475	782	1,171
	5	61	139	585	966	1,438
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	282	882	1,428	1,983
	5	146	430	1,276	2,066	2,834
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	156	525	1,339	2,103	2,315
	5	253	842	2,051	3,215	3,405
25年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	177	607	1,449	2,345	3,080
	5	266	842	2,051	3,215	3,405

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型がん特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合）

（男性）（がん入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	6	26	120	198	308
	4	5	18	81	134	208
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	39	102	435	719	1,076
	5	56	129	536	890	1,323
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	85	259	804	1,309	1,828
	5	134	396	1,164	1,897	2,622
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	142	478	1,217	1,920	2,144
	5	231	769	1,867	2,941	3,166
25年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	164	562	1,329	2,165	2,889
	5	252	842	2,051	3,215	3,405

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

新型がん特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（女性）（がん入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	7	39	139	200	271
	4	7	27	94	135	182
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	54	152	481	690	947
	5	80	191	579	834	1,160
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	125	354	864	1,223	1,616
	5	200	533	1,229	1,742	2,312
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	177	607	1,449	2,345	3,080
	5	266	842	2,051	3,215	3,405

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型がん特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合）

（女性）（がん入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	6	36	129	183	250
	4	6	25	87	124	169
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	51	141	443	630	878
	5	75	177	535	763	1,082
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	116	324	792	1,112	1,495
	5	186	489	1,129	1,586	2,145
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	177	607	1,449	2,345	3,080
	5	266	842	2,051	3,215	3,405

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表
新型がん特約

新型女性疾病特約

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
新型がん特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)
 (男性) (がん入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	9	27	122	201	309
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	45	109	444	734	1,092
	5	62	140	548	911	1,351
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	279	823	1,336	1,816
	5	144	429	1,193	1,940	2,600
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	155	508	1,245	1,958	2,080
	5	248	818	1,912	3,003	3,057
20年満期	10	390	1,427	2,886	4,502	3,807
	15	344	1,297	2,433	3,759	1,803
	19	108	373	684	1,080	177

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合)
新型女性疾病特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (女性疾病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	327	14	14	14	14
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,137	48	48	48	108
	5	1,371	58	58	58	160
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,638	82	82	81	772
	5	2,218	115	114	114	1,292
20年満期	10	1,762	118	118	118	2,421
	14	373	34	34	34	687
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
20年満期	3	1,903	114	114	140	1,257
	5	2,667	169	169	213	2,118
	10	2,696	232	231	326	4,185
	15	1,458	178	179	330	2,906
20年満期	19	310	46	46	250	699

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
新型がん特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)
 (女性) (がん入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	10	38	129	184	251
	4	8	26	87	124	170
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	59	149	446	634	894
	5	84	188	539	770	1,108
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	128	344	802	1,125	1,481
	5	201	521	1,145	1,608	2,121
20年満期	10	245	699	1,282	1,803	2,255
	14	77	232	392	552	484
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
20年満期	3	213	584	1,177	1,636	1,635
	5	344	928	1,783	2,481	2,386
	10	546	1,555	2,632	3,678	2,841
	15	474	1,355	2,157	3,074	1,022
20年満期	19	142	376	588	888	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
新型女性疾病特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合)
 (女性疾病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	300	13	13	13	13
	4	205	9	9	9	9
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,040	44	44	44	98
	5	1,256	53	53	53	146
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,495	74	74	74	700
	5	2,030	105	105	104	1,175
20年満期	10	1,624	108	108	108	2,217
	14	346	31	31	31	632
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
20年満期	3	1,736	104	103	126	1,137
	5	2,439	154	154	193	1,922
	10	2,482	212	212	297	3,828
	15	1,353	164	165	303	2,675
20年満期	19	290	43	43	229	647

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表
 新型がん特約・新型女性疾病特約

新型成人病給付特約

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
 新型女性疾病特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)
 (女性疾病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	299	9	10	12	12
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,029	38	42	43	153
	5	1,239	50	54	53	241
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,445	64	70	74	780
	5	1,947	95	103	106	1,313
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,665	92	99	151	1,207
	5	2,321	142	151	237	2,043
20年満期	10	2,270	193	205	390	3,891
	15	1,238	156	161	447	2,628
	19	264	41	43	319	638

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合)
 新型成人病給付特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (男性)
 (成人病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	2	78	220	443	1,013
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	24	338	961	1,738	3,573
	5	37	440	1,258	2,206	4,402
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	123	707	1,845	3,487	6,278
	5	206	1,065	2,756	5,184	9,054
20年満期	10	351	1,304	3,141	6,346	10,269
	14	129	430	958	2,033	3,259
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
20年満期	3	293	1,230	2,864	5,441	8,888
	5	493	1,951	4,486	8,511	13,542
	10	948	3,151	6,769	13,438	20,177
	15	932	2,898	5,745	11,531	17,284
20年満期	19	293	859	1,691	3,240	5,019

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合)
 新型成人病給付特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (女性)
 (成人病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	10	88	187	372	872
	4	7	61	137	257	604
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	56	320	812	1,434	3,187
	5	78	393	1,061	1,809	3,979
15年満期	9	49	157	434	780	1,595
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	184	626	1,551	2,901	5,724
20年満期	5	294	912	2,315	4,305	8,340
	10	448	1,080	2,628	5,311	9,619
	14	154	361	802	1,721	3,060
	1	0	0	0	0	0
20年満期	2	0	0	0	0	0
	3	354	1,064	2,396	4,616	8,205
	5	582	1,654	3,747	7,225	12,606
	10	1,049	2,628	5,631	11,528	19,032
20年満期	15	938	2,429	4,752	10,088	16,409
	19	270	717	1,394	2,894	4,803

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金
 例表
 新型女性疾病特約・新型成人病給付特約

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
新型成人病給付特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(男性)

(成人病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	2	72	203	412	957
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	23	310	887	1,630	3,341
	5	35	403	1,165	2,082	4,112
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	114	644	1,698	3,267	5,833
	5	191	972	2,544	4,879	8,528
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	267	1,118	2,636	5,072	8,243
	5	450	1,777	4,141	7,962	12,568
20年満期	10	871	2,890	6,297	12,638	18,815
	15	860	2,681	5,401	10,867	16,247
	19	270	800	1,601	3,058	4,745

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
新型成人病給付特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(男性)

(成人病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	2	79	224	430	976
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	31	330	940	1,710	3,384
	5	48	427	1,220	2,186	4,157
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	683	1,773	3,407	5,917
	5	220	1,026	2,637	5,088	8,528
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	296	1,179	2,748	5,247	8,332
	5	498	1,870	4,297	8,233	12,698
20年満期	10	945	3,037	6,513	13,013	19,064
	15	922	2,813	5,620	11,118	16,455
	19	289	832	1,682	3,154	4,818

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
新型成人病給付特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(女性)

(成人病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	10	79	171	343	822
	4	7	56	126	239	568
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	54	291	744	1,338	2,974
	5	75	360	975	1,698	3,711
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	170	569	1,417	2,704	5,329
	5	272	833	2,121	4,032	7,772
20年満期	10	414	994	2,423	5,010	9,029
	14	142	333	745	1,628	2,886
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
20年満期	3	324	965	2,190	4,283	7,620
	5	533	1,505	3,436	6,729	11,725
	10	962	2,407	5,203	10,800	17,819
	15	864	2,238	4,439	9,477	15,430
20年満期	19	250	664	1,313	2,727	4,523

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
新型成人病給付特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(女性)

(成人病入院給付日額1,000円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	11	83	190	358	846
	4	8	57	137	249	585
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	63	301	788	1,401	3,042
	5	89	370	1,018	1,781	3,788
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	188	593	1,480	2,824	5,442
	5	301	867	2,196	4,213	7,929
20年満期	10	445	1,045	2,491	5,227	9,235
	14	150	354	770	1,692	2,949
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
20年満期	3	349	1,007	2,282	4,445	7,743
	5	574	1,570	3,561	6,983	11,902
	10	1,018	2,525	5,380	11,180	18,099
	15	903	2,343	4,616	9,762	15,658
20年満期	19	264	690	1,382	2,831	4,604

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表
 新型成人病給付特約

新型家族がん特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」以外の場合〕

新型家族がん特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（妻型、妻・子型）（妻の家族がん入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	35	105	173	249
	4	0	24	76	120	172
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	131	421	640	881
	5	11	161	535	794	1,086
	9	17	64	205	301	410
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	44	258	753	1,114	1,533
	5	89	377	1,098	1,601	2,208
	10	161	449	1,179	1,718	2,470
	14	57	169	365	533	802
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	111	466	1,127	1,618	2,010
	5	201	729	1,733	2,460	3,026
	10	396	1,184	2,509	3,545	4,271
	15	367	1,151	2,105	2,964	3,123
	19	106	332	575	810	615

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
 (注)「子型」の解約返戻金の支払はありません。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型家族がん特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）

（妻型、妻・子型）（妻の家族がん入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	34	107	166	234
	4	0	23	75	114	160
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	6	125	405	598	821
	5	22	155	507	738	1,011
	9	19	62	192	280	386
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	52	250	715	1,035	1,437
	5	101	368	1,035	1,483	2,074
	10	166	448	1,115	1,602	2,366
	14	57	168	347	499	762
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	117	447	1,059	1,495	1,836
	5	210	701	1,620	2,270	2,762
	10	395	1,149	2,352	3,292	3,895
	15	362	1,110	1,977	2,770	2,683
	19	105	318	540	762	527

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
 (注)「子型」の解約返戻金の支払はありません。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型家族がん特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）

（妻型、妻・子型）（妻の家族がん入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	33	97	159	226
	4	0	23	70	110	157
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	122	387	585	806
	5	10	151	493	727	999
	9	16	60	190	277	382
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	41	238	689	1,014	1,407
	5	82	348	1,008	1,460	2,035
	10	151	415	1,088	1,572	2,299
	14	54	156	338	489	747
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	102	426	1,027	1,469	1,844
	5	186	668	1,584	2,237	2,788
	10	369	1,088	2,305	3,240	3,967
	15	344	1,064	1,941	2,729	2,912
	19	100	308	532	752	578

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
 (注)「子型」の解約返戻金の支払はありません。



解約返戻金
例表
新型家族がん特約

新型家族医療給付特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

新型家族医療給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（妻型、妻・子型） （妻の家族入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	249	87	238	475	1,445
	4	168	53	163	316	999
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	825	246	983	1,735	5,465
	5	975	268	1,263	2,145	6,905
	9	335	83	554	868	2,864
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,276	453	1,944	3,477	10,006
	5	1,738	620	2,893	5,109	14,698
	10	1,588	733	3,415	6,300	17,085
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,573	898	2,988	6,072	14,573
	5	2,242	1,374	4,664	9,526	22,534
	10	2,637	2,304	7,125	15,692	34,241
	15	1,638	2,461	5,869	15,212	29,499
19	366	802	1,645	4,628	8,776	

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
（注）保険期間を年満期で定めた場合、「子型」の解約返戻金の支払はありません。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕
新型家族医療給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合）
（妻型、妻・子型） （妻の家族入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	229	84	222	437	1,375
	4	154	52	153	291	952
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	762	238	911	1,595	5,169
	5	905	262	1,174	1,978	6,537
	9	314	82	515	807	2,703
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,181	434	1,790	3,208	9,374
	5	1,617	595	2,669	4,732	13,779
	10	1,495	700	3,160	5,904	16,006
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,459	842	2,737	5,611	13,557
	5	2,090	1,288	4,280	8,836	20,978
	10	2,487	2,157	6,566	14,707	31,899
	15	1,564	2,305	5,436	14,382	27,541
19	352	751	1,534	4,379	8,214	

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
（注）保険期間を年満期で定めた場合、「子型」の解約返戻金の支払はありません。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型家族医療給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（主契約に年齢の計算に関する特別を付加した場合）
（妻型、妻・子型） （妻の家族入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	227	76	236	436	1,448
	4	150	48	163	296	993
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	750	220	969	1,628	5,373
	5	889	245	1,247	2,037	6,766
	9	309	79	538	836	2,783
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,150	438	1,870	3,362	9,661
	5	1,569	614	2,781	4,999	14,153
	10	1,428	776	3,245	6,358	16,369
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	1,414	875	2,843	5,875	13,896
	5	2,018	1,358	4,436	9,292	21,448
	10	2,371	2,339	6,745	15,575	32,517
	15	1,487	2,473	5,590	15,080	28,134
19	337	794	1,583	4,562	8,413	

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
（注）保険期間を年満期で定めた場合、「子型」の解約返戻金の支払はありません。

解約返戻金例表 新型家族医療給付特約



新型通院特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」以外の場合〕

新型通院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（通院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	25	132	312	194	1,367
	4	12	94	232	136	925
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	53	484	1,264	1,017	4,660
	5	48	596	1,614	1,403	5,662
	9	15	225	568	833	2,214
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	147	924	1,985	3,028	7,815
	5	206	1,341	2,837	4,826	11,087
	10	329	1,555	2,563	7,295	11,975
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	356	1,579	2,711	5,426	10,703
	5	559	2,450	4,069	8,909	16,053
	10	1,065	3,866	5,148	15,996	22,938
	15	1,149	3,626	4,094	14,148	19,124
19	339	984	1,395	4,022	5,527	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型通院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
（通院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	16	127	320	190	1,294
	4	8	89	231	138	867
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	44	454	1,195	1,087	4,391
	5	47	555	1,490	1,534	5,347
	9	22	213	506	921	2,111
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	146	880	1,835	3,090	7,307
	5	220	1,280	2,578	4,958	10,380
	10	363	1,524	2,302	7,369	11,233
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	344	1,485	2,546	5,370	9,956
	5	557	2,307	3,789	8,854	14,952
	10	1,072	3,686	4,865	15,754	21,440
	15	1,117	3,425	4,099	13,775	18,044
19	330	910	1,461	3,919	5,243	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型通院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
（通院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	23	122	287	179	1,302
	4	11	87	213	127	878
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	49	444	1,157	944	4,382
	5	43	548	1,481	1,308	5,314
	9	13	208	523	783	2,081
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	133	844	1,812	2,823	7,305
	5	187	1,228	2,597	4,518	10,356
	10	302	1,430	2,360	6,899	11,219
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	321	1,434	2,474	5,040	9,964
	5	506	2,230	3,723	8,306	14,943
	10	972	3,538	4,743	15,042	21,424
	15	1,057	3,337	3,808	13,354	17,930
19	314	910	1,309	3,803	5,194	

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金
例表
新型通院特約

新型家族通院特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

新型家族通院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（妻型、妻・子型）（妻の家族通院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	41	25	173	250	1,225
	4	28	20	121	161	852
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	118	231	825	802	4,356
	5	130	349	1,105	940	5,383
	9	31	161	506	384	2,041
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	170	504	1,593	1,877	7,377
	5	219	812	2,408	2,771	10,578
	10	185	965	2,733	3,902	11,468
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	291	939	2,221	3,752	10,072
	5	424	1,547	3,473	5,964	15,212
	10	611	2,499	4,966	10,707	21,698
	15	666	2,405	3,536	11,063	17,844
19	227	776	927	3,251	5,200	

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
（注）「子型」の解約返戻金の支払はありません。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型家族通院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
（妻型、妻・子型）（妻の家族通院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	37	34	173	218	1,231
	4	25	28	119	142	843
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	103	242	815	733	4,226
	5	111	352	1,094	879	5,170
	9	31	153	484	384	1,950
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	153	503	1,511	1,855	7,057
	5	197	795	2,278	2,797	10,057
	10	181	933	2,506	4,126	10,910
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	272	921	2,080	3,665	9,537
	5	399	1,506	3,248	5,891	14,337
	10	606	2,428	4,558	10,785	20,464
	15	669	2,368	3,283	10,939	16,890
19	219	750	890	3,188	4,962	

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
（注）「子型」の解約返戻金の支払はありません。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

新型家族通院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
（妻型、妻・子型）（妻の家族通院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	37	23	159	229	1,162
	4	25	18	111	148	810
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	107	211	754	736	4,120
	5	119	320	1,012	867	5,102
	9	29	149	466	358	1,931
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	155	459	1,451	1,732	6,930
	5	200	741	2,199	2,569	9,950
	10	169	887	2,511	3,658	10,786
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	264	850	2,019	3,471	9,416
	5	385	1,405	3,166	5,539	14,240
	10	557	2,284	4,556	10,042	20,330
	15	612	2,211	3,268	10,470	16,767
19	209	716	863	3,081	4,895	

※契約更新時の主契約の被保険者の契約年齢
（注）「子型」の解約返戻金の支払はありません。

解約返戻金

例表

新型家族通院特約

定期保険特約

定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(男性) (特約保険金額1万円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	29
	3	0	0	4	71
	5	0	0	38	123
15年	9	0	2	25	65
	1	0	0	0	19
	2	0	0	10	113
	3	0	0	50	198
	5	0	7	117	343
20年	10	0	45	169	485
	14	4	19	57	175
	1	0	0	0	75
	2	0	0	52	226
	3	0	4	114	371
20年	5	0	53	226	640
	10	24	142	401	1,142
	15	40	154	379	1,145
	19	13	49	120	382

※契約更新時の被保険者の契約年齢

定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(女性) (特約保険金額1万円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	5
	5	0	0	0	41
15年	9	0	0	3	28
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	23
	3	0	0	0	71
	5	0	0	8	154
20年	10	0	10	46	242
	14	0	6	19	89
	1	0	0	0	8
	2	0	0	0	94
	3	0	0	5	178
20年	5	0	0	55	336
	10	0	41	146	632
	15	15	49	159	642
	19	6	16	53	212

※契約更新時の被保険者の契約年齢

生存給付金付定期保険特約

生存給付金付定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
3年型 (男性) (特約保険金1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	258	264	276	295
	2	671	681	704	742
	3	1,090 (90)	1,103 (103)	1,137 (137)	1,192 (192)
	4	499	514	554	615
	5	915	930	974	1,041
	6	1,336 (336)	1,351 (351)	1,396 (396)	1,469 (469)
	7	747	760	800	865
	8	1,164	1,174	1,206	1,259
15年	9	1,587 (587)	1,594 (594)	1,614 (614)	1,651 (651)
	1	177	187	211	257
	2	525	543	590	683
	3	878 (0)	904 (0)	973 (0)	1,111 (111)
	4	220	252	339	512
	5	568	604	706	913
	6	920 (0)	960 (0)	1,076 (76)	1,317 (317)
	7	261	303	425	688
	8	606	650	774	1,056
20年	9	956 (0)	1,000 (0)	1,124 (124)	1,419 (419)
	10	295	336	449	739
	12	985 (0)	1,018 (18)	1,105 (105)	1,348 (348)
	14	658	671	704	806

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(注) () 内の金額は、特約生存給付金支払事由発生後の金額です。

生存給付金付定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
3年型 (女性) (特約保険金1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	259	261	263	275
	2	671	675	680	703
	3	1,090 (90)	1,095 (95)	1,103 (103)	1,137 (137)
	4	499	505	513	554
	5	914	920	930	975
	6	1,335 (335)	1,341 (341)	1,351 (351)	1,399 (399)
	7	746	752	760	803
	8	1,164	1,168	1,175	1,210
15年	9	1,587 (587)	1,590 (590)	1,594 (594)	1,617 (617)
	1	177	181	187	216
	2	524	531	544	602
	3	875 (0)	886 (0)	905 (0)	992 (0)
	4	217	230	253	365
	5	563	578	605	740
	6	914 (0)	931 (0)	962 (0)	1,117 (117)
	7	254	272	305	474
	8	598	617	651	830
20年	9	948 (0)	967 (0)	1,002 (2)	1,187 (187)
	10	286	304	337	517
	12	977 (0)	991 (0)	1,018 (18)	1,166 (166)
	14	655	659	671	732

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(注) () 内の金額は、特約生存給付金支払事由発生後の金額です。



解約返戻金
例表
定期保険特約・生存給付金付定期保険特約

総合障害保障定期保険特約

生存給付金付定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
5年型 (男性)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	92	98	111	133
	2	302	312	337	379
	3	515	528	564	622
	4	730	746	790	860
	5	949 (0)	966 (0)	1,015 (15)	1,095 (95)
	6	154	170	218	296
	7	362	375	418	489
	8	572	582	615	671
15年	1	75	85	108	155
	2	284	302	349	440
	3	496	522	589	724
	4	712	744	830	1,004
	5	930 (0)	967 (0)	1,071 (71)	1,283 (283)
	6	135	175	290	529
	7	342	385	506	769
	8	552	596	719	1,000
	9	764	808	930	1,223
14	10	979 (0)	1,022 (22)	1,138 (138)	1,435 (435)
	11	792	806	838	940

※契約更新時の被保険者の契約年齢
(注) () 内の金額は、特約生存給付金支払事由発生後の金額です。

生存給付金付定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
5年型 (女性)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	93	95	98	111
	2	302	306	312	337
	3	514	520	528	564
	4	730	736	746	791
	5	948 (0)	955 (0)	967 (0)	1,018 (18)
	6	153	159	171	221
	7	361	366	376	422
	8	571	576	583	619
15年	1	74	78	85	114
	2	283	290	302	360
	3	494	505	522	608
	4	708	721	744	857
	5	925 (0)	941 (0)	968 (0)	1,105 (105)
	6	129	146	177	331
	7	335	354	386	555
	8	544	563	597	776
	9	756	775	809	993
14	10	971 (0)	989 (0)	1,023 (23)	1,206 (206)
	11	789	794	805	866

※契約更新時の被保険者の契約年齢
(注) () 内の金額は、特約生存給付金支払事由発生後の金額です。

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合)

総合障害保障定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(男性)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	3
	2	0	0	5	74
	3	0	0	39	133
	4	0	0	65	179
	5	0	10	84	209
	6	0	20	90	212
	7	0	12	45	107
	15年	1	0	0	0
2		0	0	56	197
3		0	12	116	322
4		0	36	170	435
5		0	57	216	537
6		9	88	280	694
7		27	100	287	753
8		13	37	93	277
20年		1	0	0	21
	2	0	14	119	348
	3	0	58	212	552
	4	0	98	300	749
	5	19	135	381	937
	6	51	199	519	1,282
	7	89	265	646	1,672
	8	99	266	601	1,721
	9	30	83	192	600

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合)

総合障害保障定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(女性)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	9
	3	0	0	0	45
	4	0	0	0	74
	5	0	0	10	94
	6	0	0	21	102
	7	0	2	13	53
	15年	1	0	0	0
2		0	0	0	82
3		0	0	15	155
4		0	0	40	223
5		0	3	62	283
6		0	25	95	376
7		4	40	110	413
8		5	16	39	152
20年		1	0	0	0
	2	0	0	19	188
	3	0	0	65	317
	4	0	16	107	442
	5	0	36	146	561
	6	5	72	217	777
	7	30	109	290	1,020
	8	41	109	290	1,040
	9	14	34	94	351

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 生存給付金付定期保険特約・総合障害保障定期保険特約

【主契約が「無配当定期保険」の場合】
 総合障害保障定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
 （男性） （特約保険金1万円に対する金額）

保険期間	払込年数	契約年齢※										
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
10年満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	9	26	82
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27	59	196
	4	0	0	0	0	0	3	17	57	98	145	291
	5	0	0	0	0	6	23	41	95	139	213	408
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	17	45	85	174
	2	0	0	0	0	0	10	35	80	132	212	386
	3	0	0	0	0	12	37	73	138	210	330	584
	4	0	0	0	17	46	80	137	234	333	534	925
	5	8	12	28	54	85	122	206	303	432	740	1,272
20年満期	1	0	0	0	0	0	16	47	92	156		
	2	0	0	0	0	12	41	80	141	228	355	
	3	0	0	0	12	41	83	140	231	355	549	
	4	0	0	17	51	95	159	252	395	584	917	
	5	20	34	72	125	189	292	454	655	993	1,623	
25年満期	1	0	0	0	0	15	42	86	147			
	2	0	0	0	8	38	78	131	219	340		
	3	0	0	8	37	80	140	219	350	526		
	4	2	10	45	93	163	256	387	598	880		
	5	39	69	131	213	332	498	743	1,099	1,653		
30年満期	1	0	0	0	0	10	37	74	130			
	2	0	0	2	30	70	122	196	310			
	3	0	0	29	71	129	206	317	487			
	4	16	34	80	150	245	369	554	834			
	5	69	119	206	334	506	740	1,103	1,615			

※契約更新時の被保険者の契約年齢

【主契約が「無配当定期保険」の場合】
 総合障害保障定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
 （男性） （特約保険金1万円に対する金額）

保険期間	払込年数	契約年齢※										
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
10年満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	20	62
	5	0	0	0	0	0	8	24	45	101	142	228
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	48
	2	0	0	0	0	0	0	12	39	85	138	225
	3	0	0	0	0	0	15	39	78	145	217	349
	4	0	0	0	20	50	84	146	243	345	566	971
	5	8	13	30	57	88	128	217	311	455	782	1,337
20年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	19	51	97	165
	2	0	0	0	0	14	44	85	149	237	374	
	3	0	0	0	15	45	88	148	242	369	577	
	4	0	0	20	55	101	167	264	411	608	963	
	5	20	37	76	131	197	306	472	680	1,043	1,702	
25年満期	1	0	0	0	0	0	17	45	91	154		
	2	0	0	0	11	41	83	138	230	353		
	3	0	0	10	41	86	146	229	366	546		
	4	0	13	49	99	171	266	404	623	913		
	5	40	74	138	223	346	518	773	1,143	1,725		
30年満期	1	0	0	0	0	12	40	78	137			
	2	0	0	5	34	74	128	205	323			
	3	0	2	32	76	136	215	331	507			
	4	15	38	86	159	256	384	578	865			
	5	72	126	217	350	526	770	1,148	1,674			

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金 例表 総合障害保障定期保険特約

【主契約が「無配当定期保険」の場合】
 総合障害保障定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
 （女性） （特約保険金1万円に対する金額）

保険期間	払込年数	契約年齢※										
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
10年満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	31	98
	3	0	0	0	0	0	0	0	5	24	63	155
	4	0	0	0	0	0	12	24	50	106	227	
	5	0	0	0	0	2	5	10	16	26	55	110
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	30	94	
	2	0	0	0	0	0	14	43	105	230		
	3	0	0	0	0	4	20	42	85	176	357	
	4	0	0	0	15	31	55	87	155	300	576	
	5	8	11	18	31	46	67	92	135	227	426	796
20年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	27	81		
	2	0	0	0	0	2	19	48	103	209		
	3	0	0	0	7	26	51	93	175	333		
	4	0	0	2	18	42	69	109	174	309	570	
	5	18	26	44	70	103	146	207	320	560	1,020	
25年満期	1	0	0	0	0	0	0	24	68			
	2	0	0	0	2	20	47	96	186			
	3	0	0	6	27	53	94	167	301			
	4	0	2	18	42	74	115	182	300	525		
	5	32	48	77	119	172	244	362	590	1,025		
30年満期	1	0	0	0	0	0	19	58				
	2	0	0	0	17	44	88	164				
	3	0	0	3	23	50	90	156	270			
	4	3	16	38	70	115	178	288	476			
	5	51	77	119	179	257	376	586	966			

※契約更新時の被保険者の契約年齢

【主契約が「無配当定期保険」の場合】
 総合障害保障定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
 （女性） （特約保険金1万円に対する金額）

保険期間	払込年数	契約年齢※										
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
10年満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	1	14	26	53	116	243
	5	0	0	0	0	0	3	6	11	17	28	59
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	35	102
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	16	48	115
	3	0	0	0	0	0	5	22	45	92	190	380
	4	0	0	0	1	16	33	58	92	165	322	612
	5	8	12	19	33	47	69	95	140	242	455	846
20年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	2	32	88	
	2	0	0	0	0	3	21	52	111	224		
	3	0	0	0	9	28	54	98	187	356		
	4	0	0	3	20	45	72	115	184	329	606	
	5	19	28	46	73	107	151	215	337	596	1,082	
25年満期	1	0	0	0	0	0	1	27	75			
	2	0	0	0	0	3	22	51	103	198		
	3	0	0	0	8	29	56	100	176	320		
	4	0	3	20	45	78	120	192	317	555		
	5	33	51	80	124	178	254	379	623	1,086		
30年満期	1	0	0	0	0	0	0	22	63			
	2	0	0	0	0	19	47	94	174			
	3	0	0	5	25	54	95	165	284			
	4	4	18	41	74	120	186	303	501			
	5	53	80	125	186	267	393	615	1,018			

※契約更新時の被保険者の契約年齢

特定疾病保障定期保険特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

特定疾病保障定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(男性) (特約保険金1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢*			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	33
	2	0	0	32	131
	3	0	3	72	213
	5	0	36	118	313
15年満期	1	0	0	13	107
	2	0	16	96	283
	3	0	58	170	446
	5	18	129	286	722
	10	63	198	372	981
20年満期	1	0	0	53	185
	2	0	59	178	442
	3	11	124	295	690
	5	67	242	501	1,151
	10	167	439	849	2,008
25年満期	1	0	16	101	249
	2	9	109	275	572
	3	53	200	442	890
	5	140	371	754	1,503
	10	319	715	1,409	2,850
30年満期	1	0	45	149	372
	2	43	169	372	722
	3	104	290	590	1,010
	5	226	525	1,010	1,973
	10	499	1,043	1,973	3,738

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕

特定疾病保障定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(男性) (特約保険金1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢*										
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
10年満期	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	7	19	55	113
	2	0	0	0	0	0	2	32	54	77	147	255
	3	0	0	0	0	5	22	63	90	125	222	372
	5	0	0	0	3	25	50	101	129	183	312	511
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	19	39	66	127	215
	2	0	0	0	0	14	41	83	119	175	293	464
	3	0	0	0	9	42	82	141	190	274	446	696
	5	0	0	7	44	88	152	235	301	442	707	1,093
	10	8	15	45	86	134	220	293	385	594	948	1,512
20年満期	1	0	0	0	0	0	19	47	78	122	202	348
	2	0	0	0	11	47	85	139	198	288	447	683
	3	0	0	4	40	92	148	227	311	447	683	1,057
	5	0	1	39	97	173	265	382	510	744	1,125	1,950
	10	21	49	114	198	315	464	615	849	1,284	1,950	2,950
25年満期	1	0	0	0	0	18	43	79	123	180	288	447
	2	0	0	4	38	84	133	205	289	406	627	1,057
	3	0	0	30	82	148	222	327	449	627	1,057	1,950
	5	5	27	83	168	270	390	555	749	1,057	1,950	2,950
	10	49	105	206	349	521	733	992	1,380	2,002	2,950	4,450
30年満期	1	0	0	0	10	38	70	116	168	249	388	572
	2	0	0	27	70	126	189	280	382	572	861	1,284
	3	1	17	66	131	211	306	440	590	861	1,284	2,002
	5	27	64	144	251	377	535	748	993	1,380	2,002	2,950
	10	96	183	334	524	749	1,044	1,416	1,924	2,664	3,950	5,850

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

特定疾病保障定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(女性) (特約保険金1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢*			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	67
	3	0	0	13	124
	5	0	10	45	200
15年満期	1	0	0	0	49
	2	0	0	24	168
	3	0	11	67	280
	5	5	56	138	469
	10	41	98	200	612
20年満期	1	0	0	3	107
	2	0	7	79	287
	3	0	46	151	461
	5	38	116	282	783
	10	110	225	512	1,324
25年満期	1	0	0	37	168
	2	0	36	149	411
	3	20	91	257	650
	5	80	192	462	1,109
	10	199	385	902	2,067
30年満期	1	0	0	76	249
	2	7	77	227	572
	3	49	152	377	890
	5	130	297	668	1,324
	10	303	608	1,345	2,850

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕

特定疾病保障定期保険特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
(女性) (特約保険金1万円に対する金額)

保険期間	払込年数	契約年齢*										
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
10年満期	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	63
	2	0	0	0	0	0	0	0	11	30	85	158
	3	0	0	0	0	0	3	18	32	59	138	232
	5	0	0	0	1	12	23	41	58	96	205	311
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	3	27	72	135
	2	0	0	0	0	0	10	28	49	97	185	303
	3	0	0	4	20	36	60	91	161	291	456	705
	5	0	0	12	33	54	79	113	158	272	471	705
	10	16	27	46	67	89	120	155	218	389	606	940
20年満期	1	0	0	0	0	0	8	29	66	128	215	348
	2	0	0	2	18	34	60	103	177	300	466	775
	3	0	0	6	26	48	72	110	173	284	466	775
	5	0	14	40	70	103	141	198	300	483	775	1,301
	10	39	65	103	144	192	253	340	526	855	1,301	2,161
25年満期	1	0	0	0	0	8	30	62	111	169	269	423
	2	0	0	18	39	63	106	169	269	423	663	1,057
	3	0	3	25	51	81	116	179	273	423	663	1,057
	5	16	38	71	112	158	215	316	471	724	1,057	1,950
	10	71	113	170	235	309	411	592	897	1,387	2,002	2,950
30年満期	1	0	0	0	0	8	27	57	98	169	269	423
	2	0	0	15	37	64	101	160	243	386	627	1,057
	3	2	19	47	79	118	174	261	386	627	1,057	1,950
	5	36	65	109	160	222	314	457	666	1,057	1,950	2,950
	10	113	171	248	336	445	623	897	1,321	2,002	2,950	4,450

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 特定疾病保障定期保険特約

特定臓器治療特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 特定疾病保障定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
 （男性） （特約保険金1万円に対する金額）

保険期間	払込年数	契約年齢※										
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
10年満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	4	35	55	82	156	268
	3	0	0	0	0	6	26	67	92	132	234	390
	5	0	0	0	6	26	54	105	131	193	329	536
	9	0	0	0	9	16	30	47	58	91	154	258
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	21	41	71	134	224
	2	0	0	0	0	16	45	87	123	184	307	483
	3	0	0	0	12	45	88	146	195	288	467	723
	5	0	0	10	48	93	160	242	310	464	740	1,137
	10	7	17	49	90	141	228	299	400	623	992	1,577
20年満期	1	0	0	0	0	1	21	50	81	128	211	
	2	0	0	0	14	50	90	145	205	301	465	
	3	0	0	7	45	97	156	235	320	467	710	
	5	0	4	44	104	181	276	393	527	776	1,167	
	10	22	55	121	208	330	478	632	883	1,340	2,025	
25年満期	1	0	0	0	0	20	46	84	127	187		
	2	0	0	7	43	89	140	213	298	421		
	3	0	0	35	89	155	231	339	463	650		
	5	5	32	90	178	280	405	572	772	1,095		
	10	53	114	219	365	540	756	1,023	1,431	2,074		
30年満期	1	0	0	0	13	41	74	121	173			
	2	0	0	31	75	131	197	290	392			
	3	0	21	72	138	220	319	455	606			
	5	28	71	153	263	390	555	771	1,020			
	10	101	195	352	544	775	1,078	1,459	1,984			

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 特定疾病保障定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
 （女性） （特約保険金1万円に対する金額）

保険期間	払込年数	契約年齢※										
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
10年満期	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	27	67	
	3	0	0	0	0	0	0	1	12	33	93	163
	5	0	0	0	3	13	24	42	60	103	218	322
	9	0	0	2	6	10	15	22	30	53	100	148
15年満期	1	0	0	0	0	0	0	0	4	30	77	141
	2	0	0	0	0	0	12	29	52	104	196	315
	3	0	0	0	6	21	38	62	95	172	306	472
	5	0	0	14	35	56	82	116	166	289	493	732
	10	17	28	48	69	91	123	159	230	411	630	986
20年満期	1	0	0	0	0	0	9	32	71	136		
	2	0	0	0	3	19	36	64	109	187	315	
	3	0	0	8	28	51	76	115	182	298	488	
	5	1	17	42	73	106	146	206	314	507	808	
	10	41	68	107	149	198	261	352	553	894	1,354	
25年満期	1	0	0	0	0	10	33	66	118			
	2	0	0	2	20	41	66	111	177	282		
	3	0	5	27	54	84	121	187	285	443		
	5	17	41	75	117	162	223	329	491	756		
	10	75	119	176	241	317	425	617	938	1,446		
30年満期	1	0	0	0	0	10	30	60	104			
	2	0	0	17	39	67	106	167	254			
	3	4	22	50	83	123	181	272	402			
	5	38	69	113	166	229	327	475	692			
	10	118	178	257	346	459	646	931	1,375			

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 特定臓器治療特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （特定臓器治療給付金額10万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0
	14	0	0	0	0	0
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0
	19	0	0	0	0	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 特定臓器治療特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合、主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合ともに）
 （特定臓器治療給付金額10万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0
	14	0	0	0	0	0
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0
	19	0	0	0	0	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 特定疾病保障定期保険特約・特定臓器治療特約

家族定期保険特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 家族定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （被保険者が配偶者で女性の場合）（特約保険金額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※		
		30歳	40歳	50歳
10年	年	円	円	円
	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	0
	5	0	0	0
15年	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	0
	5	0	0	8
	10	0	10	46
20年	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	5
	5	0	0	55
	10	0	41	146
25年	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	0
	5	0	0	0
	10	15	49	159
30年	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	0
	5	0	0	0
	10	6	16	53

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）被保険者が子の場合は解約返戻金はありません。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 家族定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （被保険者が配偶者で男性の場合）（特約保険金額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※		
		30歳	40歳	50歳
10年	年	円	円	円
	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	4
	5	0	0	38
15年	1	0	0	0
	2	0	0	10
	3	0	0	50
	5	0	7	117
	10	0	45	169
20年	1	0	0	0
	2	0	0	52
	3	0	4	114
	5	0	53	226
	10	24	142	401
25年	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	0
	5	0	0	0
	10	40	154	379
30年	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	0
	5	0	0	0
	10	13	49	120

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）被保険者が子の場合は解約返戻金はありません。

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕
 家族定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合）
 （被保険者が配偶者で女性の場合）（特約保険金額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※							
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	
10年	年	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	
15年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	6	13	18	
	10	6	10	14	23	36	38	52	
20年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	5	18	
	5	0	0	0	8	23	35	57	
	10	15	22	34	54	71	85	135	
25年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	1	19	
	3	0	0	0	0	7	24	52	
	5	0	0	9	23	42	69	115	
	10	25	40	60	85	113	155	258	
30年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	20	54	
	3	0	0	0	5	24	53	106	
	5	0	8	22	41	71	118	206	
	10	40	62	88	122	174	259	450	
35年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	
	10	53	82	116	156	218	351	635	
40年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	
	10	56	88	119	152	230	394	722	
45年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	
	10	43	66	81	109	182	316	604	
50年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	
	10	12	17	20	31	52	94	183	

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）被保険者が子の場合は解約返戻金はありません。

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕
 家族定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合）
 （被保険者が配偶者で男性の場合）（特約保険金額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※							
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	
10年	年	円	円	円	円	円	円	円	
	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	9	
	5	0	0	0	0	0	15	30	
15年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	1	19	
	3	0	0	0	0	4	24	49	
	5	0	0	0	9	33	62	98	
	10	3	11	23	43	70	101	144	
20年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	3	24	57	
	3	0	0	0	4	28	58	106	
	5	0	0	10	37	74	120	196	
	10	11	29	59	102	157	225	355	
25年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	25	57	106	184	
	5	0	5	33	72	124	203	329	
	10	25	58	108	175	262	400	639	
30年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	22	56	108	
	3	0	0	0	0	25	57	106	
	5	0	0	18	50	98	172	283	
	10	49	100	170	266	411	637	1,000	
35年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	25	63	115	194	314	498	
	10	73	140	232	353	544	861	1,392	
40年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	
	10	85	156	250	370	582	961	1,559	
45年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	
	10	70	122	187	275	464	771	1,273	
50年	1	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	
	10	20	33	50	77	135	222	385	

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）被保険者が子の場合は解約返戻金はありません。



家族生活保障特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 Aタイプ(歳満了確定年金)[払込期間満了時タイプ(10年保証付)]
 (男性) (年金年額1万円について)

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※			
			30歳	40歳	50歳	60歳
20年払込	10年満了	年1	円	円	円	円
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		5	0	0	0	0
		9	0	0	1	2
	15年満了	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		5	0	0	7	13
		10	7	11	25	38
30年払込	10年満了	年1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	6
		5	0	0	10	24
		9	16	23	36	56
	15年満了	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	6
		5	0	0	7	13
		10	14	20	33	50
30年払込	10年満了	年1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	6
		5	0	0	10	24
		9	16	23	36	56
	15年満了	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	6
		5	0	0	7	13
		10	14	20	33	50

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 (注) 主契約払込期間とは、契約更新時における主契約払込期間の残期間をいいます。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 Aタイプ(歳満了確定年金)[払込期間満了時タイプ(10年保証付)]
 (女性) (年金年額1万円について)

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※			
			30歳	40歳	50歳	60歳
20年払込	10年満了	年1	円	円	円	円
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		5	0	0	0	0
		9	0	0	0	34
	15年満了	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		5	0	0	0	477
		10	0	0	0	1,239
30年払込	10年満了	年1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		5	0	0	0	0
		9	0	0	69	623
	15年満了	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		5	0	0	0	0
		10	0	0	55	73

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 (注) 主契約払込期間とは、契約更新時における主契約払込期間の残期間をいいます。

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕
 家族定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 (主契約に年齢の計算に関する特別を付加した場合)
 (被保険者が配偶者で女性の場合) (特約保険金額1万円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※						
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
10年	年1	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	1	2	2
15年	1	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	7	13	20
	10	7	11	15	25	37	56	81
20年	1	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	6	20
	5	0	0	0	10	24	37	61
	10	16	23	36	56	72	88	143
25年	1	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	2	22
	3	0	0	0	0	9	26	57
	5	0	0	11	25	45	72	123
	10	27	41	63	88	116	162	275
30年	1	0	0	0	0	0	0	5
	2	0	0	0	0	1	22	60
	3	0	0	0	7	26	57	114
	5	0	10	24	43	75	124	220
	10	42	65	91	126	180	273	480

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕
 家族定期保険特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 (主契約に年齢の計算に関する特別を付加した場合)
 (被保険者が配偶者で男性の場合) (特約保険金額1万円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※						
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
10年	年1	円	円	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	10
	5	0	0	0	1	16	32	51
	9	0	0	0	2	6	12	18
15年	1	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	3	21	36
	3	0	0	0	6	26	52	77
	5	0	0	12	36	66	103	154
	10	3	12	25	45	73	105	152
20年	1	0	0	0	0	0	0	7
	2	0	0	0	5	26	61	96
	3	0	0	6	31	62	113	164
	5	0	12	41	78	126	207	297
	10	12	32	62	107	163	234	375
25年	1	0	0	0	0	0	6	33
	2	0	0	2	25	60	115	174
	3	0	0	27	61	113	194	281
	5	0	8	36	77	130	214	346
	10	28	63	114	183	273	419	672
30年	1	0	0	0	0	2	28	67
	2	0	0	19	54	105	181	297
	3	0	20	54	105	181	297	461
	5	0	28	67	122	204	330	521
	10	53	106	179	277	430	666	1,048

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金
例表

家族定期保険特約・家族生活保障特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 Aタイプ（歳満了確定年金）〔払込期間満了時タイプ（10年保証付）〕
 （男性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※			
			30歳	40歳	50歳	60歳
15年払込	15年満了	年1	円	円	円	円
		2	0	0	0	0
		3	0	0	409	0
		5	0	0	113	1,009
		10	0	319	687	2,208
20年払込	20年満了	14	22	161	496	1,533
		1	0	0	0	73
		2	0	0	0	1,055
		3	0	0	404	1,983
		5	0	0	1,149	3,702
25年払込	25年満了	10	0	752	2,472	7,630
		15	205	1,147	2,876	9,092
		19	90	398	983	3,215
		1	0	0	0	0
		2	0	0	441	0
30年払込	30年満了	3	0	0	1,139	2,386
		5	0	402	2,386	4,491
		10	39	1,484	4,491	5,932
		15	459	2,289	5,932	11,004
		20	630	2,215	6,026	12,760
25年払込	25年満了	24	226	674	1,968	3,848
		1	0	0	36	0
		2	0	0	1,234	0
		3	0	278	2,385	0
		5	0	1,151	4,502	0
30年払込	30年満了	10	578	2,962	8,443	0
		15	1,177	4,181	11,004	0
		20	1,570	4,588	12,760	0
		25	1,575	3,998	11,895	0
		29	487	1,222	3,848	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 Aタイプ（歳満了確定年金）〔払込期間満了時タイプ（10年保証付）〕
 （女性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※			
			30歳	40歳	50歳	60歳
15年払込	15年満了	年1	円	円	円	円
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	243
		5	0	0	0	958
		10	0	15	292	2,024
20年払込	20年満了	14	0	38	153	789
		1	0	0	0	0
		2	0	0	0	280
		3	0	0	0	881
		5	0	0	0	2,014
25年払込	25年満了	10	0	0	601	4,456
		15	17	246	1,094	5,261
		19	32	106	416	1,833
		1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
30年払込	30年満了	3	0	0	0	0
		5	0	0	358	0
		10	0	51	1,525	0
		15	32	411	2,591	0
		20	216	609	2,883	0
25年払込	25年満了	24	79	219	971	0
		1	0	0	0	0
		2	0	0	446	0
		3	0	0	1,474	0
		5	0	0	3,759	0
30年払込	30年満了	10	0	575	5,663	0
		15	177	1,033	6,994	0
		20	404	1,420	6,611	0
		25	472	1,523	6,611	0
		29	153	506	2,125	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 Bタイプ（年満了確定年金）〔10年確定タイプ〕
 （男性）（年金年額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		30歳	40歳	50歳	60歳	
10年満了	9	年1	円	円	円	円
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	270
		5	0	0	35	667
		9	0	19	233	1,164
15年満了	14	1	0	0	0	180
		2	0	0	94	1,064
		3	0	0	474	1,874
		5	0	62	1,106	3,240
		10	0	423	1,592	4,583
20年満了	19	14	35	183	542	1,654
		1	0	0	0	709
		2	0	0	494	2,137
		3	0	38	1,080	3,507
		5	0	500	2,138	6,048
25年満了	19	10	231	1,343	3,791	10,782
		15	373	1,456	3,576	10,815
		19	125	462	1,132	3,604
		1	0	0	158	0
		2	0	16	1,054	0
30年満了	24	3	0	388	1,928	0
		5	2	1,093	3,583	0
		10	655	2,587	6,871	0
		15	1,039	3,427	8,584	0
		20	933	2,813	7,447	0
30年満了	29	24	289	800	2,277	0
		1	0	0	519	0
		2	0	318	1,784	0
		3	0	844	3,034	0
		5	340	1,868	5,465	0
30年満了	29	10	1,361	4,210	10,883	0
		15	2,146	5,998	15,106	0
		20	2,484	6,484	17,146	0
		25	2,053	5,005	14,291	0
		29	587	1,436	4,390	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 Bタイプ（年満了確定年金）〔10年確定タイプ〕
 （女性）（年金年額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		30歳	40歳	50歳	60歳	
10年満了	9	年1	円	円	円	円
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	43
		5	0	0	0	383
		9	0	0	27	267
15年満了	14	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	217
		3	0	0	0	670
		5	0	0	73	1,452
		10	0	92	432	2,283
20年満了	19	14	1	54	182	844
		1	0	0	0	72
		2	0	0	0	884
		3	0	0	49	1,680
		5	0	0	523	3,174
25年満了	19	10	0	387	1,378	5,964
		15	140	463	1,501	6,063
		19	58	151	501	2,006
		1	0	0	0	0
		2	0	0	91	0
30年満了	24	3	0	0	500	0
		5	0	153	1,288	0
		10	195	845	2,985	0
		15	451	1,184	4,052	0
		20	435	1,013	3,653	0
30年満了	29	24	125	303	1,134	0
		1	0	0	0	0
		2	0	0	554	0
		3	0	19	1,201	0
		5	0	507	2,478	0
30年満了	29	10	478	1,583	5,486	0
		15	893	2,345	8,023	0
		20	1,051	2,644	9,338	0
		25	810	2,164	7,857	0
		29	223	640	2,394	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢



〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕
家族生活保障特約

特約年金の未払年金の現価率

契約年金の支払残存回数	年金一括受取現価率
39	30.0931
38	29.5195
37	28.9373
36	28.3464
35	27.7465
34	27.1377
33	26.5198
32	25.8926
31	25.2560
30	24.6098
29	23.9540
28	23.2883
27	22.6126
26	21.9268
25	21.2307
24	20.5242
23	19.8070
22	19.0791
21	18.3403
20	17.5904
19	16.8293
18	16.0567
17	15.2726
16	14.4767
15	13.6688
14	12.8488
13	12.0166
12	11.1718
11	10.3144
10	9.4441
9	8.5608
8	7.6642
7	6.7542
6	5.8305
5	4.8929
4	3.9413
3	2.9754
2	1.9951
1	1.0000

特約年金の死亡一括受取時の現価率

年金回数	死亡一括受取現価率
10	9.4441
11	10.3144
12	11.1718
13	12.0166
14	12.8488
15	13.6688
16	14.4767
17	15.2726
18	16.0567
19	16.8293
20	17.5904
21	18.3403
22	19.0791
23	19.8070
24	20.5242
25	21.2307
26	21.9268
27	22.6126
28	23.2883
29	23.9540
30	24.6098
31	25.2560
32	25.8926
33	26.5198
34	27.1377
35	27.7465
36	28.3464
37	28.9373
38	29.5195
39	30.0931
40	30.6582

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
Aタイプ（歳満了確定年金）（払込期間満了時タイプ（10年保証付））
（男性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込回数	契約年齢※												
			15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳			
20年払込	10年満了	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	240	
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	451	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	203	919
		5	0	0	0	0	0	0	0	129	225	618	1,695		
		10	0	0	0	79	211	368	491	631	1,356	2,509			
14	0	0	12	47	93	151	201	306	620	1,052					
30年払込	10年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9	0	0	0	0	0	0	0	0	27	97	150		
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		10	0	0	27	195	435	739	1,022	1,372	273	418			
14	0	0	14	63	129	208	273	418							

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）主契約払込期間とは、契約更新時における主契約払込期間の残期間をいいます。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
Aタイプ（歳満了確定年金）（払込期間満了時タイプ（10年保証付））
（女性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込回数	契約年齢※												
			15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳			
20年払込	10年満了	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	462
		10	1	10	32	43	95	160	90	98	440	1,012			
14	5	9	17	25	48	64	47	93	216	463					
30年払込	10年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		10	19	40	82	113	215	348	276	343					
14	6	11	22	32	65	85	55	122							

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）主契約払込期間とは、契約更新時における主契約払込期間の残期間をいいます。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
Aタイプ（歳満了確定年金）（払込期間満了時タイプ（10年保証付））
（男性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込回数	契約年齢※												
			15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳			
15年払込	15年満了	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	633		
		5	0	0	0	0	0	0	0	20	147	450	1,194		
		10	5	0	67	181	351	583	832	1,163	1,093	2,303			
		14	2	5	30	68	123	196	272	418	790	1,319			
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	352	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	478	1,252	
		3	0	0	0	0	0	0	0	164	436	970	2,120		
		5	0	0	0	0	0	79	325	581	1,000	1,905	3,735		
10	0	0	96	336	663	1,031	1,414	2,250	4,098	6,974					
15	0	20	180	408	718	1,058	1,485	2,634	4,565	7,726					
19	3	20	68	134	224	320	486	893	1,499	2,657					
20年払込	20年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	352	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	478	1,252	
		3	0	0	0	0	0	0	0	164	436	970	2,120		
		5	0	0	0	0	0	79	325	581	1,000	1,905	3,735		
		10	0	0	96	336	663	1,031	1,414	2,250	4,098	6,974			
		15	0	20	180	408	718	1,058	1,485	2,634	4,565	7,726			
		19	3	20	68	134	224	320	486	893	1,499	2,657			
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	271	
		2	0	0	0	0	0	0	0	170	533	1,155			
		3	0	0	0	0	0	0	202	549	1,074	2,006			
5	0	0	0	0	0	322	702	1,235	2,058	3,618					
10	0	0	209	619	1,120	1,674	2,512	4,063	7,106						
15	0	21	374	839	1,385	1,978	3,110	5,413	9,153						
20	13	141	428	810	1,245	1,784	3,092	5,272	8,917						
24	19	60	138	244	359	549	991	1,653	2,924						
30年払込	30年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	259				
		2	0	0	0	0	0	0	175	588	1,206				
		3	0	0	0	0	0	167	604	1,210	2,113				
		5	0	0	0	0	243	730	1,409	2,366	3,809				
		10	0	1	514	1,154	1,939	3,038	4,656	7,406					
		15	0	155	769	1,517	2,389	3,671	5,846	9,815					
		20	25	337	944	1,662	2,479	3,924	6,667	11,066					
		25	144	408	865	1,391	2,049	3,525	5,946	9,963					
		29	60	134	255	390	605	1,083	1,799	3,158					

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 家族生活保障特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合）
 Aタイプ（歳満了確定年金）〔払込期間満了時タイプ（10年保証付）〕
 （女性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※													
			15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳				
15年払込	15年満了	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17		
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	275		
		10	29	46	78	108	187	292	290	381	813	1,552				
		14	11	16	27	38	67	92	88	152	294	577				
		20年払込	20年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	329
				3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	760
				5	0	0	0	0	0	0	0	0	18	494	1,571	
				10	35	65	114	186	319	400	392	678	1,584	3,350		
				15	53	87	130	224	353	380	479	925	1,842	3,827		
				19	18	29	43	75	104	107	173	317	638	1,322		
				25年払込	25年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0					0	0	0	0	0	0	0	0	139		
3	0					0	0	0	0	0	0	0	3	537		
5	0					0	0	0	0	63	176	380	1,338			
10	54					100	193	316	455	570	698	1,335	3,163			
15	86					142	249	423	546	605	954	1,972	4,264			
20	98					145	258	408	457	591	1,071	2,047	4,314			
24	31	46	82			116	123	196	348	682	1,426					
30年払込	30年満了	1	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0			0	0	0	0	0	0	0	0	88		
		3	0			0	0	0	0	0	0	128	469			
		5	0			0	0	0	80	318	607	1,193				
		10	114			209	373	533	758	1,071	1,517	2,963				
		15	150			266	459	664	860	1,146	1,972	4,180				
		20	177	300	523	692	808	1,267	2,418	4,977						
		25	163	284	460	534	698	1,236	2,283	4,694						
		29	50	87	127	139	219	382	732	1,508						

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合）
 Bタイプ（年満了確定年金）〔10年確定タイプ〕
 （男性）（年金年額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※												
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳			
10年満了	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	405		
	5	0	0	0	0	0	0	0	85	248	753			
	9	0	0	0	0	0	11	51	105	159	282	591		
15年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	349		
	2	0	0	0	0	0	0	0	11	174	482	1,121		
	3	0	0	0	0	0	36	222	452	903	1,843			
	5	0	0	0	0	87	308	581	909	1,626	3,080			
	10	27	25	101	218	399	653	944	1,341	2,426	4,143			
	14	7	12	37	76	132	211	296	456	848	1,407			
	20年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	43	311	794		
		2	0	0	0	0	0	27	219	529	1,060	2,024		
		3	0	0	0	0	38	259	539	990	1,782	3,217		
		5	0	0	0	90	346	688	1,120	1,827	3,130	5,443		
		10	63	98	274	545	944	1,457	2,089	3,305	5,677	9,364		
		15	56	115	274	517	866	1,283	1,842	3,195	5,414	9,033		
		19	18	40	87	157	255	367	562	1,013	1,683	2,949		
		25年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	32	279	673	
2			0	0	0	0	0	207	517	1,006	1,793			
3			0	0	0	1	228	531	991	1,713	2,895			
5			0	0	49	307	670	1,152	1,890	3,063	5,036			
10			130	235	543	1,001	1,628	2,437	3,725	5,949	9,797			
15			162	331	699	1,239	1,951	2,849	4,475	7,495	12,275			
20			148	304	598	1,021	1,543	2,245	3,818	6,391	10,624			
24	47		94	174	288	422	647	1,145	1,896	3,306				
30年満了	1		0	0	0	0	0	0	230	578				
	2		0	0	0	0	155	460	917	1,611				
	3		0	0	0	164	463	916	1,598	2,631				
	5		0	0	232	584	1,070	1,806	2,924	4,631				
	10		248	457	927	1,584	2,470	3,821	5,923	9,304				
	15		349	680	1,305	2,162	3,289	5,058	8,011	12,953				
	20	410	794	1,452	2,324	3,445	5,412	8,945	14,505					
	25	345	648	1,132	1,740	2,561	4,316	7,171	11,844					
	29	102	184	311	463	713	1,252	2,065	3,578					

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合）
 Bタイプ（年満了確定年金）〔10年確定タイプ〕
 （女性）（年金年額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※												
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳			
10年満了	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	335	
	9	0	0	0	0	0	0	0	8	23	17	83	196	
	15年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	257
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	584
		5	0	0	0	0	0	0	0	54	122	165	486	1,144
10		37	59	95	131	219	337	357	482	947	1,732			
14		12	19	30	43	73	101	102	173	322	615			
20年満了		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	145
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197	741
		3	0	0	0	0	0	0	0	44	168	520	1,318	
		5	0	0	0	0	0	77	210	328	529	1,141	2,398	
		10	89	138	208	316	503	664	790	1,252	2,338	4,418		
		15	81	125	180	293	450	519	689	1,228	2,241	4,396		
		19	23	37	53	89	124	136	217	381	723	1,444		
		25年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2		0	0	0	0	0	0	0	65	227	485	1,119	
	3		0	0	0	0	0	0	0	0	5	179	592	
	5		0	0	0	0	87	215	394	638	1,070	2,162		
	10		158	236	368	560	793	1,051	1,445	2,397	4,506			
	15		190	280	431	678	909	1,133	1,731	3,054	5,733			
	20		152	217	353	542	618	870	1,480	2,620	5,096			
24	42		61	101	144	163	254	434	803	1,594				
30年満了	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
	2		0	0	0	0	0	0	0	0	183	506		
	3		0	0	0	0	0	50	223	496	982			
	5		0	0	78	209	378	663	1,096	1,916				
	10		244	374	578	816	1,136	1,618	2,413	4,186				
	15		325	496	763	1,082	1,451	2,033	3,268	5,911				
	20	342	521	819	1,110	1,413	2,142	3,665	6,717					
	25	249	400	616	753	1,017	1,697	2,943	5,621					
	29	68	111	159	185	285	479	871	1,707					

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加した場合）
 Aタイプ（歳満了確定年金）〔払込期間満了時タイプ（10年保証付）〕
 （男性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※													
			15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳				
10年満了	10年満了	年1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10		
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	275		
		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	596		
15年払込	15年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	521		
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	251	1,016		
		5	0	0	0	0	0	0	0	8	140	243	699	1,820		
		10	0	0	0	0	92	226	383	500	671	1,465	2,631			
		14	0	0	15	51	99	157	206	329	658	1,112				
		20年払込	20年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				5	0	0	0	0								

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加した場合）
 Aタイプ（歳満了確定年金）（払込期間満了時タイプ（10年保証付））
 （女性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※																				
			15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳											
20年払込	15年満了	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	524
30年払込	15年満了	10	0	13	35	46	103	161	80	122	486	1,102											
		14	5	10	17	26	50	63	48	103	230	500											
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年払込	15年満了	10	18	45	88	119	230	352	263	388													
		14	5	12	22	35	68	84	56	136													

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）主契約払込期間とは、契約更新時における主契約払込期間の残期間をいいます。

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加した場合）
 Aタイプ（歳満了確定年金）（払込期間満了時タイプ（10年保証付））
 （男性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※																					
			15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳												
20年払込	15年満了	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		10	0	0	76	197	372	608	858	1,226	2,295	3,921												
		14	1	6	33	73	130	204	281	447	835	1,393												
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年払込	20年満了	10	0	0	117	367	700	1,067	1,469	2,390	4,341	7,320												
		15	0	31	202	436	753	1,092	1,561	2,801	4,805	8,152												
		19	3	23	74	143	234	330	517	943	1,585	2,816												
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		10	0	41	574	1,229	2,034	3,176	4,869	7,798														
		15	0	206	843	1,600	2,496	3,845	6,153	10,339														
30年払込	25年満了	20	39	390	1,014	1,740	2,587	4,141	7,028	11,630														
		25	161	448	918	1,447	2,153	3,733	6,251	10,514														
		29	66	145	268	405	642	1,142	1,900	3,347														

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特別を付加した場合）
 Aタイプ（歳満了確定年金）（払込期間満了時タイプ（10年保証付））
 （女性）（年金年額1万円について）

主契約払込期間	保険期間	払込年数	契約年齢※																					
			15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳												
15年払込	15年満了	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		10	28	49	82	113	198	298	287	413	870	1,668												
		14	11	17	27	40	70	92	91	164	311	620												
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		10	35	72	122	197	332	400	401	742	1,720	3,610												
		15	55	93	138	238	362	380	511	990	1,990	4,115												
		19	18	29	45	78	105	110	184	336	688	1,422												
		20年払込	20年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	35			72	122	197	332	400	401	742	1,720	3,610												
15	55			93	138	238	362	380	511	990	1,990	4,115												
19	18			29	45	78	105	110	184	336	688	1,422												
1	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	55			111	208	331	467	580	728	1,467	3,431	6,610												
15	90			154	266	442	551	621	1,024	2,137	4,613	8,650												
20	102			154	274	419	459	627	1,139	2,212	4,650	8,650												
24	31	49	86	117	127	208	367	735	1,538															
30年払込	30年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		10	118	228	394	552	787	1,105	1,603	3,220	6,220	11,610												
		15	159	289	482	684	882	1,194	2,129	4,522	8,650	15,378												
		20	187	322	547	702	833	1,350	2,601	5,378	9,650	17,625												
		25	171	303	474	538	738	1,311	2,457	5,058	9,650	17,625												
		29	52	92	129	143	232	404	787	1,625														

終身特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
 Bタイプ（年満了確定年金）〔10年確定タイプ〕
 （女性）（年金年額1万円について）

保険期間	払込年数	契約年齢※												
		15歳 20歳 25歳 30歳 35歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳												
		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳			
10年満了	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	366	
	9	0	0	0	0	0	10	23	20	93	208			
	15年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171	642	
5		0	0	0	0	0	65	124	181	541	1,231			
10		38	62	99	137	231	344	357	518	1,007	1,855			
14		13	20	31	45	77	102	105	185	340	660			
20年満了		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	182	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	239	814		
		3	0	0	0	0	0	0	54	189	582	1,425		
	5	0	0	0	0	90	222	341	567	1,242	2,570			
	10	91	146	218	332	523	674	815	1,333	2,496	4,725			
	15	84	131	188	309	462	524	729	1,302	2,402	4,709			
	19	24	37	56	93	126	140	230	402	775	1,550			
	25年満了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97		
		2	0	0	0	0	0	0	18	207	660			
3		0	0	0	0	0	79	246	528	1,221				
5		0	0	0	100	229	416	668	1,144	2,330				
10		163	249	386	583	816	1,082	1,507	2,555	4,810				
15		197	293	453	704	927	1,171	1,828	3,253	6,133				
20		158	227	372	557	656	916	1,563	2,802	5,460				
24		43	64	106	146	168	269	457	860	1,712				
30年満了		1	0	0	0	0	0	0	0	0	48			
	2	0	0	0	0	0	12	207	556					
	3	0	0	0	0	62	246	533	1,057					
	5	0	0	91	224	401	699	1,156	2,045					
	10	252	393	603	843	1,177	1,679	2,537	4,461					
	15	338	521	795	1,115	1,497	2,118	3,465	6,297					
	20	356	547	852	1,135	1,461	2,256	3,890	7,175					
	25	260	421	635	766	1,069	1,789	3,140	6,016					
	29	71	116	162	191	301	504	932	1,831					

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当定期保険」の場合〕
 家族生活保障特約

特約年金の未払年金の現価率

契約年金の支払残存回数	年金一括受取現価率
39	28.3907
38	27.8875
37	27.3749
36	26.8528
35	26.3211
34	25.7795
33	25.2280
32	24.6662
31	24.0940
30	23.5112
29	22.9177
28	22.3132
27	21.6975
26	21.0704
25	20.4317
24	19.7812
23	19.1186
22	18.4438
21	17.7565
20	17.0565
19	16.3436
18	15.6174
17	14.8778
16	14.1246
15	13.3574
14	12.5760
13	11.7802
12	10.9696
11	10.1440
10	9.3032
9	8.4468
8	7.5746
7	6.6862
6	5.7814
5	4.8598
4	3.9213
3	2.9653
2	1.9917
1	1.0000

特約年金の死亡一括受取時の現価率

年金回数	死亡一括受取現価率
10	9.3032
11	10.1440
12	10.9696
13	11.7802
14	12.5760
15	13.3574
16	14.1246
17	14.8778
18	15.6174
19	16.3436
20	17.0565
21	17.7565
22	18.4438
23	19.1186
24	19.7812
25	20.4317
26	21.0704
27	21.6975
28	22.3132
29	22.9177
30	23.5112
31	24.0940
32	24.6662
33	25.2280
34	25.7795
35	26.3211
36	26.8528
37	27.3749
38	27.8875
39	28.3907
40	28.8849

終身特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （男性）（特約保険金額1万円について）

保険料払込期間	経過年数	契約年齢※					
		30歳 35歳 40歳 45歳 50歳 55歳					
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
5年払込	年	円	円	円	円	円	円
	1	1,000	1,065	1,132	1,200	1,269	1,335
	2	2,219	2,349	2,484	2,622	2,763	2,898
	3	3,457	3,654	3,859	4,069	4,284	4,491
	5	5,991	6,325	6,675	7,037	7,410	7,780
	10	6,325	6,675	7,037	7,410	7,780	8,148
	15	6,675	7,037	7,410	7,780	8,148	8,508
	20	7,037	7,410	7,780	8,148	8,508	8,846
	30	7,780	8,148	8,508	8,846	9,147	9,399
	40	8,508	8,846	9,147	9,399	9,597	9,742
50	9,147	9,399	9,597	9,742	9,840	9,910	
10年払込	1	408	442	476	509	543	573
	2	1,026	1,093	1,161	1,228	1,297	1,355
	3	1,654	1,754	1,857	1,958	2,061	2,149
	5	2,938	3,107	3,279	3,452	3,626	3,776
	10	6,325	6,675	7,037	7,410	7,780	8,148
	15	6,675	7,037	7,410	7,780	8,148	8,508
	20	7,037	7,410	7,780	8,148	8,508	8,846
	30	7,780	8,148	8,508	8,846	9,147	9,399
	40	8,508	8,846	9,147	9,399	9,597	9,742
	50	9,147	9,399	9,597	9,742	9,840	9,910
15年払込	1	212	235	258	281	305	324
	2	630	677	723	768	816	853
	3	1,055	1,125	1,194	1,261	1,333	1,387
	5	1,924	2,039	2,155	2,269	2,385	2,471
	10	4,211	4,444	4,680	4,917	5,136	5,331
	15	6,675	7,037	7,410	7,780	8,148	8,508
	20	7,037	7,410	7,780	8,148	8,508	8,846
	30	7,780	8,148	8,508	8,846	9,147	9,399
	40	8,508	8,846	9,147	9,399	9,597	9,742
	50	9,147	9,399	9,597	9,742	9,840	9,910

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）経過年数とは、保険料払込期間中の場合、保険料を払い込んだ年月数をいいます。

終身特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
 （男性）（特約保険金額1万円について）

保険料払込期間	経過年数	契約年齢※					
		30歳 35歳 40歳 45歳 50歳 55歳					
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
20年払込	年	円	円	円	円	円	円
	1	114	133	151	169	189	206
	2	434	470	507	543	583	614
	3	758	813	867	921	980	1,024
	5	1,421	1,511	1,601	1,691	1,784	1,852
	10	3,161	3,340	3,518	3,698	3,855	3,994
	15	5,028	5,298	5,570	5,827	6,066	6,282
	20	7,037	7,410	7,780	8,148	8,508	8,846
	30	7,780	8,148	8,508	8,846	9,147	9,399
	40	8,508	8,846	9,147	9,399	9,597	9,742
50	9,147	9,399	9,597	9,742	9,840	9,910	
25年払込	1	57	73	89	105	124	143
	2	317	349	381	413	452	486
	3	582	629	677	725	781	830
	5	1,122	1,199	1,277	1,358	1,446	1,518
	10	2,539	2,689	2,840	2,995	3,133	3,275
	15	4,052	4,273	4,496	4,700	4,892	5,085
	20	5,670	5,964	6,246	6,514	6,763	6,976
	30	7,780	8,148	8,508	8,846	9,147	9,399
	40	8,508	8,846	9,147	9,399	9,597	9,742
	50	9,147	9,399	9,597	9,742	9,840	9,910
30年払込	1	19	34	49	65	86	109
	2	241	270	301	333	374	418
	3	467	510	555	603	664	726
	5	927	998	1,071	1,151	1,246	1,340
	10	2,133	2,268	2,408	2,559	2,708	2,890
	15	3,414	3,611	3,811	4,001	4,201	4,445
	20	4,776	5,031	5,269	5,500	5,735	5,976
	30	7,780	8,148	8,508	8,846	9,147	9,399
	40	8,508	8,846	9,147	9,399	9,597	9,742
	50	9,147	9,399	9,597	9,742	9,840	9,910

※契約更新時の被保険者の契約年齢
 （注）経過年数とは、保険料払込期間中の場合、保険料を払い込んだ年月数をいいます。

養老特約

終身特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)

(女性) (特約保険金額1万円について)

保険料払込期間	経過年数	契約年齢※					
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
5年払込	年	円	円	円	円	円	円
	1	928	988	1,051	1,116	1,184	1,255
	2	2,073	2,194	2,321	2,454	2,591	2,735
	3	3,235	3,419	3,611	3,813	4,022	4,240
	5	5,614	5,925	6,253	6,598	6,958	7,335
	10	5,925	6,253	6,598	6,958	7,335	7,727
	15	6,253	6,598	6,958	7,335	7,727	8,124
	20	6,598	6,958	7,335	7,727	8,124	8,514
	30	7,335	7,727	8,124	8,514	8,879	9,201
	40	8,124	8,514	8,879	9,201	9,465	9,663
50	8,879	9,201	9,465	9,663	9,797	9,879	
10年払込	1	372	403	435	467	501	535
	2	953	1,015	1,079	1,145	1,212	1,282
	3	1,543	1,635	1,732	1,832	1,934	2,040
	5	2,749	2,905	3,069	3,239	3,413	3,594
	10	5,925	6,253	6,598	6,958	7,335	7,727
	15	6,253	6,598	6,958	7,335	7,727	8,124
	20	6,598	6,958	7,335	7,727	8,124	8,514
	30	7,335	7,727	8,124	8,514	8,879	9,201
	40	8,124	8,514	8,879	9,201	9,465	9,663
	50	8,879	9,201	9,465	9,663	9,797	9,879
15年払込	1	188	209	230	252	274	298
	2	581	623	666	711	755	803
	3	980	1,043	1,109	1,176	1,243	1,315
	5	1,796	1,902	2,013	2,126	2,241	2,361
	10	3,942	4,162	4,391	4,626	4,870	5,121
	15	6,253	6,598	6,958	7,335	7,727	8,124
	20	6,598	6,958	7,335	7,727	8,124	8,514
	30	7,335	7,727	8,124	8,514	8,879	9,201
	40	8,124	8,514	8,879	9,201	9,465	9,663
	50	8,879	9,201	9,465	9,663	9,797	9,879

※契約更新時の被保険者の契約年齢
(注) 経過年数とは、保険料払込期間中の場合、保険料を払い込んだ年月数をいいます。

終身特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)

(女性) (特約保険金額1万円について)

保険料払込期間	経過年数	契約年齢※					
		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
20年払込	年	円	円	円	円	円	円
	1	96	112	129	146	163	182
	2	396	429	462	496	530	569
	3	701	749	800	851	903	961
	5	1,323	1,404	1,489	1,575	1,663	1,760
	10	2,956	3,123	3,296	3,472	3,655	3,851
	15	4,710	4,969	5,236	5,513	5,799	6,084
	20	6,598	6,958	7,335	7,727	8,124	8,514
	30	7,335	7,727	8,124	8,514	8,879	9,201
	40	8,124	8,514	8,879	9,201	9,465	9,663
50	8,879	9,201	9,465	9,663	9,797	9,879	
25年払込	1	41	55	69	83	98	117
	2	286	313	341	370	400	437
	3	534	575	616	660	705	761
	5	1,041	1,108	1,178	1,250	1,327	1,419
	10	2,369	2,506	2,648	2,792	2,949	3,132
	15	3,791	4,001	4,217	4,440	4,678	4,927
	20	5,316	5,604	5,902	6,210	6,519	6,814
	30	7,335	7,727	8,124	8,514	8,879	9,201
	40	8,124	8,514	8,879	9,201	9,465	9,663
	50	8,879	9,201	9,465	9,663	9,797	9,879
30年払込	1	5	17	30	43	58	78
	2	214	237	262	288	318	359
	3	425	460	497	537	581	643
	5	856	914	976	1,041	1,117	1,218
	10	1,983	2,101	2,225	2,355	2,507	2,707
	15	3,187	3,366	3,551	3,750	3,977	4,244
	20	4,473	4,715	4,968	5,235	5,515	5,810
	30	7,335	7,727	8,124	8,514	8,879	9,201
	40	8,124	8,514	8,879	9,201	9,465	9,663
	50	8,879	9,201	9,465	9,663	9,797	9,879

※契約更新時の被保険者の契約年齢
(注) 経過年数とは、保険料払込期間中の場合、保険料を払い込んだ年月数をいいます。

養老特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)

(男性) (特約保険金額1万円について)

保険料払込期間	払込年数	契約年齢※							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
5年満期	年	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	1,874	1,870	1,871	1,869	1,861	1,838	1,788	
	2	3,860	3,854	3,856	3,852	3,839	3,802	3,718	
	3	5,876	5,870	5,872	5,867	5,853	5,813	5,719	
10年満期	1	785	779	782	780	775	754	724	
	2	1,749	1,739	1,743	1,740	1,729	1,691	1,627	
	3	2,728	2,715	2,720	2,715	2,698	2,644	2,546	
	5	4,729	4,715	4,719	4,710	4,686	4,608	4,451	
15年満期	1	405	398	402	402	400	389	393	
	2	1,028	1,015	1,021	1,020	1,016	993	993	
	3	1,659	1,641	1,649	1,647	1,641	1,604	1,594	
	5	2,950	2,927	2,935	2,929	2,914	2,851	2,800	
20年満期	1	195	187	192	194	197	199		
	2	647	632	641	644	649	652		
	3	1,105	1,085	1,096	1,100	1,106	1,108		
	5	2,041	2,014	2,028	2,030	2,035	2,028		
25年満期	1	93	85	91	96	105	126		
	2	441	426	437	446	464	504		
	3	795	774	789	801	825	882		
	5	1,516	1,487	1,508	1,522	1,556	1,640		
30年満期	1	25	18	25	33	51			
	2	305	291	305	320	355			
	3	589	569	588	610	660			
	5	1,168	1,140	1,168	1,199	1,275			
35年満期	1	25	18	25	33	51			
	2	305	291	305	320	355			
	3	589	569	588	610	660			
	5	1,168	1,140	1,168	1,199	1,275			
40年満期	1	25	18	25	33	51			
	2	305	291	305	320	355			
	3	589	569	588	610	660			
	5	1,168	1,140	1,168	1,199	1,275			
45年満期	1	25	18	25	33	51			
	2	305	291	305	320	355			
	3	589	569	588	610	660			
	5	1,168	1,140	1,168	1,199	1,275			
50年満期	1	25	18	25	33	51			
	2	305	291	305	320	355			
	3	589	569	588	610	660			
	5	1,168	1,140	1,168	1,199	1,275			

※契約更新時の被保険者の契約年齢

養老特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)

(女性) (特約保険金額1万円について)

保険料払込期間	払込年数	契約年齢※							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
5年満期	年	円	円	円	円	円	円	円	
	1	1,874	1,873	1,873	1,871	1,866	1,857	1,833	
	2	3,860	3,859	3,858	3,855	3,847	3,833	3,793	
	3	5,876	5,875	5,874	5,870	5,862	5,848	5,801	
10年満期	1	784	783	783	782	777	770	758	
	2	1,748	1,746	1,746	1,742	1,734	1,721	1,693	
	3	2,727	2,724	2,723	2,718	2,706	2,689	2,644	
	5	4,728	4,724	4,723	4,716	4,700	4,675	4,598	
15年満期	1	404	403	403	402	399	397	405	
	2	1,025	1,023	1,024	1,021	1,014	1,010	1,020	
	3	1,656	1,653	1,653	1,649	1,638	1,633	1,640	
	5	2,945	2,940	2,940	2,933	2,917	2,906	2,892	
20年満期	1	6,339	6,336	6,333	6,322	6,299	6,266	6,157	
	2	9,245	9,244	9,243	9,239	9,230	9,210	9,136	
	3	1,193	1,192	1,193	1,193	1,191	1,197		
	5	2,034	2,030	2,032	2,027	2,016	2,041		
25年満期	1	91	90	92	92	93	111		
	2	438	436	438	439	441	476		
	3	790	787	790	791	792	845		
	5	1,508	1,504	1,509	1,508	1,510	1,592		
30年満期	1	3,397	3,394	3,398	3,391	3,390	3,507		
	2	5,434	5,432	5,429	5,414	5,406	5,481		
	3	7,630	7,627	7,621	7,604	7,582	7,558		
	5	9,511	9,510	9,508	9,502	9,489	9,452		
35年満期	1	24	23	25	27	32			
	2	301	300	304	307	318			
	3	583	581	587	591	606			
	5	1,159	1,156	1,165	1,169	1,194			
40年満期	1	2,672	2,672	2,680	2,683	2,726			
	2	4,302	4,303	4,307	4,301	4,352			
	3	6,059	6,058	6,055	6,041	6,074			
	5	9,578	9,577	9,573	9,566	9,550			

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金
例表
終身特約・養老特約

総合入院特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

総合入院特約 解約返戻金例表
(入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	105	1,021	1,657	5,227
	4	112	1,243	1,956	6,144
	5	113	1,350	2,104	6,565
	7	102	1,202	1,901	5,772
	8	75	534	985	2,588
	9	75	534	985	2,588
15年	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	86
	3	365	1,901	3,752	9,084
	4	460	2,427	4,779	11,366
	5	552	2,843	5,672	13,197
	7	727	3,331	7,015	15,388
	10	916	3,131	7,604	14,640
	13	362	941	2,577	4,644
	14	362	941	2,577	4,644
20年	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	138
	3	858	2,893	6,419	12,955
	4	1,124	3,760	8,372	16,606
	5	1,388	4,525	10,212	19,854
	7	1,916	5,729	13,522	25,039
	10	2,658	6,657	17,280	29,333
	15	2,734	5,585	15,733	25,630
	19	821	1,712	4,541	7,581

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕

総合入院特約 解約返戻金例表
(主契約に年齢の計算に関する特別を付加しない場合)
(入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※									
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
15年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	12	224	0
	3	683	351	331	950	1,732	2,246	3,497	6,206	8,489	9,846
	5	896	407	502	1,547	2,596	3,232	5,312	9,577	12,324	14,313
	10	726	317	838	2,048	2,876	3,660	7,213	11,281	13,711	16,831
20年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	122	342	0
	3	812	548	774	1,628	2,632	3,855	5,964	9,296	12,050	0
	5	1,114	742	1,255	2,701	4,129	5,974	9,528	14,881	18,467	0
	10	1,185	1,020	2,422	4,482	6,118	9,492	16,275	22,826	27,380	0
	15	725	1,109	2,508	3,867	5,181	9,430	14,860	19,380	24,015	0
25年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	193	0	0
	3	1,004	913	1,336	2,411	3,996	5,914	8,573	12,351	0	0
	5	1,442	1,362	2,211	4,032	6,450	9,483	13,985	20,123	0	0
	10	1,873	2,323	4,434	7,288	11,028	16,954	25,855	34,239	0	0
	15	1,809	3,167	5,692	8,326	13,028	21,495	30,571	38,539	0	0
30年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	1,328	1,389	2,005	3,574	5,746	8,132	11,168	0	0	0
	5	1,991	2,172	3,348	6,010	9,430	13,264	18,419	0	0	0
	10	3,026	4,024	6,824	11,458	17,331	24,995	35,386	0	0	0
	15	3,627	5,854	9,476	14,952	23,099	34,494	46,201	0	0	0
35年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	1,328	1,389	2,005	3,574	5,746	8,132	11,168	0	0	0
	5	1,991	2,172	3,348	6,010	9,430	13,264	18,419	0	0	0
	10	3,026	4,024	6,824	11,458	17,331	24,995	35,386	0	0	0
	15	3,627	5,854	9,476	14,952	23,099	34,494	46,201	0	0	0

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕

総合入院特約 解約返戻金例表
(主契約に年齢の計算に関する特別を付加した場合)
(入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※										
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
15年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	115	157	0	
	3	644	315	366	1,056	1,809	2,313	3,717	6,577	8,638	9,999	
	5	844	379	570	1,675	2,674	3,346	5,661	9,973	12,518	14,566	
	10	670	319	947	2,166	2,936	3,866	7,660	11,594	13,972	17,176	
	14	157	130	372	690	897	1,400	2,583	3,613	4,493	5,602	
	20年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	223	277
		3	769	532	837	1,755	2,754	4,012	6,259	9,724	12,232	0
5		1,057	747	1,371	2,864	4,282	6,242	10,005	15,374	18,722	0	
10		1,117	1,091	2,631	4,674	6,339	10,029	17,009	23,371	27,819	0	
15		706	1,220	2,668	3,988	5,444	9,978	15,358	19,840	24,480	0	
19		210	429	795	1,117	1,732	3,075	4,421	5,780	7,267	0	
25年		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	298	0
		3	974	918	1,419	2,577	4,190	6,133	8,920	12,807	0	0
	5	1,406	1,403	2,361	4,262	6,727	9,858	14,552	20,667	0	0	
	10	1,850	2,471	4,714	7,622	11,512	17,725	26,795	34,911	0	0	
	15	1,861	3,399	5,966	8,674	13,717	22,438	31,434	39,279	0	0	
	20	1,623	3,070	4,667	6,674	11,936	18,262	24,199	30,796	0	0	
	24	513	878	1,259	1,990	3,490	5,044	6,736	8,706	0	0	
	30年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3		1,313	1,411	2,122	3,801	5,993	8,395	11,539	0	0	0	
5		1,983	2,241	3,555	6,344	9,797	13,714	19,029	0	0	0	
10		3,060	4,232	7,227	12,013	18,008	25,933	36,429	0	0	0	
15		3,769	6,180	9,946	15,653	24,108	35,727	47,258	0	0	0	
20		4,304	6,989	10,298	16,615	26,927	37,739	48,020	0	0	0	
25		3,545	5,205	7,531	13,474	20,663	27,608	35,613	0	0	0	
29		978	1,372	2,171	3,816	5,559	7,484	9,804	0	0	0	

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表
総合入院特約

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕

手術給付特約 解約返戻金例表

(主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(男性)

(総合入院特約の入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※									
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
15年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	8	229	334	609
	3	46	95	192	348	525	878	1,392	2,311	3,441	4,860
	5	71	143	303	507	800	1,288	2,143	3,388	5,277	7,027
	10	85	200	374	617	952	1,609	2,608	4,173	6,486	7,866
20年	14	28	76	116	213	297	570	822	1,465	2,060	2,525
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	86	394	512	
	3	92	180	336	573	896	1,468	2,317	3,695	5,075	
	5	148	287	548	889	1,432	2,293	3,724	5,764	8,095	
	10	246	503	890	1,421	2,289	3,748	6,006	9,345	12,755	
25年	15	254	479	817	1,278	2,136	3,458	5,572	8,682	11,015	
	19	87	138	255	365	681	1,002	1,765	2,541	3,239	
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	6	177	508		
	3	162	301	527	887	1,393	2,242	3,467	5,062		
	5	267	493	873	1,423	2,279	3,613	5,688	8,109		
30年	10	497	934	1,573	2,548	4,079	6,553	10,227	14,450		
	15	650	1,159	1,899	3,068	4,997	7,994	12,495	17,252		
	20	555	959	1,529	2,547	4,121	6,635	10,382	13,487		
	24	154	284	418	768	1,143	1,992	2,913	3,800		
	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0	0	48	239			
30年	3	264	463	795	1,310	2,048	3,208	4,617			
	5	440	769	1,329	2,143	3,393	5,258	7,653			
	10	861	1,515	2,531	4,064	6,436	10,052	14,450			
	15	1,223	2,076	3,416	5,478	8,764	13,652	19,420			
	20	1,361	2,250	3,675	5,976	9,548	14,912	20,769			
	25	1,064	1,714	2,867	4,640	7,466	11,687	15,421			
29	306	456	835	1,253	2,170	3,198	4,238				

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕

手術給付特約 解約返戻金例表

(主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(男性)

(総合入院特約の入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※									
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
15年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	24	236	369
	3	50	102	207	363	554	918	1,474	2,403	3,606	4,918
	5	76	155	324	529	842	1,351	2,262	3,530	5,514	7,092
	10	90	220	389	654	987	1,717	2,704	4,417	6,664	7,955
20年	14	31	81	123	222	315	598	867	1,534	2,111	2,563
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	118	405	551
	3	99	191	360	595	949	1,530	2,450	3,821	5,253	
	5	160	306	584	925	1,515	2,393	3,929	5,964	8,357	
	10	267	537	937	1,488	2,410	3,937	6,293	9,724	13,008	
25年	15	278	501	868	1,327	2,275	3,593	5,896	8,940	11,216	
	19	93	146	267	386	716	1,055	1,851	2,610	3,306	
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	18	213	523		
	3	173	319	559	929	1,465	2,344	3,629	5,199		
	5	285	524	922	1,492	2,393	3,781	5,944	8,328		
30年	10	529	994	1,647	2,684	4,268	6,891	10,628	14,881		
	15	693	1,223	1,993	3,227	5,249	8,376	13,017	17,626		
	20	582	1,018	1,592	2,706	4,289	7,010	10,720	13,761		
	24	163	298	442	806	1,203	2,090	3,001	3,886		
	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0	0	73	280			
30年	3	281	488	843	1,368	2,153	3,334	4,788			
	5	469	811	1,405	2,238	3,564	5,469	7,926			
	10	915	1,599	2,663	4,258	6,747	10,482	14,893			
	15	1,301	2,178	3,601	5,729	9,213	14,190	20,023			
	20	1,437	2,363	3,868	6,271	10,009	15,531	21,267			
	25	1,130	1,787	3,044	4,832	7,883	12,079	15,767			
29	321	482	877	1,318	2,278	3,299	4,343				

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕

手術給付特約 解約返戻金例表

(主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(女性)

(総合入院特約の入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※									
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
15年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	260	252	310	369	345	386	649	1,147	1,813	2,644
	5	358	359	456	520	475	564	1,007	1,686	2,785	3,802
	10	355	401	510	524	471	722	1,232	2,098	3,399	4,142
20年	14	102	126	150	145	140	260	388	739	1,056	1,274
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	367	380	447	501	522	668	1,129	1,913	2,760	
	5	539	576	690	744	776	1,044	1,823	2,992	4,405	
	10	735	858	1,001	994	1,106	1,737	2,963	4,881	6,890	
25年	15	598	720	776	744	1,007	1,616	2,772	4,511	5,796	
	19	167	193	198	197	320	469	881	1,293	1,633	
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	485	507	574	664	765	1,069	1,770	2,724		
	5	740	792	904	1,020	1,189	1,726	2,916	4,376		
30年	10	1,156	1,310	1,452	1,576	1,977	3,178	5,280	7,829		
	15	1,262	1,434	1,488	1,664	2,389	3,911	6,484	9,290		
	20	932	1,003	1,003	1,300	1,960	3,273	5,361	7,081		
	24	237	245	251	381	541	987	1,474	1,912		
	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
30年	3	603	626	724	879	1,108	1,610	2,465			
	5	941	993	1,159	1,387	1,772	2,648	4,099			
	10	1,577	1,734	1,988	2,347	3,205	5,126	7,788			
	15	1,925	2,102	2,334	2,884	4,339	7,014	10,500			
	20	1,863	1,942	2,194	3,024	4,724	7,698	11,162			
	25	1,228	1,241	1,579	2,294	3,702	6,006	8,084			
29	292	301	439	611	1,077	1,611	2,130				

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕

手術給付特約 解約返戻金例表

(主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(女性)

(総合入院特約の入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※									
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
15年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	257	256	318	369	343	403	692	1,201	1,909	2,680
	5	355	365	467	518	472	594	1,069	1,768	2,922	3,840
	10	354	413	517	519	475	776	1,283	2,236	3,497	4,186
20年	14	103	129	150	144	146	274	412	777	1,082	1,289
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	366	385	456	501	530	697	1,202	1,989	2,868	
	5	539	586	701	743	791	1,095	1,937	3,113	4,563	
	10	741	876	1,007	990	1,147	1,834	3,125	5,103	7,039	
25年	15	609	730	775	747	1,066	1,686	2,953	4,655	5,901	
	19	170	195	197	203	335	497	928	1,328	1,663	
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	485	512	583	672	782	1,123	1,864	2,811		
	5	742	801	917	1,032	1,220	1,819	3,065	4,516		
30年	10	1,167	1,329	1,461	1,600	2,052	3,365	5,517	8,096		
	15	1,281	1,445	1,492	1,712	2,504	4,125	6,787	9,516		
	20	943	1,004	1,010	1,364	2,039</					

家族総合保障特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

家族総合保障特約 解約返戻金例表

(総合入院特約の入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10年	年	円	円	円	円
	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	181	564	982	3,075
	4	202	669	1,141	3,622
	5	208	721	1,215	3,882
	7	168	673	1,079	3,492
	9	71	314	493	1,606
	15年	1	0	0	0
2		0	0	0	0
3		330	1,104	1,973	5,645
4		403	1,396	2,476	7,098
5		460	1,638	2,901	8,293
7		527	1,979	3,493	9,871
10		525	1,920	3,583	9,665
14		205	578	1,316	3,048
20年		1	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	599	1,693	3,438	8,248
	4	764	2,188	4,450	10,618
	5	916	2,637	5,395	12,758
	7	1,175	3,404	7,065	16,327
	10	1,475	4,014	8,886	19,437
	15	1,489	3,312	8,586	16,790
	19	473	930	2,605	4,997

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕

家族総合保障特約 解約返戻金例表

(主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合)

(総合入院特約の入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※									
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
15年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	668	477	313	500	1,018	1,402	1,820	3,132	5,286	6,660
	5	916	630	437	783	1,512	2,009	2,686	4,811	7,771	9,715
	10	858	530	499	1,081	1,778	2,178	3,357	6,239	9,052	11,084
20年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	841	623	560	908	1,552	2,191	3,176	5,096	7,669	
	5	1,210	878	857	1,476	2,421	3,352	5,002	8,177	11,872	
	10	1,475	1,049	1,381	2,542	3,701	5,030	8,324	13,534	18,101	
	15	972	819	1,394	2,319	3,069	4,599	8,114	12,153	15,669	
25年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	999	844	902	1,369	2,236	3,328	4,805	7,100		
	5	1,478	1,254	1,438	2,259	3,586	5,289	7,783	11,612		
	10	2,037	1,839	2,603	4,192	6,161	9,145	14,284	20,974		
	15	1,858	2,066	3,329	4,937	6,955	11,234	17,839	24,529		
30年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	1,209	1,144	1,299	1,958	3,205	4,704	6,494			
	5	1,835	1,764	2,112	3,262	5,235	7,634	10,666			
	10	2,787	2,910	4,021	6,305	9,647	14,125	20,460			
	15	3,041	3,757	5,572	8,292	12,559	19,261	27,909			
30年	20	2,904	4,134	5,902	8,486	13,632	21,348	29,428			
	25	2,193	3,155	4,228	6,428	10,944	16,357	21,861			
	29	610	825	1,111	1,896	3,068	4,446	6,066			

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当定期保険」の場合〕

家族総合保障特約 解約返戻金例表

(主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)

(総合入院特約の入院給付日額1,000円について)

保険期間	払込年数	契約年齢※												
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳			
15年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	652	455	315	543	1,064	1,431	1,907	3,324	5,451	6,787			
	5	890	596	448	855	1,575	2,044	2,833	5,118	7,993	9,888			
	10	822	504	539	1,161	1,823	2,229	3,608	6,542	9,265	11,333			
	14	205	132	206	399	550	703	1,318	2,157	2,918	3,735			
	20年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	818	606	579	965	1,612	2,269	3,326	5,338	7,869			
		5	1,171	853	896	1,572	2,509	3,471	5,258	8,571	12,157			
		10	1,414	1,043	1,480	2,673	3,797	5,262	8,813	14,035	18,478			
		15	932	850	1,489	2,400	3,153	4,895	8,514	12,520	16,039			
	25年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3		978	839	933	1,439	2,336	3,456	4,998	7,375					
5		1,444	1,249	1,497	2,379	3,740	5,494	8,113	12,063					
10		1,985	1,874	2,746	4,373	6,402	9,561	14,938	21,608					
15		1,832	2,163	3,492	5,100	7,312	11,837	18,525	25,155					
30年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	1,197	1,148	1,342	2,062	3,347	4,868	6,714						
	5	1,815	1,775	2,193	3,439	5,461	7,901	11,043						
	10	2,765	2,979	4,208	6,607	10,040	14,676	21,221						
	15	3,063	3,906	5,806	8,648	13,123	20,089	28,783						
30年	20	2,991	4,302	6,101	8,884	14,339	22,156	30,225						
	25	2,282	3,256	4,366	6,814	11,464	16,895	22,474						
	29	632	849	1,152	1,996	3,210	4,582	6,249						

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 家族総合保障特約

在宅療養給付特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

在宅療養給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（在宅療養給付金額10,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	20	15	35	58	167
	4	12	11	26	40	116
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	58	63	149	216	604
	5	65	80	193	270	753
	9	23	33	76	125	296
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10	124	219	438	944	1,693
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	132	207	404	792	1,500
	5	191	325	626	1,250	2,292
	10	262	511	909	2,089	3,399
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	93	124	272	476	1,051
	5	124	185	402	713	1,520
	10					

長期入院特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

長期入院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	57	18	67	65	252
	4	38	12	45	44	169
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	194	63	231	224	914
	5	233	76	278	270	1,139
	9	85	28	102	100	515
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	292	152	387	541	1,828
	5	399	226	543	810	2,711
	10	347	313	557	1,149	3,470
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	362	271	536	981	3,013
	5	517	428	795	1,559	4,748
	10	592	734	1,086	2,746	7,968
	15	384	659	838	2,595	7,846
19	92	181	219	826	2,410	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

長期入院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合）
（入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	53	17	63	61	235
	4	35	12	42	41	158
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	178	61	215	217	878
	5	214	75	259	266	1,110
	9	75	33	96	120	507
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	264	149	359	532	1,772
	5	360	224	504	804	2,654
	10	307	315	520	1,159	3,447
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	327	261	499	956	2,888
	5	466	415	742	1,530	4,579
	10	530	716	1,023	2,720	7,743
	15	352	634	805	2,565	7,596
19	91	174	234	820	2,328	

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

長期入院特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）
（主契約に年齢の計算に関する特則を付加しない場合）
（入院給付日額1,000円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	53	17	62	61	235
	4	35	12	42	41	158
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	181	59	215	209	850
	5	217	71	259	252	1,062
	9	80	26	96	94	482
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	272	141	359	501	1,694
	5	372	210	505	751	2,518
	10	325	292	521	1,072	3,240
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	336	250	496	903	2,782
	5	481	395	738	1,439	4,394
	10	554	682	1,012	2,551	7,415
	15	361	617	786	2,426	7,335
19	87	171	206	775	2,259	

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金
例表
長期入院特約

介護給付特約

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

介護給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（男性）（特約介護給付金額1万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	1
	4	0	0	0	0	6
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	10
	3	0	0	0	0	34
	5	0	0	0	4	66
	9	0	0	3	8	36
15年満期	1	0	0	0	0	7
	2	0	0	0	0	61
	3	0	0	0	12	111
	5	0	0	13	46	198
	10	1	6	48	88	291
20年満期	1	0	0	0	0	43
	2	0	0	0	16	133
	3	0	0	3	47	221
	5	0	0	37	105	386
	10	2	23	99	214	705
15年満期	1	0	0	0	0	7
	2	0	0	0	0	61
	3	0	0	0	12	111
	5	0	0	13	46	198
	10	1	6	48	88	291
20年満期	1	0	0	0	0	43
	2	0	0	0	16	133
	3	0	0	3	47	221
	5	0	0	37	105	386
	10	2	23	99	214	705
15年満期	1	0	0	0	0	7
	2	0	0	0	0	61
	3	0	0	0	12	111
	5	0	0	13	46	198
	10	1	6	48	88	291
20年満期	1	0	0	0	0	43
	2	0	0	0	16	133
	3	0	0	3	47	221
	5	0	0	37	105	386
	10	2	23	99	214	705

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

介護給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（男性）（特約介護給付金額1万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	5
	4	0	0	0	0	5
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	10	6
	3	0	0	0	0	28
	5	0	0	0	1	58
	9	0	0	2	6	32
15年満期	1	0	0	0	0	2
	2	0	0	0	0	52
	3	0	0	0	6	99
	5	0	0	6	37	180
	10	1	5	39	78	270
20年満期	1	0	0	0	0	35
	2	0	0	0	9	118
	3	0	0	0	37	200
	5	0	0	26	90	354
	10	2	19	82	191	657
15年満期	1	0	0	0	0	2
	2	0	0	0	0	52
	3	0	0	0	6	99
	5	0	0	6	37	180
	10	1	5	39	78	270
20年満期	1	0	0	0	0	35
	2	0	0	0	9	118
	3	0	0	0	37	200
	5	0	0	26	90	354
	10	2	19	82	191	657

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」「無配当定期保険」以外の場合〕

介護給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（女性）（特約介護給付金額1万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	5
	4	0	0	0	0	6
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	9
	3	0	0	0	0	33
	5	0	0	0	0	65
	9	0	0	1	6	36
15年満期	1	0	0	0	0	9
	2	0	0	0	0	64
	3	0	0	0	6	117
	5	0	0	2	37	207
	10	0	4	35	78	307
20年満期	1	0	0	0	0	52
	2	0	0	0	11	152
	3	0	0	0	40	249
	5	0	0	22	95	434
	10	1	16	76	201	794
15年満期	1	0	0	0	0	7
	2	0	0	0	0	61
	3	0	0	0	12	111
	5	0	0	13	46	198
	10	1	6	48	88	291
20年満期	1	0	0	0	0	43
	2	0	0	0	16	133
	3	0	0	3	47	221
	5	0	0	37	105	386
	10	2	23	99	214	705

※契約更新時の被保険者の契約年齢

〔主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合〕

介護給付特約 解約返戻金例表（年払・半年払・月払）

（女性）（特約介護給付金額1万円に対し）

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	4
	4	0	0	0	0	5
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	4
	3	0	0	0	0	26
	5	0	0	0	0	56
	9	0	0	0	4	32
15年満期	1	0	0	0	0	3
	2	0	0	0	0	55
	3	0	0	0	0	103
	5	0	0	0	29	187
	10	0	3	28	69	284
20年満期	1	0	0	0	0	44
	2	0	0	0	4	136
	3	0	0	0	30	226
	5	0	0	13	80	398
	10	1	13	62	178	740
15年満期	1	0	0	0	0	7
	2	0	0	0	0	61
	3	0	0	0	6	111
	5	0	0	6	37	198
	10	1	5	39	78	270
20年満期	1	0	0	0	0	35
	2	0	0	0	9	118
	3	0	0	0	37	200
	5	0	0	26	90	354
	10	2	19	82	191	657

※契約更新時の被保険者の契約年齢



解約返戻金例表 介護給付特約

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
 介護給付特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)
 (男性) (特約介護給付金額1万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	6
	4	0	0	0	0	6
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	9
	3	0	0	0	0	32
	5	0	0	0	2	64
	9	0	0	2	7	35
15年満期	1	0	0	0	0	5
	2	0	0	0	0	58
	3	0	0	0	8	108
	5	0	0	8	41	194
	10	1	6	40	83	290
	14	0	2	12	29	107
20年満期	1	0	0	0	0	41
	2	0	0	0	12	131
	3	0	0	0	41	219
	5	0	0	29	97	385
	10	3	22	84	203	716
	15	3	25	72	197	759
	19	1	10	21	63	301

※契約更新時の被保険者の契約年齢

(主契約が「無配当新型医療保険」「無配当無事故給付金付新型医療保険」の場合)
 介護給付特約 解約返戻金例表 (年払・半年払・月払)
 (主契約に年齢の計算に関する特則を付加した場合)
 (女性) (特約介護給付金額1万円に対し)

保険期間	払込年数	契約年齢※				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
5年満期	年1	円	円	円	円	円
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	5
	4	0	0	0	0	5
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	8
	3	0	0	0	0	31
	5	0	0	0	0	63
	9	0	0	0	5	35
15年満期	1	0	0	0	0	7
	2	0	0	0	0	62
	3	0	0	0	2	113
	5	0	0	0	32	204
	10	0	4	29	74	307
	14	0	1	9	26	114
20年満期	1	0	0	0	0	52
	2	0	0	0	7	152
	3	0	0	0	35	250
	5	0	0	15	87	437
	10	1	14	64	191	813
	15	2	17	56	189	861
	19	0	7	17	61	333

※契約更新時の被保険者の契約年齢



● Memo SPACE

Grid area for notes, consisting of a vertical line on the left and a grid of dots for writing.



解約返戻金 例表 介護給付特約



● **Memo SPACE**



A large grid of dots for writing, consisting of 20 columns and 25 rows of small black dots.

ジブラルタ生命からのお願い

- つぎのような場合には、当社へご連絡ください。
 - 転居、住所表示変更のとき
 - 名義変更、受取人変更、改姓のとき
 - 保険証券を紛失したとき
 - その他、保険契約についてのお問合せやご相談の場合
- ご契約に関するご照会やご連絡の際には「証券番号」、「契約者と被保険者のお名前」および「ご住所」を必ずお書き添えください。
- 保険証券はさまざまな手続に欠かせないものです。「ご契約のしおり・約款」とともにお客様ご自身で管理してください。

ご契約についてのご照会はジブラルタ生命 コールセンター
(旧スター生命専用ダイヤル)

0120-160-414 (通話料無料)

イ リ ョ ー ヨ イ ヨ

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・ この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・ (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ・ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



[引受保険会社]

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
0120-160-414 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先 (担当者)